HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アメリカに於ける法人税の発達（三）－＜法人-株主＞課税を中心に－
Author(s)	畠山, 武道
Citation	北大法学論集, 26(4), 1-100
Issue Date	1976-03-29
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16197
Type	bulletin (article)
File Information	26(4)_p1-100.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論説

アメリカに於ける法人税の発達（三）

――〈法人―株主〉課税を中心に――

畠山武道

目次

序論　対象とする問題の提示
第一章　初期及び二〇年代の税制
（以上、二四巻二号）
第二章　ニューディール期の税制
第一節　ニューディール税制の成立過程
（以上、二六巻二号）
第二節　未分配利潤税の成立と崩壊
第一款　未分配利潤税の成立
第二款　未分配利潤税の構造と欠陥
第三款　未分配利潤税の経済的、経営的効果をめぐる争い
第四款　未分配利潤税に対する各種の反応と効果
第五款　未分配利潤税の廃止
第三節　ニューディール税制の消長
第四節　ニューディール税制の「客観的」評価の試み
（以上、本号）
第三章　戦後の税制

第二節　未分配利潤税の成立と崩壊

第一款　未分配利潤税の成立

既に、一九二〇年前後に主張されたT・S・アダムス、F・R・フェアチャイルド提案の中にみたように、〈法人―パートナーシップ―個人事業〉の間に厳密な課税の公平を図るためには、法人の留保利潤に課税する必要があった。その中でも特に閉鎖的人的持株会社は、高額所得者の個人付加所得税逋脱の手段と化し、それが「財布の法人化」として強い批判を浴び続けていたことも、既に幾度か指摘した。これらの行為をいくらかでも規制する手段が不当留保利益税であったが、それがほとんど作動しない紙上の存在にすぎないことも、これまた一般的了解であった。

これらの状態は、一般に黙認され続け、ごく少数のもののみが、根本的改革を唱えて活発な活動を行っていた。しかしこれらの提案は、常に強力な反論に遭遇した。いわく、「偶発時に備うべき剰余金を侵蝕する」「企業の健全な発展を妨げる」「経営判断に連邦政府が介入する」など。かくして、産業立国観と株式投機熱の蔓延していた一九二〇年代におけるこれらの試みは凡て失敗したのであるが、これらの提案を浮上せしめる条件が三〇年代に至って再び形成されてきたことは、本章第一節より判明しよう。

一九三六年の未分配利潤税（undistributed profits tax）は、これらの動向の頂点に位する税制であり、今日にまで至るアメリカ税制史の中にあっても、画期的かつ特異な存在である。我々は、その成立から崩壊に至る過程の中に、法人税制をめぐる論争と社会的動向の集約をみることができるだろう。

一　ローズヴェルトの提案

未分配利潤税の導入は、一九三六年三月に彼が連邦議会に送った補正予算教書にはじまる。しかしここでは、彼の

提案が、突如として想起されたものではなく、彼が本来有していた政治的気質のある帰結であることを示しておこう。即ち、ローズヴェルトは、以前より投機に利用されている膨大な法人留保利潤を課税により取り締るべきことを広言していたが、[1] 一九三五年のあの「富の再分配教書」では、次のような具体的コメントを与えていたのである。「結局、我々は事業の凡ての分野における不必要な持株会社の排除を通して、租税による法人構造の簡素化を図るべきである。我々は同様に、愚かで不必要な法人剰余を抑制すべきである。これら複雑で困難な問題は、本連邦議会の現在の会期の残りの時間では、十分に討議されることはできないであろう」[2] と。そして三六年に発生した偶発事が、[3] 遂に彼を具体的提案に踏み切らせることになったのである。

(1) 既に一九三二年の大統領候補受諾演説の中で、ローズヴェルトは、巨大な法人剰余への非難とその規制の必要性を口にしている (as reported in the *New York Times*, July 3, 1932, p. 9; Buehler, *The Undistributed Profits Tax*, p. 18.)。

(2) Roosevelt, *Public Papers and Addresses*, Vol. 4, p. 276.

(3) 本稿前出二六巻二号一四七頁、参照。

一 法人税制合理化の手段としての未分配利潤税

まず、教書の内容を便宜上四つに区分し、主要部分を訳出しよう。[1]

(一)「事業所得に対する現行税制の改良方法に関する広範囲の研究は、事業利潤が非法人企業より生じたか又は法人事業より生じたか、更には稼得所得として直の所有者に分配されたか又は留保されたかを問わず、凡ての事業利潤の享受者の間に税負担の公正な分配を図るべく改正を考慮すべきことを正当としている。法人税と非法人事業の所有者に課される税との間に現存する格差は、小事業の法人成りを困難乃至不可能にしている」。

(二)「巨大な所得の納税者によってコントロールされた法人内への剰余金の蓄積は、未分配法人所得に付加税を免除することによって促進されている。株主は分配、未分配法人所得の双方の利益所有者であるから、目標は、つまり基本的公平の問題である

が、利益所有者に分配されたか留保されたかを問わず、凡ての法人所得に対する税負担の公平を追求することであるべきである。現行法のもとにあって、法人税は配当の支払を必要としている株主に渡る法人利潤にあまりに深くひたりきり、利得を未分配のままにしておく余裕のある株主の持分は、現行付加税を全く回避しているのである。この現行付加税を逋脱する方法は、所得税法それ自体と同じ位に古くからの問題であったのであり、この逋脱形式を阻止せんとして連邦議会によって繰り返しなされた試みも、成功するに至っていないのである。この害悪はしだいに増大してきた。今やそれはその現出する不公平と連邦歳入に対する深刻な影響という観点から、攪乱的割合にまでなったのである。〔中略〕もしこの未分配所得が分配されたなら、それは株主の所得に加えられ、他の個人所得と同じように課税されよう。しかし現実の問題として、これらの法人をコントロールする株主によって、所得は留保される。わずか一年をとってみても、政府は一・三ビリオンダラー以上に達する歳入を奪われることになる」。

(三)「稼得所得として分配されない法人所得（他法人よりの配当を含む）に対する適当な課税は、現行法人税、法人資本税及びそれに関連する超過利潤税並びに現行の配当に対する個人普通所得税の免除の廃止を同時に伴うことによって、事業利潤に対する我々の租税の中の深刻な二重の不公正を是正することになる。未分配法人所得に対する税率は累進的とし、もし法人利潤が分配され株主の手元で課税されたなら得られるのとおよそ同等の歳入を得られるよう定められるべきである。このような我々法人税の改革は、租税手続、法人会計及び我国の市民による全体の事項の理解の簡素化に大きな影響を与えるだろう。それは税制改革における明白な進歩を形成するものである」。

(四)「財務省は、この簡素化と不公正の排除が、総額九二〇ビリオンダラーを得るために何の不公正もなく実行に移されうることを示すための見積りを、喜んで連邦議会に提出するであろう。〔中略〕政府が緊急に必要としている歳入に目をやると、主として本会計年度に影響を及ぼすものとして、五七〇ミリオンダラーの支出がある。この額は、たとえ復旧経過が二年乃至三年に渡っても、何らかの方法で国庫に回収されねばならない」。

以下、簡単な解説を加えてみよう。まず(一)は、法人事業と非法人事業（個人事業、パートナーシップ）間に存する税負担の格差の是正を求めるものである。既に幾度も指摘したように、法人は単に比例税率よりなる法人税を支払うことによって残りを将来の投資のための剰余金として蓄積することが可能であるが、個人やパートナーシップ事業の所有者はすべての利潤につき総合累進税を支払わねばならない。この点で、法人がその利潤を不当に必要限度をこえ

て留保した場合にはもとより、合理的要請に基づき留保した場合にも、そこに税負担の格差が生じる。企業形態の差異によってもたらされる税負担の格差を是正するために、経営単位としての法人に他の事業と同等の負担を課すことは、もとより税負担の公平の観点からは望ましいといえる。尤も小事業主も「法人成り」によって法人と同等の特典を享受することができるように思われるが、[2] その点はともかく、税格差が「小事業の法人成りを困難乃至不可能にしている」という指摘の意味は明確でない。むしろ税以外の種々の要因によって「法人成り」が困難な事業の救済が、念頭にあると解すべきだろう。[3]

次に(二)は、本税の中心的目標が富裕者による〝財布の法人化〟の防止にあることを示している。ここではまず〈株主—パートナー—個人事業主〉間の公平実現が図られているが、併せて均等の比例法人税率適用によってもたらされる〈富裕株主—弱小株主〉間の税負担格差の是正も意図されているといわれている。[4] しかし以上の目的を、法人に対する課税によって完全に達成することは不可能であるから、間接的に配当を強制するための威嚇的効果が中心ということになろう。[5] またローズヴェルトの「株主は分配、未分配法人所得の双方の利益所有者であるから、利益所有者に分配されたか留保されたかを問わず、凡ての法人所得に対する税負担の公平を追求すべきである」との主張は、我々に *Collector v. Hubbard* 判決の下りを思いおこさせるが、これはむしろ法人擬制説の発想に近いもので、一九三五年の法人累進税を提案した「富の再分配計画教書」でとっていた実在説的発想とは矛盾するようにも思える。しかし未分配利潤税率は累進構造とされており、その構成はむしろ実在説的説明になじむようにも思われるから、[6] 結局、ローズヴェルトの念頭には両者の厳密な区分は毛頭なく、両者が便宜的に用いられているということになろう。[7]

次に(三)で、ローズヴェルトは、未分配利潤税の導入と交換にその他の法人課税を廃止することによって、税制簡素化がもたらされることを指摘している。この点は彼の提案の「要」であって、未分配利潤税が単なる富裕者収奪税で

はなく、極めて合理的に思料された〈法人—株主〉課税の一方式であることを示している。この方式については次に詳述するが、従来より多額の歳入をあげている法人税全廃などを含む実に大掛りなものであって、ローズヴェルトの気質に相応しい大胆な発想と行動力に支えられた提案であるといえよう。更に(四)に示されるように、彼が歳入調達のためにこの税の提案をしたことは疑いがなく、[8] 彼が歳入調達の必要性を無視しているのでないことはいうまでもない。しかしこの点をとらえて、彼が補整的財政理論に無知であったとか、旧来といささかもかわらない租税観を有していたとかいう非難は、あまり適切でないように思われる。[9] 彼の発想が多くは道義的社会政策的観点に支えられていたとしても、二〇年代の租税政策がこれらをほとんど無視したものであったことを考えると、やはりそこには長足の進歩がみられ、今日にまで連なる多くの問題が提起されているといえよう。しかしてこれも、専らローズヴェルトの個人的発想にのみ起因するものではなく、ブライアン、あるいはジョンズ議員らの民主党の伝統及び多くの共和党左派、革新党の伝統を承継し、実現させたものに他ならないのである。[10]

(1) Roosevelt, *op. cit.*, Vol. 5, pp. 105—106. Cf. R. G. & G. C. Blakey, "The Revenue Act of 1936," 26 *Am. Econ. Rev.* 466, 466—467 (1936); Legislation, 85 *U. Pa. L. Rev.* 83, 83, n. 6 (1936), 以下、Legislation は Legis. Pa. のように略称引用する。

(2) Cf. Legislation, 36 *Colum. L. Rev.* 1321, 1323 (1936); Legis. Pa., p. 84.

(3) 例えば、法曹、医者などはそもそも法人成りが不可能であるが、小規模な商会なども、財政上の理由から法人成りは得策でないといわれる (Legis. Colum., p. 1323; Legis. Pa., p. 84.)。

(4) 「法人所得の課税方法変更の主たる目的の一つは、現在の均一法人税率に起因する大株主と小株主の間の不平等を除去することである」(Legis. Pa., p. 85, n. 14.)。

(5) この点は、次に款を改めて説明する。

(6) Legis. Colum., p. 1324, n. 22.

(7) このことは、決して両者を厳密に区分すべきことを主張するものではない。むしろ具体的政策選択にあたって、この様な区別は無意味に近いだろう。その点で、「前年の法人実在説的立場から一八〇度転換した完全な法人擬制的立場からの勧告」「ローズヴェルト政府が一九三五年から一九三六年にかけて、法人税の基本観を一転させた」(宮島洋「現代租税政策の形成過程—アメリカ連邦法人税について—」『証券研究』三三号二二六頁、二三二頁註〔17〕)という見解には賛成できない。但し、同上二三二頁註(24)及び同「『シャウプ勧告』の再検討」(『経済評論』一九七二年二月号一八〇頁)の指摘参照。

(8) J. B. Martin, Jr., "Taxation of Undistributed Corporate Profits," 35 *Mich. L. Rev.* 44, 52 (1936).

(9) 例えば、そもそも論稿の執筆意図が異なるが、アメリカ経済研究会編『ニューディールの経済政策』(四一一—二頁、四二三頁註〔7〕〔西川執筆〕)の見解参照。しかしこの点については既に触れた(本稿二六巻二号一五二頁註〔30〕)。

(10) 参照 Buehler, *op. cit.*, p. 19; Martin, *op. cit.*, pp. 44—48; シュレジンガー『ローズヴェルトの時代』第三巻、四一八頁。

二 経済政策の手段としての未分配利潤税

以上述べた様に、未分配利潤税の直接の目的は〈法人—パートナーシップ—個人事業〉間に厳格な課税の公平をもたらすことであった。しかし同時に、その背後には隠れたる動機・目的として、未分配利潤課税によるマネー・フローの管理、証券市場の活性化という過激な経済統制論者の「理論」が存在すると一般に伝播され、かつ信じられていた。[1] この点は、しかし必ずしも「理論」という程に明確な形では提唱されておらず、論者によってその内容も異なる。また現在の筆者はそれら各種文献を縦横に分析する余力を欠いているので、ここではそのアウトラインを明らかにするに留めざるをえない。

その提唱者達によって様々に主張された未分配利潤税の経済政策的効果とは、次の様なものである。①個々の株主及び資本市場機構による資金分配は、利潤留保よりも一層有効な資本供給の合理的使用を保証する、②証券取引委員会その他の国家機関による法人資金調達の統制は、自己金融(利潤留保)によるよりも株式発行によって資金調達の大きな部分がなされる方が、より効果的となる、③もし株式発行によって取引の資金調達がなされねばならないのに

他の法人の株式への同額の投資がなされていなかったとすると、未分配利潤が、しばしば他の法人の株式への投資に使用され、経済的権力の集中を強めていたのである、④配当という形の利潤分配は、受取配当の一定割合は再投資されず消費に廻されるが故に、購売力を増大させる（不況の原因に関する過少消費説の立場からの消費拡大の主張）。(2)

しかしより慎重で深甚な未分配利潤税の理論構成は、一九三三年にブレーン・トラストの一人であるR・G・タグウェルが著した *The Industrial Discipline* によって与えられた、と人々は信じていた。(3) 彼の主張は、きわめて大雑把に整理・図式化すると、次の様になる。(4)

アメリカ企業は設備投資を過剰に行った→従って、過剰生産は生じていないが、消費者は価格騰貴によって欲求する総ての材を取得できない→企業内への資本配分の不適正による遊休設備の存在が、高物価の一原因である→資本、貯蓄が一般的に過剰であるということはありえないが、配分が不適正で悪性投資がなされている→不適正投資は是正されるべきである→その資金源は、株主の利害に反して取締役の手中にある法人剰余であり、それは政府の圧力によって分配を強制されるべきである→分配を強制された資金は、再投資の際に証券市場の通常回路を通り、検査規制される→配当を強制するために未分配法人剰余への課税がなされるべきであるが、同時に、徴収した税収に基づく政府留保基金が開設されるべきである→その政府基金は、景気安定のための政府支出に充当される。

かくして、政府は未分配法人剰余の規制手段と公共支出のための財源調達手段の双方を入手することができるのであるが、この考え方が、政府は健全な経営者の事業判断に干渉すべきではない、という伝統的信念（その中には厳正な公平課税を主張したフェアチャイルドも含まれる）に正面より対立するものであることは明白であろう。(5)

巨大な法人剰余の存在と経済的権力の横行に反撥するローズヴェルトが、この考え方に全く心を動かされなかったとはいえまい。(6) また、この考え方が人々の支持を得る条件も存在した。しかしこの法人剰余の国家的規制というタグ

ウェル流の考え方が、必要以上に財界や保守派を刺激したことも否定できない。[7] かくして未分配利潤税は、この点からも、難儀な攻撃材料を抱え込むことになったのである。

(1) 財界は、未分配利潤税を大統領自身の提案とみるよりも、無知な大統領を背後よりタグウェル、エックレーズ、フランクファータらがけしかけた結果とみていた(Paul, *Taxation in the U. S.*, p. 192)。しかし実際には、これら論議にローズヴェルトもモーゲンソーも殆んど関知してはいなかった(シュレジンガー・前掲書、四一六頁)。但しローズヴェルトがこの考え方を支持しなかった訳ではなく、彼は後の一九三八年四月二九日の議会宛教書の中でその趣旨を明らかにしている(*President's Tax Message to Congress*, April 29, 1938, 83 *Cong. Rec.* 5995; *TNEC, Final Report and Recommendations* [Washington, D. C.: GPO, 1941] p. 19.)。

(2) ここでは G. Colm, "Conflicting Theories of Corporate Income Taxation," 7 *L. & C. P.* 281, 289 (1940). の要約を利用した。また過少消費説の立場よりする法人剰余への批判については Buehler, *op. cit.*, pp. 16—17. の他に Legis. Colum., pp. 1351—1352, id., nn. 213—218. が詳細であり、文献もそこに網羅されている。次に述べるタグウェルもこの考え方をとっていたが、これらの考え方は、後に三六年のケインズの『一般理論』の中で支持された(シュレジンガー・前掲書、四一八頁)。

(3) Paul, *op. cit.*, p. 192; Ratner, *op. cit.*, p. 474. の他に 83 *Cong. Rec.* 2770, 2789—2790, 2878. なども参照のこと。

(4) R. G. Tugwell, *The Industrial Discipline* の他に彼の *The Battle for Democracy*; M. Eccles, *Beckoning Frontier* などにその論旨が展開されているといわれるが、いずれも参照することができなかったので、ここでは Buehler, *op. cit.*, pp. 14—16. の要約を参照した。

(5) Colm, *op. cit.*, pp. 288—290. を一般的に参照されたい。

(6) Buehler, *op. cit.*, p. 23.

(7) 特に *Industrial Discipline* の中の次の様な記述が、保守派の怒りを招いた。「投資の統制は、一般に考えられるほど複雑な問題ではない。そこに含まれる原理は僅かに二つである。つまり総ての投資を公開市場へと強制し、新たな資本発行を規制することである。もし我々が①法人格賦与を州に替えて連邦に認め、②剰余を市場へと強制するための課税権の行使の正しさを認め

るならば、そのいずれもが不可能ではない。もし企業が統制されるべきなら、事業への法人格賦与は州から国家へ移譲される必要がある。新しい資本の種々の用途への流入は監視される必要がある。価格は統制されなければならない。そして今日部分的又は全体的に忘却されている活性的利益が防禦されねばならない「計画化は必然的に連邦政府の機能となろう。計画機関が政府に取って替わる。事業は、論理上消滅することを求められる。これは文字どおりの強調のための誇張ではない。自動車産業のごとき新しい産業はもはや発生しはしまい」「未来はロシアにみえつつある。我が政治家達は役務を放棄し、又は大なり小なり穏健に免職させられる。おそらく我が憲法と法令は改正されよう」(83 *Cong. Rec.* 2789. のリード議員の発言に引用されたものによる)。

二　未分配利潤税の論理構造

一　諸政策の集結点としての未分配利潤税

未分配利潤税は、各種の稜線上に形成された諸政策の頂点たる意義を有する。その一稜線は、いうまでもなく、一九一七年に一度試みられ、一九二一、二四年に立法が試みられ、そして一九三四年の人的持株会社課税によってその一部を実現されるに至った一般的留保利潤課税の系譜である。[1] 一般的留保利潤課税の目標は、さしあたり、事業形態の差異によってもたらされる〈個人事業—パートナーシップ—法人〉間の税負担の格差の是正であり、それらを事業単位として扱う限度において税の効果を中立にしようとするものである。更にこの未分配利潤税の効果として、均一の法人税率によってもたらされる〈大株主—小株主〉間の税負担格差の除去が説かれることがあるが、[2] 法人自体に課税する方式を採る限り個人の担税力に完全に応じた課税を図ることは不可能であり、[3] パートナーシップ課税方式のみがこれを良くなしうる。しかし *Eisner v. Macomber* 判決以来パートナーシップ方式に基づく持分課税が違憲視されている以上、残された手段は、あくまで実際に配当がなされるように威嚇的圧力を加えて、現実に分配された利潤に累進税率を適用することであって、[4] その点でこの未分配利潤税は、「強制配当方式」に類似するということもできる。

第二の稜線は、一九一三年法以来の不当留保利益税の発展系列である。これは本来は事業単位相互よりは、その事業体を構成する個人、つまり〈個人—パートナー—株主〉間の課税の公平を図らんとしたものであったが、*Eisner* v. *Macomber* 判決以来、法人自体に罰則的威嚇を加えて配当支払を強制するという間接的方式に変質していた。しかしこれさえ「付加税逋脱の意図」「事業の合理的必要」の要件故に、幾度の改正や適用強化にもかかわらず、ほとんど無力であった。未分配利潤税は、それら要件を凡て不要とするものであり、(5) その点で、三四年の人的持株会社課税を最大限拡張したものということができる。(6) 未分配利潤税によって、利潤の大部分を留保している法人をコントロールしている大株主に打撃を与えることができる。その際、当該法人の小株主もいくらかの損害を被ることが考えられるが、小株主はもともと法人の経営権を奪われ、本来ならば受領できるはずの配当を減ぜられていたのであるから、未分配利潤税賦課によって従来以上の不利益を被る可能性は少いものと思われる。(7)

第三の稜線は、ローズヴェルト自身の指摘したごとく、抜け穴封じ込めによる政府歳入の増加であるが、この点については多言を要しないだろう。

第四の稜線は、キャピタル・ゲイン課税の系譜である。留保利潤に対する課税は一定程度キャピタル・ゲイン課税の代替たる役割をはたす。この問題は徐々にその重要性を認識されつつあったが、しかし未だ十分論議されるまでには至っていなかった。(8)

第五の稜線は、税制の簡素化という主張である。この点は、箇所をかえて、やや詳しくみることにしよう。

(1) この点については、Buehler, *op. cit.*, pp. 3—14 ; Martin, *op. cit.*, pp. 44—48. 等を参照されたい。

(2) 本稿前出、五九六頁註(4)。

(3) Cf. R. G. & G. C. Blakey, *op. cit.*, pp. 410—481 ; Martin, *op. cit.*, p. 52, n. 45 ; Legis. Colum., pp. 1323—1324 ;

Legis. Pa., pp. 85—86；本稿、一四巻一号三一一、三一六—七頁。

(4) Cf. Martin, *op. cit.*, pp. 52—53, n. 46.

(5) 未分配利潤税と不当留保利益税の差異に関しては、J. K. Hall, "The Taxation of Corporate Surplus Accumulations," *Joint Committee on the Economic Report*, 82 d Cong., 2 d Sess., pp. 11—13 (1952), (rept. in Bittker, *Federal Income, Estate and Gift Taxation*, 2 nd ed., pp. 627—628.) が簡便な説明を行っている。

(6) Buehler, *op. cit.*, p. 6；B. Graham, "The Undistributed Profits Tax and the Investor," 46 *Yale L. J.* 1, 2 (1936)；Martin, *op. cit.*, p. 51.

(7) Cf. Buehler, *op. cit.*, pp. 135—136.

(8) 上院財政委員会公聴会で、ルヴァリング歳入局長がこの点に言及している (Martin, *op. cit.*, p. 52, n. 44.)。なお、この点に関しては、代表的見解として H. Simons, *Personal Income Taxation* (Chicago : U. Chi. U. P., 1938), chapt. 9；Committee on Taxation of the Twentieth Century Fund, *Facing the Tax Problem* (New York : Twentieth Century Fund, 1937), 478—479. をみよ。他に時代は下るが、グード『法人税』(邦訳) 一八五頁註(2)、一〇三—一四頁、Groves, *Potswar Taxation and Economic Progress*, pp. 59—62；Seltzer, *The Nature and Tax Treatment of Capital Gains and Losses*, chapt. 9；W. S. Vickrey, *Agenda for Progressive Taxation* (New York : Ronald, 1947), pp. 150—163. 等を参照。

二　〈法人—株主〉課税の一方式としての未分配利潤税

さて、未分配利潤税がより画期的とされる所以は、それが従来よりバラバラに存する複雑な個人所得税、法人税体系に接木されて補完的役割をはたすものとしてでなく、それら全体に代置されるべき一つの包括的提案として、つまり〈法人—個人〉課税の根本的改革提案としてなされている点にある。その論理構造は、二〇年代当初にフェアチャイルドによって提案されたものにほぼ類似するが、ここにローズヴェルト提案をほぼ実現した下院歳入委員会案に従って再び整理してみると、次のようになる。

①法人は「未分配利潤税」にのみ服する。②分配利潤（配当及びその予定部分）は法人税に服さず、受領された時点で個人所得税にのみ服する。③配当に関する二重課税はかくして発生しないから、法人及び個人に対する受取配当控除措置は廃止される。④その他の一切の法人課税は廃止。

以上を図示すると、次のとおり。

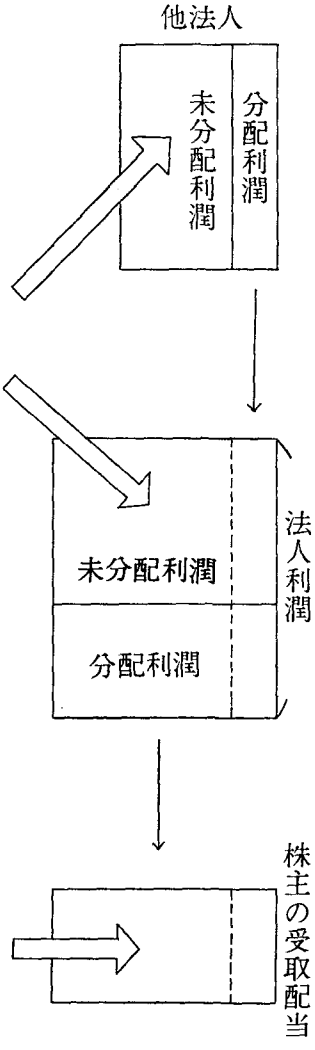

かくして法人利潤は、分配利潤も未分配利潤もただ一度所得税を賦課されることになり、税制は大いに簡素化されるとともに、分配部分に関する限り、一切の他の所得との税負担の格差は是正されることになる。既述のように、この方式はパートナーシップ方式ほどに完全とはいえないが、法人を独立の課税主体として承認せざるを得ない以上、

真に止むを得ない次善の方式ということができよう。かくしてこの提案は、従来より試みられた税制簡素化案を大きく前進させる一方、法人税と個人所得税の統合という究極的課題に向けた貴重な第一歩を記すものだったのである。[1]

(1) Groves, *op. cit.*, p. 50 ; Hall, *op. cit* (rpt. in Bittker, p. 627.)。

三　議会における攻防と修正

一　未分配利潤税の評価をめぐる攻防

未分配利潤税をめぐる政治的攻防については、きわめて簡単にではあるが、序説の部分で触れた。ここでは重複を避けながら、「理論」闘争と目される部分を摘出し、審議経過を追ってみたい。

まず、ローズヴェルトの提案をほぼ全面的に受けいれた法案が歳入小委員会によって作成され、歳入委員会に提出されたのが、ローズヴェルトの教書発表三週間後の三月二六日である。ひき続き三月三〇日から四月七日に渡って公聴会が開催された。財務長官モーゲンソーは、この法案にもともと気乗薄で、大統領が欲するが故に彼もこの提案を支持するにすぎなかったが、[1] 既述のように公聴会を欠席したために、弁護の全責任は顧問役のオリファントに委ねられた。彼は「彼のなしうる最善を、いやおそらく何人かがなしうる最善をつくして」[2] 本税を弁護したが、ここでは不必要な非難をかわすために、本税の提案にはタグウェル、エックレーズ、フランクファーター等の過激派及び彼本人も関与していないこと、法人の巨大な利潤留保によってもたらされた過大貯蓄・過少消費が大恐慌の原因であること、本税は資金の円滑な流動と適正配分に効果のあることなどを主張した。[3] 財務省の正式の代表者は、ガイ・ヘルヴァリング歳入局長であったが、彼は専ら税負担の公平と歳入確保の側面から本税を弁護し、「企業の内部経営に干渉」する意図はもうとうないことを強調した。[4]

四月二一日、歳入委員会は、民主党よりなる多数決をもって、歳入小委員会案をほぼそのままに可決したが、その報告書の中では、未分配利潤税の提案理由が、①法人内への利潤留保を通じた個人による付加税逃脱の防止、②〈法人―パートナーシップ―個人事業〉間に存する深刻な不公正の排除、③現行法人税率に起因する大法人と小法人間の不公正の排除、などと説明されている。(5)

他方、共和党員よりなる少数意見書は、まず、未分配利潤税の欠点を、事業の生存に必要な十分な剰余金の蓄積を妨げ、不況失業克服に必要な事業拡張を妨げ、小企業を圧迫し、法人の信用を失墜させ、健全な所得課税原則を侵害している等々、一四の反対理由を列記し、(6) この提案がタグウェリアン哲学に基づく共産主義的なものであることを非難し、更に財務長官モーゲンソーの敵前逃亡行為にまで非難の鋒を向けた。(7)

下院本会議における審議は、四月二一日、ドートン歳入委員長の一時間一分に及ぶ長大な趣旨説明の後開始された。しかし、数人の共和党議員が冗長な反対意見を述べたものの、大部分の議員は二三六頁にも及ぶ法案の内容をほとんど理解できず、また極端に欠席がめだつ中で、本法案は四月二九日、さしたる修正もなしに可決され、上院に送られた。(8)

さて、上院財政委員会の公聴会は四月三〇日―五月一日にわたって行われたが、この公聴会へ財界は満々たる自信をもって多数の代弁者を送り込み、未分配利潤税が不景気に備えた利潤留保を阻げ、小企業の成長を阻げて独占形成を助長し、あるいは企業を新しい資金のために金融市場へ追い込むことによって企業家を銀行家の意のままにさせるなどの攻撃を執拗に繰り返した。(9) 下院案を支持したのはわずかに財務省関係者のみであったが、しぶしぶ登場したモーゲンソーは、提案の目的が付加税逃脱防止にある点を証言すると早急に立ち去り、ヘルヴァリングも同様の発言を繰り返したため、(10) またしても反対者達のあらゆる非難と質問をオリファントが受ける羽目になった。オリファント

は、不当留保利益税や人的持株会社課税が不十分な以上、〈法人―パートナーシップ―個人事業〉間の課税公平を図るために未分配利潤税が必要なこと、恐慌の緩和機能のあること、立法者は、法人利潤留保に対する経営判断に干渉したり、事業組織を統制するつもりはないことなどを必死に主張したが、[11] 彼のけいけいたる眼光と重厚な音声も遂に保守的な財政委員会を動かすまでには至らなかった。多数メンバーは財界の猛攻に動揺し、遂に下院法案を拒否し、その代り法人所得税の増額を提案したのである。しかし、ブラック、ラフォレット、パット・ハリソンなどが猛反対したので、名ばかりの法人留保税を法案に付け加え、上院本会議に提出した。[12] 財政委員会は、そこで様々の理由をあげて下院案に反対しているが、主たるものは次のようなものである。①下院案は歳入額が全く不確定な空前の試みであること、②租税逋脱に使用されない多くの法人を処罰することになる、③新規法人の成長を妨げる、④不十分な剰余金しか有しない小法人に重く、大法人に有利、⑤法人統制権を会社役員や取締役から政府の立法部門へ移行させる、等々。[13]

六月二日より財政委員会案の審議を開始した上院本会議は、早くも三日後この提案を可決したが、下院に比較すると白熱した論戦が展開された。この骨抜きされた財政委員会案にさえ、共和党及び民主党の一部の議員は猛反対したが、[14] より一層精力的な主役はブラックとラフォレットであった。彼らは、財政委員会の提案する一率三％の法人税率引き上げと七％の留保利潤課税案は、応能課税という大部分のアメリカ人の信奉する租税原則に違反し、また富裕者の付加税逋脱を防止しえないこと、大多数の株主は配当を期待していること、[15] 下院案よりも財政委案の方がよほど差別的に重い税負担を小法人に課していること、悪しき経営者の判断に委ねられたままの巨大な法人剰余を規制する必要のあることなどを理由に、一二・五―一五％よりなる累進法人税及び二〇、三〇％の二段階の税率よりなる留保利潤課税案を修正案として提出した。[16] この提案は、ローズヴェルト及び下院案とは異なって法人税廃止を内容としない

ものであるが、ブラックによれば、それらの提案にほぼ近いものであった。[17] しかしながら大多数の議員が欠席し、大統領選挙をひかえて早期閉会が望まれていたこと、むしろ両院協議会での審議に期待すべきことなどを理由に、彼らがこの修正案を撤回したため、表決はおこなわれなかった。[18]

かくして最後の抗争の舞台は両院協議会に移され、そこで双方の不満のたちこめる中で妥協が図られたが、大統領の圧力とヴィンソンの指導する下院委員の努力が功を奏し、かなり緩和されはしたが、どうにかローズヴェルト提案の外形を止める法案が作成され、[19] この協議会案が、ひとしきり反対派の不満が述べられた後に、両院の本会議で可決されたのである。[20]

(1) Buehler, *op. cit.*, p. 32. 但し、シュレジンガー『ローズヴェルトの時代』第三巻、四一八頁は、モーゲンソーを積極的提案者の中に含めている。

(2) Paul, *Taxation in the United States*, p. 196.

(3) Buehler, *op. cit.*, pp. 32—33 ; Paul, *op. cit.*, pp. 194—195. 但し、シュレジンガー・前掲書、三一五頁は、オリファントが今回の留保利潤税提案の主な推進者であり、ミーンズがそれを助けたとしている。

(4) Buehler, *op. cit.*, p. 33 ; Paul, *op. cit.*, pp. 193—194 ; 80 *Cong. Rec.* 6006. この点で、財務省・歳入局と計画派ニューディーラー達の間には、本税に関する大きな受けとめ方の差異があったことを推測できよう（参照、シュレジンガー・前掲書、四一八—九頁）。なお、本税を弁護する種々の論議は、Buehler, *op. cit.*, pp. 65—66. にまとめられている。

(5) Buehler, *op. cit.*, p. 27 ; Paul, *op. cit.*, p. 195 ; Seidman, *Legislative History of Federal Income Tax Laws*, 1938—1861, pp. 208—209. なお、80 *Cong. Rec.* 5981—5989. のドートン歳入委員長の提案趣旨説明も参照されたい。

(6) R. G. & G. C. Blakey, *op. cit.*, p. 473 ; Buehler, *op. cit.*, p. 27 ; 80 *Cong. Rec.* 6115. cf. Paul, *op. cit.*, p. 195.

(7) Paul, *op. cit.*, p. 195. cf. 80 *Cong. Rec.* 6007.

(8) R. G. & G. C. Blakey, *op. cit.*, p. 474 ; Buehler, *op. cit.*, p. 28 ; Paul, *op. cit.*, p. 195.

(9) シュレジンガー・前掲書、四一九—四二〇頁、Paul, *op. cit.*, p. 196. なお R. G. & G. C. Blakey *op. cit.*, pp. 475—

476. 参照。各種の財界の代表者が証言したが、その中にまじってコネチカット商工会議所代表 Fred R. Fairchild の名前がみえる（R. G. & G. C. Blakey, *op. cit.*, p. 475, n. 11.）。

(10) 財務省側の証人名も R. G. & G. C. Blakey, *op. cit.*, p. 474, n. 9. に列記されているが、ブラッキーは彼らの主張を、①未分配利潤税は、独占を助長することなく、むしろ小法人を優遇し、小法人の簡潔さが財務経営、殊に利潤の再投資に有利である、②大多数の法人は証券売却、株式配当発行その他の方法により、十分な資本の確保を妨げられることはない、③巨大な剰余金が必ずしも配当、賃金、雇用の維持を保証するとは限らない、の三点に要約している。参照、野津『米国税制発達史』五一五―一六頁、Paul, *op. cit.*, pp. 195―196.

(11) Paul, *op. cit.*, pp. 196―197.

(12) R. G. & G. C. Blakey, *op. cit.*, p. 476 ; Buehler, *op. cit.*, p. 28 ; Paul, *op. cit.*, p. 197 ; シュレジンガー・前掲書、四二〇頁。

(13) Buehler, *op. cit.*, p. 29 ; Paul, *op. cit.*, p. 197 ; Seidman, *op. cit.*, pp. 209―210. 財政委員会は、更に、⑥未分配利潤税は事業拡大と雇用を遅らせる、⑦下院案は、上院案に比べて不安定でより生産的でない、⑧事業が既定のこととしている税体系の突然の変更をもたらす、⑨法人利潤と法人拡張を弱め、結局課税ベースを狭める、⑩下院案はそれでなくても混乱している所得税法を更に複雑にする、⑪財務省は、景気回復によってもたらされる配当所得の増加額を過小評価し、個人所得税額を少く見積りすぎている、等の理由もあげている（Buehler, *op. cit.*, p. 29.）。

(14) その代表者は、バード、グラス両議員であるが、ここでは 80 *Cong. Rec.* 9057―9069. のウォルシュ議員の論議を参照されたい。そこには全国の産業界から彼に送られてきた多数の書簡が陳列されている。

(15) 80 *Cong. Rec.* 8810―8811.

(16) *Ibid.*, pp. 9042―9043, 9046―9047.

(17) *Ibid.*, p. 8814. これは、彼らが上院財政委員会報告少数意見書において提案したもの（Paul, *op. cit.*, p. 198.）と基本的に同一のものとみてよい。彼らによれば、下院案はあまりに複雑であるという欠点を有していた。しかし、ベイリー議員が執拗に食いさがったように（80 *Cong. Rec.* 8814―8815.）、ブラック＝ラフォレット提案は、法人税の全廃を含まない点において、ローズヴェルト提案及び下院案とは性格を大きく異にしているということができよう。

(18) 80 *Cong. Rec.* 9052 cf. R. G. & G. C. Blakey, *op. cit.*, p. 477 ; Paul, *op. cit.*, p. 198.

(19) R. G. & G. C. Blakey, *op. cit.*, p. 477 ; Paul, *op. cit.*, p. 198 ; シュレジンガー・前掲書、四二〇頁。三名の共和党委員は署名を拒否し、ジョージ及びウォルシュ両上院議員は少数報告書を提出して抵抗した。その全文は 81 *Cong. Rec.* 10163—10164. に引用されている。

(20) R. G. & G. C. Blakey, *op. cit.*, pp. 477—478 ; Buehler, *op. cit.*, p. 31 ; Paul, *op. cit.*, p. 198.

二　修正による未分配利潤税の不純化

さて、一層重要な問題は、右記のような波乱をきわめた審議経過の中で、相互密接に連関した論理の上に成り立っていたローズヴェルトの未分配利潤税構想が、如何なる変容を被ったかということである。以下、変容経過をたどることにしよう。

下院歳入小委員会及び全体委員会作成の原案の骨子は、次のごときものであった。(1)

① 現行の法人（所得）税を全廃し、法人には、法人の調整純所得に対する未分配利潤額の割合に応じて、法人純所得に付加税を課す。

② 税率は、一万ドル以下の純所得法人には一—二九・七%、一万ドル以上の純所得法人には、四—四二・五%の累進税率とする。

③ 調整純所得は、純所得より公債利子を減じたものであるが、他法人よりの受取配当額は控除できない。未分配純所得は、更に未分配利潤税、支払配当額を減じて算出する。

④ 分配利潤（配当）には法人税を課さず、株主段階で、普通所得税、付加所得税を課す（個人の受取配当控除の廃止）。

⑤ 銀行、信託会社、破産会社には、純所得に対して一五%の定税率を適用する。外国会社も一率に二二・五%と

する。

⑥　配当支払制限契約を株主との間に締結している法人には、支払禁止額に等しい調整純所得には二二・五％の税を、それ以外の未分配利潤には未分配利潤税を課す。

⑦　別表の税率表により、配当可能利潤を欠く法人は救済される。

⑧　法人資本税、超過利潤税は廃止。

下院本会議は、⑥の税率を一五％に引き下げたほかに、二点にわたる簡単な修正[2]の後、右課税案を承認した。さて根本的修正は、上院財政委員会によって企てられたが、骨子は次のようなものである。[3]

①　現行法人税は廃止せず、法人税の累進税率に一律三％の上積みを行う。

②　未分配利潤税率は七％とする。

③　個人受取配当控除は廃止する。

④　法人資本税、超過利潤税は廃止しない。

確かに、上院財政委員会案も、従来の歴史的経過を知る我々にとっては、特に②、③の点で評価すべきものを含んでいる。②は、二〇年代初頭のT・S・アダムスの提案にほぼ類似するものであるし、③は、従来かたくなに受取配当控除廃止を拒んできた上院が、配当二重課税を是認したという点で画期的なものである。[4]しかしこの上院財政委員会案の最大の問題点は、下院案にみられる〈法人―個人〉税制の統合と簡素化の理念を全く無視し、それらを単に法人課税及び配当課税の強化、留保利潤への課税という問題にすりかえている点にある。従って〈法人税廃止―未分配利潤税新設―受取配当控除廃止〉の三位一体の論理的連関は全く失われ、それらが個々ばらばらに導入されて、一層多くの混乱と不公正がもたらされている。例えば配当二重課税についてみると、下院案では法人税が廃止されるか

ら、二重課税問題は生じないが、上院財政委員会は〈留保利潤課税—受取配当控除廃止〉のみを採用したから、配当のみならず留保利潤に対しても二重課税が発生することになる。この様な税制が下院案以上に中小企業を保護するところがあるかどうかは多分に疑問である。但し繰り返しになるが、上院財政委員会が受取配当控除廃止を受け容れたことは、多分に無理解と妥協の副産物という感が強いが、所得税法導入以来、はじめて配当二重課税のタブーが打ち破られたことを示す点でその意義は大きい。ここに富裕者、資産所得者重課のためにはらわれてきた一般世論、議会の進歩派の努力が結実することになったが、この成果も、従来の経緯を無視しては理解することができないだろう。

さて、上院財政委員会案は、初原の構想を大きくはずれるものであったが、法人税を廃止しない以上、七%という一定税率による留保利潤税も「いくらかの妥協が不可避」[5]である限り、それなりの説得力を有していたといえる（本稿二四巻二号三一一—二頁の、T・S・アダムス提案を想起せよ）。しかしながら三六年の未分配利潤税の場合には、両院協議会で原則を無視した妥協がなされたことから、結果は一層悲惨なものとなった。即ち、フェアチャイルド的留保利潤税案とアダムス的留保利潤税案という原理的に相容れない、その点でセットとしてのみ採用さるべき二者択一にある両原案[6]が相互につきあわされ、ばらばらに取捨選択されたのであるから、混乱は極度に増大することになったのである。その結果、両院協議会において、未分配利潤税率は七—二七%に大きく引き下げられたものの復活し、また法人税は廃止されないことになったから、いずれも累進税率よりなる法人税と未分配利潤税が併存するという、前後に例をみない、何人も予想しなかった税制が出来上ってしまった。今や法人は、法人税、法人資本税、超過利潤税の他に、複雑難解にして、一般納税者、上下両院議員はもとより、租税学者、会計士さえ容易に理解できない未分配利潤税を支払わなければならない。ビューラーは嘆息していう、「三三年以降、多くの新しい混乱した税法が制定された。翌年どんな新たな租税変更がなされるのかを、誰も予言できない。納税者が新しい税（特に複雑な税が早急な

時期にとり入れられた時）を調整するための、相当の期間が要求されている」。[7] しかるに三六年の未分配利潤税は、「連邦議会がかつて可決したうちで最も混乱した税」[8]であった。この様な結果は、しかしローズヴェルト自身が望んだものではなく、むしろ猛反対運動を繰り返した実業界・財界の労に負うところが大だったのである。

(1) Cf. R. G. & G. C. Blakey, *op. cit.*, pp. 471—472; Buehler, *op. cit.*, pp. 25—26; Seidman, *op. cit.*, pp. 206—207, 211—213, 216—219; 野津・前掲書、五一一—五一二頁。
(2) Buehler, *op. cit.*, pp. 27—28; 野津・前掲書、五一三頁。
(3) Buehler, *op. cit.*, pp. 28—29; 野津・前掲書、五一〇—五一一頁。
(4) これが財界・共和党の影響力によってよび起されたものとするならば、その結果は皮肉なものというほかないであろう（Graham, *op. cit.*, p. 4.）。
(5) 本稿、二四巻二号三一二頁。
(6) Hellerstein, *Taxes, Loopholes and Morals*, p. 27; Husband & Dockeray, *Modern Corporation Finance*, pp. 689—690; V. H. Stempf, "New Factors in Federal Income Taxation," 62 *J. Acctcy.* 242, 242 (1936).
(7) Buehler, *op. cit.*, pp. 207—208.
(8) R. G. & R. C. Blakey, *The Federal Income Tax*, p. 423; 宮島・前掲論文、一二八頁。

第二款　未分配利潤税の構造と欠陥

一　未分配利潤税の法的構造

一　課税所得の算定手続[1]

未分配利潤税は、表題どおり「未分配利潤」に課税されるのではなく、「純所得」に各種の控除と調整を施して得られる「調整純所得」(adjusted net income) に対する「未分配純所得」(undistributed net income) の割合に応じ

て、「純所得」に課税される。即ち「未分配純所得で計られた額であるが、『法人純所得』に課税される」税である。(2)

「調整純所得」とは「純所得」より通常法人税、二六条(a)項の公債利子、同(d)、(e)項で認められた一定持株会社、国民抵当協会（national mortgage association）への控除を差し引いた額である。(3)「未分配純所得」は「調整純所得」より更に、二七条規定の「支払配当控除」（credit for dividend paid）及び二六条の「配当支払制限契約」（contracts restricting payment of dividend）に対して認められる特別控除を差し引いたものである。(4)つまり配当支払を多くすることにより「未分配純所得」が減少し、その結果「調整純所得」に対する「未分配純所得」の割合も逓減して、税負担の軽減がもたらされるわけである。「支払配当控除」の内容は次に詳しくみるので、ここでは、現金配当の他に、株式、財産、社債による配当であってもそれが株主の課税所得を構成する限り控除を認められ、また課税年度内の支払配当額が（未分配利潤税の軽減節税を図って）「調整純所得」を超過した時には、超過額は二年の繰越控除を認められていることのみを、(5)記しておきたい。また「配当支払制限契約」に対する特別控除は、一九三六年五月一日以前に債務の履行のために利潤利得の一部の配当を制限する契約（但し書面によること）が締結されていた場合に、現実に支払われ取り除かれた負債額の控除を認めることによって、負債会社の救済を図ったものである。(6)

銀行、破産乃至支払不能法人、保険会社、二五一条の特権を認められる法人、一九二二年の中国取引法によって組織された法人及び連邦農業貸付法による土地銀行（Joint Stock Land Banks organized under the Federal Farm Loan Act）は、未分配利潤税を免除される。(7)

(一) 条文の内容及び解釈の詳細については、Buehler, *op. cit.*, p. 38 et seq.; H. Hendricks, "The Surtax on Undistributed Profits of Corporation," 46 *Yale L. J.* 19, 19 (1936); Martin, *op. cit.*, p. 60 et seq.; N. L. McLaren, "Management of Capital Distributions Under the Revenue Act of 1936," 62 *J. Acctcy.* 334 (1936); R. H. Montgomery, "The Tax on

Undistributed Income," 15 *Harv. Bus. Rev.* 19, 27—28 (1936); Stempf, *op. cit.*, p. 242. の他に、36 *Colum. L. Rev.* 1321 (1936); 50 *Harv. L. Rev.* 332 (1936); 85 *U. Pa. L. Rev.* 83 (1936). の Legislation を参照されたい。

(2) 但し、この点の理解についても争いがある。Cf. Legis. Colum., p. 1321; Hendricks, *op. cit.*, pp. 19—20; Mannix, "Corporation Taxes Under the Revenue Act of 1936," 14 *Tax Mag.* 640, 644 (1936).

(3) § 14 (a) (1). この際、法人税、超過利潤税の場合とは異なり、法人よりの受取配当は全額純所得に算入される。

(4) § 14 (a) (2).

(5) Cf. McLaren, *op. cit.*, pp. 339—340; J. S. Seidman, "Undistributed Profits Tax Problem" 14 *Tax Mag.* 453, 455, 497 (1936).

(6) Seidman, *Legislative History of Fed. Inc. Tax Laws*, pp. 216—220. cf. McLaren, *op. cit.*, p. 336—339; Seidman, 14 *Tax Mag.* 453—455.

(7) § 14 (d). 銀行及び保険会社は、預金者、保険加入者のために利潤を留保する必要があり、未分配利潤税を賦課するのは適当ではないとされた。なお、外国法人以外の免税会社は上院財政委員会で認められたものであり、更に最後のジョイント・ストック土地銀行は両院協議会で認められたものである。各々の理由については、Seidman, *Legis. History*, pp. 212—213; Legis. Colum., p. 1322, n. 10. を参照。

二　税率は、調整純所得に対する未分配純所得の割合に応じて、累進税率よりなる。(1) また調整純所得五万ドル以下の法人に対しては、留保割合が調整純所得の一〇%を超過した場合であっても、五〇〇〇ドルを超過しない額については、特別控除が認められることになっており、これによって中小企業の税負担が、幾莫か軽減されることになっている。(2)

次に税率表を掲げ、それを下院通過案(3)と比較してみよう。

税率	未分配所得／調整純所得	
7%	10%以下	特別控除
12%	20%以下	
17%	40%以下	
22%	60%以下	
27%	60%以上	

税率	調整純所得 1万ドル以上	調整純所得 1万ドル以下	未分配所得／調整純所得
	4%	1%	10%
	……	……	……
	42.5%		57.5%以上
		……	……
		29.7%	70.3%以上

これより判明するように、下院案（左図）は法人を調整純所得によって一万ドル以上と以下に二分し、前者には留保率の最高ブラケットを五七・五%に止めながら四二・五%の高税率を適用するのに対して、後者に対しては七〇・三%の留保率を最高ブラケットとしつつなお税率を二九・七%とするなど、細かい配慮がみられる。成立案は、税率を大幅に引き下げたが、それは細かい累進税構造を廃し、専ら大法人への適用税率を引き下げただけで、中小法人への適用税率はほとんど変化していないことが判る。結局、成立した未分配利潤税は、中小法人に相対的に重くなるよ

う改悪されているのであるが、これが下院案は中小法人に重い負担を課すとして下院案に反対して上院で修正された結果だとするなら、その不合理性が特に指摘されるべきだろう。また、このような低税率で、大法人及び大所得者の支配管理する法人に利潤分配を強要できるかどうかも、おおいに疑問といえよう。(4)

(一) § 14 (b). Cf. Stempf, *op. cit.*, p, 248.

(2) § 14 (c). Hendricks, *op. cit.*, p. 23 ; Stempf, *op. cit.*, pp. 249—250 ; Legis. Pa., pp. 87—88. しかし Legis. Colum., p. 1325. は、高額正味財産及び通常高利潤を得ている法人は確実に資本を保持しえるのであるから、当期利益の判断のみで特別控除を認めるか否かを決定するのは合理性がないとして、この方式に反対している。なおこの特別控除を規定した条文は表現が難解で解釈がわかれているが、この点については、Hendricks, *op. cit.*, pp. 22—23 ; Legis. Colum., pp. 1324—25. と Legis. Pa., p. 90. の対立を参照。

(3) Cf. Blakey, *op. cit.*, 26 *Am. Econ. Rev.* 471 ; Buehler, *op. cit.*, p. 25.

(4) Buehler, *op. cit.*, pp. 131—132.

二　支払配当控除とその利用価値

一　支払配当控除の内容

未分配利潤税率は、以上のように累進税率よりなりたっているが、そのことは、利潤分配を増加させ、留保割合を減少させることによって税負担を軽減しうることを意味する。(1) そしてそのための装置が「支払配当控除」なのである。

さて支払配当控除は二七条に規定され、調整純所得より未分配純所得の算出過程で控除されるが、(2) 二七条によれば、現金配当はむろんのこと、現物配当、債券配当も控除の対象となる。(3) また一一五条(f)の規定に従い「合衆国憲法修正一六条の意味内において株主に対する所得を構成する」(4) 株式配当、更には「(A)株式と、もし選択されずに分配された場合に税を免除される種類の株式を取得する権利、(B)現金又は財産」(5) との選択権が株主に与えられた場合には、

その株式も課税株式配当として扱われ、控除の対象となる。

(1) Legis. Colum., p. 1325; Legis. Pa., p. 100.
(2) § 14 (a) (2).
(3) § 27 (a), (c), (d), (e).
(4) § 115 (f) (1).
(5) § 115 (f) (2).

二　資本金組入れと支払配当控除

法人経営者は、かくして未分配利潤税負担を如何に軽減するかに腐心することになるが、その際最も簡単な方法は現金配当をすることである。しかし二〇年代の安易で放漫な「すきかえし」(plow back)[1]といわれる利潤留保と再投資経営に深く染った経営感覚は容易に捨てきれるものではなく、彼らは三〇年代に至っても利潤留保政策を「偶発損失及び将来の事業拡張の資金源としての内部留保の必要性」[2]という名目で弁護し、譲歩しなかったのである。実際、三〇年代の恐慌期にあって、特に中小法人は資金に欠乏していたから、その必要性は大きかったともいえる。

また、例えば法人利潤が現金収入という形式をとらずに、固定資産価格の増加、負債額の減少などによって発生した場合のように、現金配当をすることが困難な場合も予想される。[3]

かくして現金配当は経営者の保守的感覚に合致するものではなく、経営者は別の手段を探ることになるが、その際現金配当以外の株式配当、債券配当などが大きな意味をもってくる。即ち、それらは配当と称しても現金を実際に分配するものではなく、現金は法人内に留保されたままになるからである。[4]以下、それらを若干詳しくみることにしよう。

(1) 細井卓「配当政策（第二増補版）」六二頁。A. S. Dewing, *The Financial Policy of Corporation*, 1st ed., Vol. 3, p. 77 ; 5 th ed., pp. 751—752.

(2) さしあたり Legis. Harv., p. 333. を参照。後に詳述する。

(3) Legis. Harv., p. 333. ; Groves, *Postwar Taxation*, p. 51.

(4) Legis. Pa., p. 100. 専らかかる観点からのアドバイスを試みんとしたのが、Stempf, *op. cit.*, pp. 250—257 ; McLaren, *op. cit.*, pp. 339—357 ; W. H. Schulman, "Undistributed Profits Tax Avoidance After the *Koshland* Case," 14 *Tax Mag.* 703 (1936). 等の論稿である。

（一）株式配当の利用――従来、株主の配当への欲求を満たしつつ、経営者が自由に処分しうる利潤を留保する手段として多用されたのが、株式配当（ストック・ディビデンド）であった。その際経営者が株式配当が株主の課税所得とならないことを望むのはいうまでもないが、それが *Eisner* v. *Macomber* 判決によって可能となり、かくして二〇年代には株式配当の大流行がもたらされたのである。[1] しかし、三六年の未分配利潤税は、その利害状況を逆転させた。つまり支払配当控除の対象となるのは「株主に対する所得を構成」する株式配当でなければならないから、経営者は、株式配当がむしろ個人所得税の課税対象となることを望むようになったのである。[2] しかしここにまた、最高裁より救いの手がさしのべられた。それが未分配利潤税が連邦議会で可決される以前に、絶妙のタイミングで下された「爆弾にもみえた」[3] *Koshland* v. *Helvering* 判決なのである。

Eisner v. *Macomber* 判決では、実は普通株のみが発行されている場合に、それに対して普通株をもってなされる株式配当の所得性が問題となっており、最高裁判所はその場合の株式配当を非課税と宣言した。しかし一般に *Eisner* v. *Macomber* 判決は株式配当一般を非課税としたものと受けとられ、議会もかく解して一九二一年の歳入法ですべての株式配当を非課税としたのである。[4] しかしその後、*Eisner* v. *Macomber* 判決の適用範囲を制限しようとする

見解が強くなり、三三年の *Tillotson Mafg. Co.* (*v. Comm.*) 判決[5]では、優先株主に対する普通株による株式配当は *Eisner v. Macomber* 判決とは事案と本質を異にし、「この場合には、既存の又は未確定の権利の割合的再分配ではなく、(各株主の)実質的変動を生ぜしめる」[6]場合であるとして、株式配当の所得性が一部肯認された。*Koshland v. Helvering* 判決はこの見解を採用したもので、「株主に彼の従来の株式保有が現わしていた利益と異なる利益を与える」ような株式配当は、憲法上課税所得となると判示したのである。[7]

この最高裁判決は、株式配当課税史上も重大な意義を有する判決であるが、未分配利潤税の実施に与える影響もまた甚大であったということができる。即ち支払配当控除の対象となる配当とは株主の所得を構成するものでなければならないが、株主の割合的地位に変動を及ぼす株式配当は皆それに該当することから、直ちに普通株に対する優先株、優先株に対する普通株による株式配当などが考えられるが、[8][9]各種の累積配当権、議決権などの組み合わせにより、その範囲は一層拡大するからである。[10]また、例えば好期をみはからって普通株に転換可能な優先株による株式配当をまず普通株主に行い、後に普通株に転換させるというような巧妙な方法も可能となろう。[11]

この様に、未分配利潤税の施行とタイミングをあわせて下された *Koshland v. Helvering* 判決[12]によって、経営者は未分配利潤税に阻害されることなく従前どおり利潤留保を続けることが可能となったのであって、[13]判決は経営の危機を救うと同時に、未分配利潤税の効果をかなり弱めたのであった。[14]

(1) 本稿前出二四巻二号三三二頁以下参照。なお、その後、株式配当の課税を取り扱ったすぐれた論稿、金子宏「アメリカ連邦所得税における株式配当の取扱い」租税法研究第一号一〇七頁以下(特に一一四—五頁)が発表されたので、参照されたい。

(2) Legis. Pa., p. 100.

(3) Schulman, *op. cit.*, p. 704.

(4) Rev. Act of 1921, § 201 (d); 24, 26 Act, § 201 (f); 28, 32 Act, § 115 (f).

(5) 24 B. T. A. 913, *Comm. v. Tillotson Mafg. Co.*, 76 F. (2d) 189.

(6) 竹内昭夫『剰余金の資本組入』一七七頁。一般に Tillotson Test, Different Interest Rule とよばれるが、Dewing, *op. cit.*, 5th ed., p. 795, n. hhh. に要約説明がある。

(7) 298 U. S. 441, 80 L. ed., 1268. この著名な判決に関しては、まず金子・前掲論文、一一四—一二二頁、竹内・前掲書、一七七—一八四頁を参照せよ。事実も同書に略記されているが、普通株と議決権なき優先株を発行している会社が優先株に対してのみ普通株による株式配当を行っていたところ、本件上告人はその後優先株の一部を譲渡して譲渡所得を得たが、税務当局は先に配当された普通株にも優先株の取得原価の価額を按分して低い原価しか認めなかったために、上告人が本件株式配当は課税所得であるから優先株の取得価額は配当株に按分されるべきではないと主張して出訴したというものである。文献も同書に詳しいが他に Dewing. *op. cit.*, p. 796; Mertens, *Law of Fed. Inc. Taxation*, vol. 1, pp. 623—624, n. 14. 等を参照。

(8) 但し、この点の解釈についても争いがあるが、それについては、金子・前掲論文、一一七—八頁を参照されたい。

(9) Cf. Donaldson, *Business Organizations and Procedures*, p. 123; B. Graham, "The Undistributed Profits Tax and the Investor," 46 *Yale L. J.* 1. 6-7, n, 17; Guthmann & Dougall, *Corporate Financial Policy*, p. 525, n. 26; McLaren, *op. cit.*, pp. 353—355; Schulman, *op. cit.*, p. 704. Legis. Colum., pp. 1327—28; Legis. Harv., pp. 334—335; Legis. Pa., pp. 103—104.

(10) Legis. Pa., p. 103, n. 121.

(11) Graham, *op. cit.*, p. 7.

(12) Buehler, *op. cit.*, pp. 31—32; Legis. Harv., p. 334, n. 15. を参照に両者の前後関係を明らかにすると、次のようになる。一九三六年三月三日、ローズヴェルト、教書を議会に提出→三月二六日、歳入小委員会、未分配利潤税原案作成、歳入委員会に提出→三月三〇日、歳入委員会公聴会開始、同日、本件のサシオレイライ認められる→四月二一日、歳入委員会、原案可決→四月二九日、下院本会議、原案可決→四月三〇日—五月一二日、財政委員会公聴会開催→五月一八日、判決→六月一日、財政委員会案を作成可決→六月四日、上院本会議、財政委員会案可決→六月二〇日、連邦議会における審議終了→六月二二日、大統領署名。以上より、本判決がそれ以降の連邦議会での法案審議に大きな影響を与えたことがわかる。この点については次註(14)参照。

(13) Graham, *op. cit.*, pp. 7, 9, 12; Legis. Colum., p. 1324, n. 23; Legis. Pa., pp. 107—108.

(14) この点は、註(12)指摘のように、法案審議の過程で明らかとなっていた。ブラックとラフオレットは、あくまでも未分配利潤税の導入を求める財政委員会少数報告書を提出していたが、その中で「〔*Koshland* v. *Helvering* 判決の結果〕我々の提案のもとでも、法人は何ら付加法人税を支払うことなくその事業を運営するのに必要な総ての金銭利潤を留保できることは疑いがない」(Seidman, *op. cit.*, p. 248.) と述べ、ブラックは更に本会議でもその説明を繰り返している (82 *Cong. Rec.* 8811.)。このように、未分配利潤税の支持者によって、未分配利潤税回避の道をひらく本判決が未分配利潤税弁護のためにもち出されるところに、事態の微妙さと悲劇があったといえよう (Legis. Harv., p. 334, n. 16.)。ブラックの本会議における発言にいうように、未分配利潤税はこの判決により大きな欠陥をかかえることになったのである。なお、Buehler, *op. cit.*, pp. 144—147. 参照。

(二) 社債配当の利用——社債配当は、株式配当と異なり剰余金の資本組入れを伴わない債務の受け入れであるため、会社財務状態を弱体化させる。しかし将来の社債に対する支払利子は配当とは異なり損金性を有するから、法人利潤（純所得）を減少させ、かくして未分配利潤税と法人税の双方を減少させる。(1) 更に、数年後に、未分配利潤税が大幅修正ないし廃止された頃を見計らって、払込剰余金によってそれを回収するか株式と交換することにより簡単に再資本組入れを図ることもできるが、そのことは別に法によって禁止されてはいないのである。(2)

(1) Hendricks, *op. cit.*, p. 38; Legis. Harv., pp. 337—338.

(2) Hendricks, *op. cit.*, p. 38.

(三) スクリップ配当の利用——合衆国におけるスクリップとは、二—六年の短期間の後の支払いを約定した約束手形、証書などをいう。(1) スクリップ配当の効用は、そこで支払配当控除の対象となる配当方式として未分配利潤税を軽減させながら、現金配当の支払いを当分繰り延べることにある。(2) 通常であれば単なる現金支払いの延期はあまり効用をもたないようにも思われるが、未分配利潤税をめぐる政治的攻防と三六年の大統領選挙の結果如何によっては、

早急に未分配利潤税の廃止があるかもしれないという期待は、スクリップ配当の魅力を大きなものとしよう。また満期後にそれらを株式、社債に転換することも容易である。[3] このようにスクリップ配当は手続や会計処理が簡単なだけに、未分配利潤税回避の簡便な手段を与えるものといえる。[4]

(1) 細井『配当政策』一八四頁、Dewing, *op. cit.*, pp. 774—775.
(2) Dewing, *op. cit.*, p. 777.
(3) Hendricks, *op. cit.*, pp. 37, 50—51.
(4) 細井・前掲書、一八五頁、Dewing, *op. cit.*, p. 777; McLaren, *op. cit.*, pp. 345—347.

(四) 新株引受権配当及び現金配当と株式配当の選択権の利用——株式配当自体は株主の課税所得を構成しなくても、それが課税株式配当引受権及び現金配当・現物配当とともに株主の選択に委ねられた場合には、その株式配当は課税株式配当として、支払配当控除の対象となる。[1] もしこの際課税しないこととすると、株主は専ら非課税の株式配当ばかりを選択することが考えられるからである。そこで経営者は次のようにして株主を操作できる。[2] 即ち①とるに足らぬ現金配当と株式配当を選択におき、実際には株式配当の選択を強要する。これによって、経営者は株式配当の際の面倒な持分テストに煩わされることなく、すべての普通株による株式配当を支払配当控除の対象たる課税株式配当とすることができる。②現金配当をすると同時に新株引受権を提供し、その後で新株引受価格をその株式の市場価格より低くして、結局株主に引受権を行使させて現金を会社金庫に回収する。これは従来よりしばしばなされてきた。[3] ③一部払込株式を使用し、現金配当宣言と同時にそれらに対する払込請求を行う。これは結局、剰余金から資本金への書き換えにすぎないが、外国には例があり、アメリカでの利用も考えられる。

これらの株主の選択権を利用しながら現金を回収することにより、経営者は未分配利潤税を回避しながら利潤留保

を図ることができる。これらは若干の手続を要するが、未分配利潤税が長期にわたり実施されれば、当然頻繁な利用が予想されるものばかりであったのである。

(1) § 115 (f) (2).
(2) 以下の記述は、Grahiam, *op. cit.*, pp. 7—8. によった。
(3) Donaldson, *op. cit.*, pp. 124, 132. は、先に現金配当をなし、その後、追加株式と交換するという方法を挙げている。なお、Groves, *op. cit.*, p. 51, n. 1. 参照。

三　その他の回避手段

以上は法律自体の認容する未分配利潤税軽減手段であったが、その他の回避手段・逋脱手段としては、小規模法人の場合の法人解散、経費控除の水増し、持株会社利用、破産・支払不能会社・財産管理会社の擬装、外国会社利用、免税証券への投資、相互投資会社（Mutual Invest Corp.）の利用などが考えられる。(1) 更に利潤隠蔽による秘密積立金の蓄積なども考えられるが、(2) これは未分配利潤税に特有の逋脱手段でないことは当然である。

(1) Buehler, *op. cit.*, pp. 218—224.
(2) Graham, *op. cit.*, p. 12.

四　未分配利潤税の技術的欠点

これまでは、未分配利潤税の内包する種々の欠点をとりあげ、その「抜け穴」に対する無防備の存在という点から批判を行ってきた。しかしここで観点をかえて、未分配利潤税が正常に機能した場合に法人に及ぼす種々の不平等を、指摘しておくのが公平であろう。

グラハムは、未分配利潤税の基本構造と意図を全体として正当なものと評価しているが、その技術的欠点を指摘することも忘れていない。グラハムが欠点としてあげるのは次の四点である。[1] (1)設備陳腐化のための積立金の認容規定がないので、実際には稼得されていない額に重課することになる。(2)純損失の繰越控除規定がないので、前年度に損失を控除しきれなかった法人に不利。(3)キャピタル・ゲインは課税されるのに、キャピタル・ロスの認容規定がない。(4)価格上昇期には利益が水増計上されることになるので、back stock 及びＬＩＦＯなど、保守主義的会計処理方法を認めるよう制限を緩和すべきである。しかしこれらは、施行当初の税法にありがちの技術的欠点であって、グラハムも、この不公正は「原理に存するものではなくて、その適用の際の無数の不公正な細部に存する」[2]ことを承認しているのである。

更に欠点として、一般的に、州法規定によって配当の支払いが不可能な法人にまで配当支払いを強要する、課税年度終了前に配当額の決定を要求するのは不合理である、課税所得―会計上の所得―配当可能利益の三者を混同し、同じものとみなしている、課税ずみ利益からの配当に対する繰り戻し、繰り越し規定がない、各種の課税緩和規定が厳格すぎて、ことに一九三六年以降に配当制限契約を締結した法人に不利である、等の指摘がなされているが、[3] これらすべてが如何様にも改善不可能とはいえないこと、先の場合と同様であろう。

最後に未分配利潤税に批判的な論者がこぞってあげる欠点とは、本税の複雑さである。[4]「我々はその混乱に困惑され、不平等に凌辱され、健全な事業経営に干渉され、途方にくれている」[5]というのは誇張であるとしても、また「混乱した未分配利潤税が、既に普通法人税、法人資本税、超過利潤税の徴収によって混乱させられていた法人税体系の上に積み重ねられた」[6]ことの原因が、むしろ財界・産業界の猛反対に動揺した上院財政委員会の大幅法案修正にあることを考慮しても、ビューラーの指摘するように、支払配当控除、株式配当に関する処置、低所得法人課税の方式、

調整純所得及び未分配純所得の概念規定の仕方、免税法人の範囲などの点に、本質的乃至付随的な混乱があることは否めないといえよう。(7)

しかし技術的欠点とされたものを一瞥しても、これらは早急の立法に伴う不可避の欠陥ともいうべきものであって、未分配利潤税が前代未聞の異彩な税であることを考えると、ある程度はいたしかたのないものといえよう。むしろこれらの欠点は、施行をまって徐々に修正されるべき性格のものであったということができるのである。

(1) Graham, *op. cit.*, pp. 115—117.
(2) *Ibid.*, p. 18.
(3) グード・塩崎訳『法人税』二〇〇頁; Groves, *op. cit.*, pp. 50—51; Legis. Harv., pp. 343—344.
(4) Cf. e. g., Editorial, 62 *J. Acctcy.* 166 (1936); R. H. Montgomery, "The Tax on Undistributed Income," 15 *Harv. Bus. Rev.* 19, 19—20 (1936); Stempf, *op. cit.*, p. 242.
(5) Montgomery, *op. cit.*, p. 19.
(6) Buehler, *op. cit.*, p. 206.
(7) Cf. *ibid.*, pp. 206—213.

五　まとめ—効果の予測

最後に、グラハムが未分配利潤税の効果に対して下した結論を引用して、まとめとしよう。

「新法は公開会社のほとんどすべての当期利益の分配をもたらそう。しかしそれら分配は経営の必要に応じて現金配当と課税株式配当に二分されよう。全体として現金配当は従来の慣行とされてきたものよりは幾分増大しよう。特に利潤の伴う拡張分野が限られている会社の場合にはそうなろう。しかし他の法人に関していうと、事業に再投資する当期利益の割合に著しい変化はおこりそうにもない。もしこれら断言が正しいとすれば、新しい罰則税は、帳簿上

の問題は別として、重大な法人政策に対して深い攪乱的効果をもつことはないだろう。しかし今日要求される弾力的な資本組入政策を採用することのできない又はするつもりのない会社の場合には、無数の例外が発生するだろう。更に、新税法の中には、全く真実の利益たりえない額を課税に服せしめ、分配を強要するという深刻な技術的欠点がみられる。これらの不公正は、いくらかの法人そしてもちろんその株主にとって非常に有害であろう。株主の利害が一般的に関係している限り、配当支払のより一層の自由化は、特に非経済的な法人拡張の範囲の縮減ということによって、彼らの有利に作用するように思われる。資産中の利益の〝すきかえし〟を正当化するというより特殊な責任が、経営に課されることになろう」(1)。

グラハムは、未分配利潤税の剰余金規制効果にはほとんど期待していない。経営者が種々の手段を駆使して従来どおりの利潤留保を図ることは十分可能だからである。しかし未分配利潤税が全く効果を有しないわけではない。法人経営者は、多少経営を健全化させ、株主に経営状態を公開し(2)、若干の配当を増加させなければならない。ここにグラハムのわずかの期待がこめられているといえよう(3)。

かくして、多くの抜け穴と技術的欠点を有する未分配利潤税の前途は、多難に満ちたものだったのである。

(1) Graham, *op. cit.*, p. 5.

(2) グラハムは剰余金の資本組入れにより未分配利潤税が完全に回避されうることを認めつつも、次のように述べる。「もし再投資利得が公表資本額における割合的増加によって表示されるなら、財務経営の基本となっている性格が、株主及び経営者の双方に明らかとなる。事業資本の拡張をそれに対応した利得の増加を示すことにより、又は増加株式数に対して基本的な現金配当率を維持することによって正当化するという、より一層明確な責任が経営者に課されることになる。もし再投資利得が十分に生産的か否かを疑うに足る十分な理由があるときには、この経営者に対する一層特殊な攻撃は、経営者をして、このような再投資に反対させ現金支払いに好意的ならしめよう。上記のような状況のもとで、これは明らかに株主の利益であろう」(*ibid.*, p. 10)。

この予測さえいささかオプティミスティックの観がするが、これが政財界を激動させた未分配利潤税の効果であるとするなら、その役割はあまりに軽小なものといわざるをえないであろう。

(3) 同旨、Legis. Colum., p. 1354. また、Buehler, *op. cit.*, pp. 119—120, 124—126, 141—143. 等の評価も参照。

第三款　未分配利潤税の経済的、経営的効果をめぐる争い

本款では、これまで検討の回避されてきた問題の一部が取り扱われる。これまでみたように、未分配利潤税は種々の矛盾と欠陥に満ち、また効果の点でも少なからぬ疑問が存した。それらに対する反対者の多くの批判の中には、正鵠を得ており、それ故耳を傾むけるべき見解も少なくなかった。しかし反対者の主張の力点が、未分配利潤税の技術的欠点や、抜け穴の存在にあったのでないことはいうまでもなかろう。彼らは端的に、それが会社経営上もたらす効果と租税による法人経営への介入というニューディール的課税原則を認容することができなかったために、未分配利潤税に反対したのである。以下、それらの論議のうち主たるものを抄出して参考に供しよう。

一　法人貯蓄の重要性をめぐる論議

一　法人貯蓄擁護論

未分配利潤税に反対する論者（即ち法人貯蓄の弁護者）は、まず「最近一世紀における合衆国の偉大な産業の発達は、産業に投資された資本の恒常的上昇とパラレルであった」[1]こと、「この資本は、明らかに主として企業内部から発生した」[2]ものであり、従って「法人利潤に対する制限が、国民生活の恒常的発展にとり決定的なものである」[3]ことなどを、専ら強調して止まない。

また経営財務学者は、更に留保利潤の長所を一層洗練された観点より、次のように列挙する。[4]①将来の企業拡張・

成長のための資金源、特に若くて急足な成長会社及び新顔で市場信用のない法人に安易で簡便な資金源を提供する。②定額配当の維持を可能にする。③企業信用を増大させる。④不況時における企業の防備役。⑤債権保険保有者への支払いを保証する。⑥租税回避が可能。⑦証券価格を操作できる。⑧企業経営者の方が再投資判断能力を有する。⑨不況時の賃金確保の資金源となる。[5] ⑩経営上の保守主義は一般に望ましい、等々。

これらの主張は、特に目新しいものとはいえず、むしろ、二〇年代の企業成長期を通して経営者がいだいてきた信念と実感を整理したものということができよう。しかし未曾有の大不況期にあたっては、この二〇年代的感覚の当否こそが問われていたのであるから、我々は、むしろ留保利潤批判者達の主張に多くを学ばなければならないのである。

(1)—(3) C. Synder, "The Capital Supply and National Wellbeing," 26 *Am. Econ. Rev.* 195, 216, (1936).

(4) 経営財務の教科書で、留保政策の意義に触れないものはないが、ここでは Hoagland, *Corporation Finance*, 1st ed., pp. 244—250; id., 3rd ed., pp. 560—565; Husband & Dockeray, *Modern Corporation Finance*, 3rd ed., 4th ed., ea., chapt. XXV, Guthmann & Dougall, *Corporate Financial Policy*, chapt. 24; Dewing, *The Financial Policy of Corporation*, 5th ed., pp. 757—765, Jome, *Corporation Finance*, pp. 249—251. などをみられたい。しかし論旨にほとんど差異はないので、ここでは Buehler, *The Undistributed Profits Tax*, pp. 67—70. に整理されたものを引用した。その他 P. van Arsdell, "Problems of Corporate-Surplus Administration," [1938] *Acctg. Rev.* 275, 275—283 等も参照。

(5) この主張は、特に未分配利潤税の反論としてなされた。Cf. Ashley, *Corporation Finance*, pp. 195—196; R. H. Montgomery, "Accounting Methods Must Be Revised to Meet the Increasing Burden of Taxation," 62 *J. Acctcy*, 90, 90 (1936).

二　法人貯蓄批判論

しかし先述の種々の利潤留保を弁護する論拠に対しては、ほぼ同等の批判者達（これらは必ずしも未分配利潤税の

支持者ではないが、ほぼ一致する）の反論が存在する。先の記述毎に反論を対比させてゆくと（つまり①には①を、②には②を）、次の様になる。

①ⓐ実際問題として、過去に繁栄し、リベラルな配当をしていれば、証券市場での資金調達はさほど困難ではない。[1] つまり証券市場の利子率よりも当該会社の利廻りが高い場合に証券売却の困難は存在せず、逆の場合に財務及び営業経営に問題が生じるのである。[2] ①ⓑ銀行はもはや事業・産業の全能無謬の予言者ではなく、またSECなどによって規制されている。従って、日常、銀行回路を通して資金を調達することはさほど困難なことではない。[3] ①ⓒ企業は既に十分に拡張しており、また規模の拡大が必定なのでもない。[4] 規模拡大の欲求は、むしろ経営者の個人的動機より発生する。[5] ②ⓐ現在の不況期に、留保利潤が安定配当に廻された実例はない。[6] 多くは損失の穴埋め、こげつき債権の帳消し等に当てられたのである。[7] この様に主張と実践は一致していない。[8] ②ⓑ安定配当を常に株主が望んでいるのでもない。[9] ある時期に配当率が高い程、株価が上昇し、株主の利益に結びつくことも考えられる。[10] ②ⓒ剰余金なるものも、たかだか会計上の保証にすぎず、大恐慌のごとき不況時に株主が配当を引き出すことのできるような基金ではない。[11] また株式配当のテクニックを利用すれば、利益が存在しなくても現金ファンド、法定剰余金を配当のために利用することさえできる。[12] ③安定配当は企業収益力の記録として信用に足るものではなく、また安定配当が短期信用を増大させるという証拠も、危険の少ない特定の経営行為を良しとする銀行家の偏見である。[13] ④ⓐ二〇年代の留保政策は、現に不況を防止しえなかった。[14] ④ⓑ不況時に備えた利用留保なら、それは流動資産や現金として維持されねばならず、固定資産や企業拡張に投ぜられることはできない。[15] また流動資産のまま保有するなら、そこから会社にもたらされる収益(return)は、あまりにも低すぎることになる。[16] もともと貸借対照表上の剰余と現金剰余との間に、密接な関係はない。[17] 結局、法人の地位に影響を与えるのは資産状態なのである。[18] 法人は巨額の剰余を有しながら配当をなし

えないこともあり、[19]その場合に信用を維持することはできない。[20]⑤先述のとおり、大部分の法人は従来どおり利潤を留保できるのであるから、社債権者への影響もありえない。社債投資の安全性は未来利潤に対する実体的再投資予測によって計られたり約束されたりするのではない。過去の利益の記録、現在の財政状態及び将来への見込みなどの一般的見解に基づき購入されるものである。また多数の契約条項によって契約書の中で防禦が与えられるべきなのである。[21]⑥留保利潤は、担税力の重要な標章である個人所得税を回避した利潤である。[22]⑦コメント不要。⑧良き経営者と投資家は一致せず、むしろ逆である。[23]法人管理者・経営者が経済全体を扱う能力を有し、又は彼らが業務の合理的範囲内で行動しているといういかなる証拠も存在せず、[24]むしろ管理者が個人的に関心をもっている証券へのエフェクトを考えて取得や売却がなされている。[25]取締役は投資のためにではなく、法人事業の管理のために任命されたのである。[26]利潤留保は社会の貯蓄を保存するどころか逆に霧散させた。[27]⑨そのような例をみず。むしろ蓄積は不況を拡大させた。[28]⑩保守主義の経営慣習は、健全な事業判断を代替せず、本来有する欠陥からの防備を期待することもできない。[29]

以上の過大な利潤留保を批判する論者の主張の中に、二〇年代に全盛であった「巨大さ」の無条件信奉[30]への批判の台頭を見ることができる。しかしてそれこそ三〇年代が輩出した新しい価値観であったといえよう。

(1) B. Graham, "The Undistributed Profits Tax and the Investor," 46 *Yale L. J.* 1. 10 (1936).
(2) Jome, *Corporation Finance.*, p. 255.
(3) *Ibid.*, p. 250.
(4) *Loc. cit.*
(5) Ashley, *Corporation Finance*, p. 201. cf. Eisenstein, *Ideologies of Taxation*, pp. 70—73.
(6) Ashley, *op. cit.*, pp. 188—189 ; Buehler, *op. cit.*, p. 80 ; Graham, *op. cit.*, p. 12 ; Jome, *op. cit.*, p. 254 ; van Arsdell, *Corporation Finance*, p. 279.

(7) Buehler, *op. cit.*, p. 80.
(8) Ashley, *op. cit.*, p. 190.
(9) *Ibid.*, p. 188.
(10) Ashley, *op. cit.*, p. 188 ; Graham, *op. cit.*, p. 9.
(11) Ashley, *op. cit.*, pp. 189—190 ; Graham, *op. cit.*, p. 12.
(12) Graham, *op. cit.*, p. 12.
(13) Ashley, *op. cit.*, pp. 192—193.
(14) Buehler, *op. cit.*, p. 65.
(15) Ashley, *op. cit.*, pp. 191—192 ; Jome, *op. cit.*, p. 256.
(16) Jome, *op. cit.*, p. 256.
(17) Graham, *op. cit.*, p. 12.
(18) Jome, *op. cit.*, p. 264.
(19) Ashley, *op. cit.*, p. 264 ; Graham, *op. cit.*, p. 12.
(20) Ashley, *op. cit.*, p. 264.
(21) Graham, *op. cit.*, p. 13.
(22) Buehler, *op. cit.*, pp. 63—64.
(23) Ashley, *op. cit.*, p. 190.
(24) Ashley, *op. cit.*, p. 192. But see opp. view, van Arsdell, *op. cit.*, p. 280.
(25) Ashley, *op. cit.*, p. 190 ; Graham, *op. cit.*, p. 10.
(26) Dewing, *The Financial Policy of Corporation*, 5 th ed., p. 755, n. v.
(27) H. J. Kimball, "Depreciation and Saving," 10 *Acctg. Rev.* 365 (1935) (cited in Dewing, *op. cit.*, p. 755.)
(28) Ashley, *op. cit.*, pp. 195—196.
(29) *Ibid.*, p. 197.

(30) 本稿前出、二四巻二号三三四頁註(2)参照。

三　法人貯蓄をめぐる論議のまとめ

さて、法人貯蓄弁護論、批判論のいずれに組みすべきか。結局、問題はいずれの主張が「真実」に合致し、また大恐慌の原因が本当に過剰な貯蓄と企業の過大拡張に求められるかという点である。これらを実証するためには、膨大な資料と検証を必要とする。しかしその際にもおそらく最終的結論は得られないままに、そこに当該論者の法人観、租税観、資本主義観が混入してくるのを避けることはできないだろう。してみれば、結局各々の論旨は、「見解の相異」(a matter of opinion)[1]ということにならざるをえないのであろうか。

しかしそれらの論争より、一つの明確な結論を引き出すことは可能である。つまり、法人貯蓄の価値に対する「見解の相異」は如何にして生じ、そこでは何が最も問題となっているのかという点である。その概要は既に明らかであろう。そこでは二〇年代を支配した経営理念が俎上に乗せられているのであり、法人経営におけるイニシアティヴのあり方の転換が求められているのである。

即ち「法人による所得の抑制は、株主による不本意な貯蓄を作りあげる。むろん、理論上、株主は取締役の選任を通して配当政策に対して何言かを言う手段を有する。しかし実際は、取締役は独立機構であり、巨大な公開会社にあっては、彼らはごく少数の者によってのみ選任される。数人の識者は、継続法人はその利益の大部分を配当として支払い、それによって法人よりもむしろ株主に利潤投資の機会を与えるべきであるとさえ主張した。剰余蓄積政策は、新規の証券を売却する必要性を除去し、金融市場による他の会社及び企業に比較した資金使用の効率性に関する評価に対して、理由なき防備を与えるものなのだ」[2]「多数の法人は、明らかに株主の配当受領権を無視して積立金を蓄積している。法人貯蓄はおそらく過剰であり、株主は配当政策の形成にあたりもっと多くの権限を持つべきである」[3]「配当

の規則的支払は、おそらくあまりに高価すぎる対価によってもたらされた。というのは、株主は彼の現在の配当とそれに対する利子を犠牲にしなければならず、しかも彼の将来の配当は賢明に管理された積立金によって十全に防衛されている訳ではないからである。……株主は法人経営財務に関しより多くの情報を有すべきであり、それに対する強いコントロールを有すべきだ」[4]「〔二六―二九年の〝新時代〟を特徴付けた―畠山〕固定資産の過剰拡大は、取締役が利益を株主に手放すことに相当気乗薄だということの当然の帰結である。この状態を正当化するために、取締役は事業固定資産への再投資の努力を試みたのである。……株主に利潤を与えずに拡張事業へ株主の金銭を投資することを強制するよりは、むしろ事業の必要としない剰余利益を分配し、その後で拡張政策を達成するのに要する新規資本のためのアピールをする方が、取締役としてより一層公平であり誠実であろう。株主が彼らの法人への投資を増額させるか……あるいはその資金を他のどこかに投資するかは、完全に個々の株主が自分自身で決定すべき問題だ」[5]「新株式を売却するより利潤を留保することの長所は、株主よりも経営者に生じている。その際、剰余金〔留保〕に対して十分な回収額を稼得する責任は、資本主に対する〔通常の事業経営の―畠山〕場合の責任と同様に重く考えられているとはみえない」[6]などの主張では、一見、経営者と株主のいずれが株式投資に関して判断能力があるか、あるいは資金還流の上でいずれが、効率的かつ合理的かなどが問題にされているようにみえるが、むしろより根本的な「何よりも株主に、彼の利益を拡張目的のために法人内に維持すべきか否かを決定する実質的機会が与えられるべきだ」[7](ローズヴェルト)という価値的希求が表示されているとみるべきである。

むろん各種の実証的数理的検証は必要であるが、「取締役―株主の関係は如何にあるべきか」「証券市場は如何に機能すべきか」などの問題は実証の範囲を超えているといわざるをえないだろう。これらに対して一義的な解答がありえないことは明白である。結論はその当時の社会全体の状況や世論、意識などから導き出されなければならない。二

〇年代と三〇年代とは、その問いに正反対の解答を与えたのである。(8)

(1) Buehler, *op. cit.*, pp. 62, 81, 83; Hellerstein, *Taxes, Loopholes and Morals*, p. 84.

(2) Jome, *op. cit.*, pp. 264—265. cf. Ashley, *op. cit.*, pp. 194—195; Groves, *Postwar Taxation* pp. 46, 54.

(3) W. Z. Repley, *Main Street and Wall Street* (Boston: Little & Co., 1927), pp. 146—152. (cited in Buehler, *op. cit.*, p. 71.)

(4) B. Graham & D. L. Dodd, *Security Analysis*, 1st ed., pp. 329—330.

(5) Dewing, *op. cit.*, p. 756.

(6) Graham, *op. cit.*, p. 10. 次の主張も同旨、「大法人が、未分配利潤を法人の現金所有を増加させるために銀行預金、流動証券の形式で利用するとき、彼らは実際には株主に属する利益を、競争的短期信用市場の規律に邪魔されることのないような方法で利用しているのである」「将来の予測に関する疑問は、資本の用途に関して競争しあう他の生産ラインの予測と比較されるために、自由資本市場のテストに服すべきである」(J. G. Smith, "Economic Significance of the Undistributed Profits Tax," 28 *Am. Econ. Rev.* 305, 307, 309 [1938])。cf. Jome, *op. cit.*, pp. 254, 255, 260, 265; Hellerstein, *op. cit.*, pp. 71—72, 81—82. これらに批判的な見解として van Arsdell, *op. cit.*, pp. 280—283. 参照。

(7) 三六年一〇月二一日の大統領選挙中の彼の演説。Buehler, *op. cit.*, p. 139, n. 2. これに対してビューラーは、「多数の、おそらく大部分の株主は、法人配当政策に関する適切な判断を下す立場にない。もしそんな株主が法人をコントロールすべきなのなら、彼らは、法人貯蓄の有効性を過大評価している超保守的な取締役以上に、法人の基本的財政状態と内部機能を大きく毀損してしまうだろう」と批判的見解を述べている。彼によれば、株主は良識ある取締役を選任するか、効果的なコントロールの確保をめざすべきであり、また自らの意見が最も良く反映されうる様な株式を取得すべきなのである (*id.*, pp. 140—141.)。

(8) Buehler, *op. cit.*, p. 64; Hellerstein, *op. cit.*, p. 84; Husband & Dockeray, *op. cit.*, p. 434.

二　中小企業に及ぼす効果をめぐる論議

未分配利潤税に対するむき出しの敵意とは別の〝政策的〟観点からなされた強い批判の一つに、未分配利潤税は資

金調達能力が弱く、利潤留保に多くを頼らざるをえない中小企業を圧迫するというものがあった。

例えばビューラーは、その点より説き起こし、ニューディール法人税制自体にまで批判の鉾先を向けて、次のようにいう。「政府の小法人に対するシンパシーは、健全な経済原則よりも、政治的戦略の上に見いだされてきたのだ。最近の租税手段は、法人税負担の大部分を大法人に負担させるという方向に向けられてきた。しかし各種の利潤税の展開を慎重に検討すると、一般的に、超過利潤税は依然として成功大法人よりは成功小法人をより厳しく痩せ細らせている。未分配利潤税を算定するにあたって小法人に認められた特別控除による救済も、とるにたらないものだろう。そこで未分配利潤税もまた、典型的な大法人よりも典型的な小法人に痛苦な圧迫を加える。というのは、おそらく後者は前者以上にその利潤のうちより少ない率を配当として分配し、外部資金源から資本を調達する際の小法人の相対的難易度を増大させるからである」[1]「税はまた弱小競争者の成長を妨げ、一般的に弱小法人の犠牲の上に強大法人を優遇しているから、巨大独占法人の有利に働く。三〇年代の大恐慌期を通じて相当の留保を有してきた法人は、留保を使い尽した競争会社に対して決定的に有利である。成熟会社も若い成長法人に対して戦略上有利であろう」[2]「特定の法人が規模においてますます巨大となる傾向を有し、産業支配が極く少数の法人の手に集中している産業界においては、より小さな法人の長所を傷つけ、大法人の長所に加えられるような如何なる要素も、生存競争における戦略的重要性を有しているのである」[3]。

ニューディール法人税制が政治的スローガン以上にはたして大企業に重く、小企業を保護していたか否かは、慎重に検討さるべき重要な問題といえよう。[4] 本稿はその問題をここに展開すべき資料にも準備にも欠けているが、ここでの問題は、未分配利潤税が中小企業に与える不合理不利益な側面を点描することにあるので、制度的側面からその点を簡単に見ておくことにしよう。

以下がしばし問題点として指摘される。①税率構造上の問題――大法人、中小法人を問わず同一の累進税率が適用されるから、中小法人に不利である。特別控除制度も恒常的な中小法人救済方式としては稚拙である。②一般に中小法人の方が、利潤留保率は高い。[5] また中小法人の利潤留保目的は大法人のそれとは根本的に異なって、脆弱な資本構成と外部資金調達能力に基づくものであるから、[6] 大法人と同率で課税するのは誤りである。[7] ③中小法人ほど景気変動の影響をうけやすく、留保利潤を一般的に必要とする。④適用年度が三六年以降蓄積された利潤に限定されているが、これは膨大な利潤を過去に蓄積した大法人のみを利し、今後蓄積をなさんとする新規法人や中小法人に不利である。[8] ⑤損失の繰越控除がないのはむろん法人にも不利に働くが、中小法人に対する影響がより大である。[9]

上記の諸点は、多かれ少なかれ未分配利潤税の欠点を正しく指摘するものといえる。未分配利潤税は、大法人の巨大な蓄積剰余を規制し、富裕者の法人形態利用による付加税逋脱を防止するという目的を有していた。しかし大法人と中小法人を無差別に課税することは、意図とは逆に中小法人をより強く圧迫し、破綻の危機をもたらす。[10] ここに、不当留保利益税の場合と同様、未分配利潤税の深刻な〝ディレンマ〟があったといえよう。[11]

しかしこれらの点も、既にグラハムの指摘していたように、全く技術的改善が不可能とばかりはいいきれない。例えば下院案は、企業規模と留保率に応じてかなりに税率を違えることで、中小企業の税負担の緩和を図っていた。[12] またビューラーのいう法人税構造全体の逆進性も、そもそもローズヴェルト提案によれば、超過利潤税、法人資本税及び法人税自体の廃止によって調整されるはずだったのである。その他いくつかの配慮がローズヴェルト提案を具体化した下院案の中にはみられたが、多くは上院によって骨抜きにされた。その点を忘却して、これら欠点を未分配利潤税構想の本質的欠点であるかのごとく非難するのも公正とはいい難いであろう。[13] また未分配利潤税を全廃しても、従来の〈法人―パートナーシップ―個人事業〉間の課税不平等、利潤留保による付加税逋脱という〝抜け穴〟は全く改

善を見ぬままに残ることになるのであって、未分配利潤税に対する単純な攻撃がこれらの点をいかほど考慮しているかは甚だ疑問だったのである。[14]

(1) Buehler, *op. cit.*, pp. 102—103.
(2) *Ibid.*, p. 104.
(3) *Ibid.*, p. 106.
(4) See e. g., C. J. Hynning, *Taxation of Corporate Enterprise*, TNEC Monograph No. 9, chapt. VI; 宮島洋「現代租税政策の形成過程—アメリカ連邦法人税について—」『証券研究』三三号二四〇—二五六頁。特に宮島氏は次のように結論される。「負担構造という観点からこの時期の法人税改革を特徴づければ、小規模企業およびそれらが大きな比重をしめる産業部門の実質負担率を著しく上昇させたということにつきる。それを決定づけたのは、特別控除の廃止と損失繰越の禁止という恐慌期における法人税増徴政策であった。そして、超過利潤税と留保利潤税〔本稿にいう未分配利潤税〕の導入はそうした負担構造の傾向を更に強める要因になったのである」(二四九—二五〇頁)、と。また同二五六頁註(19)に引用されたホーレィその他の諸見解も参照されたい。
(5) これが一般的な理解であるが(例えば、Buehler, *op. cit.*, pp. 73—79, 93—99, ib., *Public Finance* [New York: McGraw-Hill, 1948], p. 499; Guthman & Dougall, *op. cit.*, pp. 522—523; Hoagland, *op. cit.*, 3 rd ed., p. 579; Husband & Dockeray, *op. cit.*, p. 690; Groves, *op. cit.*, p. 53. など)、有力な反対説も存在する。N. S. Buchanan, "Theory and Practice in Dividend Distribution," 52 *Q. J. Econ.* 88 (1938).
(6) Guthman & Dougall, *op. cit.*, p. 528.
(7) Buehler, *Und. Pr. Tax*, p. 96.
(8) *Ibid.*, pp. 104—105.
(9) *Ibid.*, p. 100. この点について特に、宮島・前掲論文、二五五頁註(17)参照。
(10) *Ibid.*, p. 115.
(11) Donaldson, *Business Organizations and Procedures*, p. 135.

(12) 更に、例えば Legis. Colum. p. 1324, nn. 22, 23. の提案をみよ。

(13) W. L. Crum, "Taxation on Stockholder," 64 *Q. J. Econ.* 15, 46—47 (1950).

(14) 以上の様にビューラーは、大企業は既に十分課税されており、これ以上の課税は不当であること、またパートナーシップ、個人事業に比べて小法人が圧迫されるに至ることなどを理由に、未分配利潤税を強く非難するのであるが（Buehler, *op. cit.*, pp. 215—216）、即時廃止論には与していない。彼は公平課税実現のためには幾らかの未分配利潤税は必要であるとして、小法人への差別をなくすとともに、税率の引き下げと単一税率の採用、法人資本税及び超過利潤税の廃止、損失控除及び期限後に支払われた配当の控除の新設、並びに三—五か月間の支払能力算定及び調整期限の設置などの措置によって不必要な難点、不公平不確実さを除去し、この税の有効性判断の実験のために、存続が許されるべきであると主張する（*id.*, pp. 267—270.）。実り多き批判とはまことにかくあるべきであろう。また一〇年経過後に、これらの補整がなされていたならば、未分配利潤税の「物語は全く異なったものになっていたであろう」と述べ、更に小法人に適正な控除を認めることによって、小法人への不当な圧迫を排除しえたとの論議を紹介している（Buehler, *Public Finance*, 1948, p. 500.）。

第四款　未分配利潤税に対する各種の反応と効果

未分配利潤税は、既に本章序説で触れ、また次款で詳述するとおり、三八年には大幅改正され、翌三九年には全廃されてしまったから、その実施期間は三六、三七年の二年間にすぎない。従って未分配利潤税の経営財務的効果に関して、何らかの結論を下すことは、はなはだ困難といえる。しかし未分配利潤税はその期間内にあっても種々の興味ある反応を呼びおこしたので、それらを見ながら問題の所在を指摘しておくことにしよう。

一　現金配当に対する効果

ある統計値によると、三〇年代を通して配当率はほぼ安定した動きをみせ、三六、三七年に特に著しい変化はみられないといわれる。[1] しかし、三六、三七年は景気回復期であり法人純利潤の増加が考えられることから、三六、三七

年に配当額が一般に増加したことは否定しようのない事実といえよう。[2] しかしその事実を如何に評価するかは、論者によって大きく異なっている。例えばビューラーやグラハムは、即時的反応として未分配利潤税を軽減するための現金配当の増加があったとする。[3] しかし逆にラームやキャリーは、未分配利潤税は配当政策には何の影響も与えず、むしろ大多数の法人は事業の必要性から未分配利潤税を支払ってでも利潤を留保する方を選択した、との報告を行っている。[4]

しかしたとえ前者のごとく未分配利潤税が現金配当を刺激する効果があったとしても、それが未分配利潤税が正常に機能したためにもたらされた結果か否かは、自ずと別個の問題といえよう。わずか二年間の経験から、未分配利潤税の長期的、安定的効果を測ることはできない。また現金配当の増加に示された短期的な効果も、例えば最高裁判所の未分配利潤税違憲判決や三六年大統領選挙における共和党の勝利を期待して、ともかく三六年度に関しては未分配利潤税を軽減するために現金配当を増加させた法人が多かったといわれ、[5] もし未分配利潤税合憲判決やローズヴェルト再選が確定した後には、異った反応が現われることも考えられる。[6] また法人によっては、単に未分配利潤税を回避するためだけの理由で利潤留保を放棄できない各種の法人も存在する。[7] そうすれば、それらの法人は先述の様な種々の未分配利潤税回避手段を自ずと採用する方向に向おう。[8] また後者の見解のごとく、一般的に法人が慢然と未分配利潤税を負担し続けるとの予想も、短期的にはともかく、長期的にはありえない予測といえよう。先に述べたように未分配利潤税の運命を見定め、それに適応した配当政策をとるための応急措置として三六年度に関しては未分配利潤税を支払った法人も多く存在したと思われるからである。[9]

かくして、数値上の現金配当の増加は事実としても、そこから直ちに「三六—三七年の留保利潤についてのアメリカの経験は、配当支払を刺激する効果が著しかったことを示している」[10] という結論を導き出すのは早急にすぎ、判断

の材料は不足しているといわねばならないのである。

(1) 参照、宮島・前掲論文、二三三—四頁。なお、本稿後出六七六頁註(11)、参照。

(2) この点については、Buehler, *Undistributed Profits Tax*, pp. 126—127; Graham, *op. cit.*, p. 9, n. 25; Hynning, *op. cit.*, pp. 77—79; 宮島・前掲論文、二三四—二四〇頁、等を参照。更にその中味をみると、①未分配利潤税の施行されなかった三五、三九の両年は資産規模が大きいほど分配率も高かった、②三六、三七年は、ほぼ全法人に分配率の上昇がみられたが、その上昇幅は規模が小さいほど大きい、③それにもかかわらず規模と分配率の順相応性はさほど変化しなかった、などの特徴がみられる。宮島・前掲論文、二三五頁は、その原因を、「一九三六、三七年にほぼ各規模階層とも分配率を引上げた中で、小規模企業ほどその引上幅が大きかったのは、重い留保利潤税負担を回避するためであった。しかし、外部資金調達の困難性から、分配率水準そのものを大規模企業の水準まで引上げることは到底不可能だったのである」とされる。なお、この点については、Hynning, *loc. cit.* も参照。

(3) Buehler, *op. cit.*, pp. 127—129; Graham, *op. cit.*, p. 9. 同旨、グード・塩崎訳『法人税』一〇四、一九八頁、Groves, *op. cit.*, p. 52; H. G. Guthman, "The Effect of the Undistributed Income Tax upon the Distribution of Corporate Earning; A Note," *Econometrica*, Oct. 1940, pp. 354—356; 宮島・前掲論文、二三三頁。

(4) W. T. Rhame & W. L. Cary, "Some Corporate Solution to the Undistributed Profits Tax," 15 *Harv. Bus. Rev.* 486, 486 (1937). 同旨、Husband & Dockeray, *op. cit.*, p. 705; F. McIntyre, "The Effect of the Undistributed Profits Tax upon the Distribution of Corporate Earnings," *Econometrica*, Oct. 1939, pp. 336—348. なお、参照 Groves, *op. cit.*, p. 52, n. 2.

(5) Buehler, *op. cit.*, pp. 132—133.

(6) *Ibid.*, p. 133.

(7) *Ibid.*, pp. 124—132. 一般に経営財務判断に与える税の効果は、さほどに大きなものでないから、もし法人が留保利潤をどうしても必要とする時には、租税対策は二の次にして利潤留保を図ることになろう (*ibid.*, pp. 129, 131.)。

(8) Graham, *op. cit.*, p. 9.

(9) Buehler, *op. cit.*, p. 133. Hoagland, *op. cit.*,3 rd ed., p. 591.
(10) グード『法人税』一九八頁。

二 現金配当以外の配当形式の利用

さて、本稿は既に、直接現金配当をなさないで、未分配利潤税を軽減しうる多くの「配当」方式があることをみてきた。そこで、これら現金配当の増加として表面に現われない「配当」形式が、どの程度頻繁に利用されたかを、ここに見ておくことにしよう。

(一) 株式配当の急増——一九三六—三七年は、*Eisner* v. *Macomber* 判決直後の一九二二年とともに、株式配当が史上最も頻出した時期である。(1) *Eisner* v. *Macomber* 判決は株式配当非課税宣告であったが、*Koshland* v. *Helvering* 判決は株式配当の一部課税を判示したものであるから、株式配当多発の原因は未分配利潤税回避目的以外に考えられない。テーラーはいう、「合衆国最高裁判所は *Koshland* v. *Helvering* 事件の判決によって、援助と激励を与えた。証券及びその他の株式配当の波が、それに続いて生じた」(2)と。最も多用された形式は、普通株所有者に対する優先株式の賦与であったが、次に多かったのが優先株所有者に対する普通株の賦与であった。(3) デューイングは、三六年に至るまで優先株式による株式配当なるものは全く未聞であったと指摘しているから、(4) この形式が、未分配利潤税回避を目的としてのみ利用されたことは明白である。また優先株式に対する普通株式の賦与は、*Koshland* v. *Helvering* 判決において〝課税所得〟たることを保証された形式であったが、通常の法人にあっては既に普通株が優先株より多いこと、また優先株は現金配当を保証する契約条項を設けることができ、普通株による株式配当をなすには株主の同意が必要であったことなどから、前者程の利用頻度をみなかったといわれる。(5)

(1) Dewing, *op. cit.*, 5th ed., p. 780; van Arsdell, *op. cit.*, p. 1082. But see Groves, *op. cit.*, p. 51, n. 1.

(2) W. B, Taylor, *Financial Policies of Business Enterprise* (New York: D. Appleton-Century Co., 1942), p. 533. しかし Hynning, *op. cit.*, p. 76. は、「一九三六—三七年における株式配当分配は、付加税における控除の要件を充足させるためには、大部分の場合明らかに不十分であった」として、いくつかの数値をあげている。

(3) D. L. Rolbein, "Noncash Dividends and Methods for Avoidance of the Undistributed Profits Tax," 12 *J. Bus. of U. Chi.* 221, 225—226 (1939).

(4) Dewing, *op. cit.*, p. 780.

(5) Rolbein, *op. cit.*, p. 231.

(二) 社債、スクリップなどによる配当の急増——これら証券配当は、法人の配当支払義務を繰り延べるだけで、法人の経営財務上の問題を解決したことにはならない。[1] しかし、未分配利潤税が政治的理由によって廃止されることにでもなれば、大きな節税がもたらされることになる。[2] また株式配当に比べて資本構成を変化させず、発行手続も簡単であり、[3] ことに中小法人にとっては、株式よりも証券、手形の方がより大きな市場性と流通性を有している。[4] かくしてこれら社債、手形による配当は、この時期、未分配利潤税回避手段として圧倒的な利用をみた。特にスクリップの場合はそれが顕著で、総資産評価額一〇〇万ドル以上の法人で、三六、三七年中に株式配当を含めた証券による配当をなした法人のうち、二五—二六%が二—六年満期のスクリップ配当を用いたといわれる。[5] スクリップ配当のかかる急増は前後に例がなく、明らかに未分配利潤税回避のための当座の措置として、これらが利用されたことを物語っているといえる。[6]

(1) Dewing, *op. cit.*, p. 777; Rhame & Cary, *op. cit.*, p. 493; Rolbein, *op. cit.*, p. 243. 細井「配当政策（第二増補版）」一八一—二頁。

(2) Rhame & Cary, *op. cit.*, p. 493.

(3) たとえば、株式発行は定款変更なくしては不可能であるが、スクリップ発行は取締役の裁量で自由になしうる (Rolbein, *op. cit.*, p. 246.)。

(4) Rhame & Cary, *op. cit.*, p. 493 ; Rolbein, *op. cit.*, p. 246.

(5) 詳しくは Dewing, *op. cit.*, p. 775 ; Rolbein, *op. cit.*, pp. 225—226, 243—250 ; 細井・前掲書、一八四—五頁、等を参照。

(6) Dewing, *op. cit.*, p. 777 ; 細井・前掲書、一八五頁。

(三) 株式配当と現金又は新株引受権の選択権の利用——選択的株式配当も広範に利用されたが、[1] この方式の長所は、支払配当控除を利用しうることがはっきりしていること、資本構成の簡潔性を保持しやすいこと、あるいは逆にそれを故意にくつがえすことができるなどの点にあるといわれる。[2] その場合、株主が株式配当又は現金のいずれかを選択せざるをえないよう、種々の圧力をかけ操作を行なうのはいうまでもない。また代表的事例にもこと欠かない。[3] これら方式も、三五年までの利用頻度に比較してこの時期に格段の増加が認められることから、[4] その主目的が未分配利潤税軽減にあったことはいうまでもない。

なお、現金との選択関係におかれた株式配当には、普通株式に対する普通株式配当、普通株式に対する優先株式配当が多く、優先株式に対する普通株式配当はむしろ減少している。[5] これは経営者が普通株の増加をきらったということもあるが、後者が *Koshland v. Helvering* 判決によって、それ自体受取株主の課税所得を構成し（従って支払配当控除をうけられる）、特に現金との選択関係におく必要がないのに対して、前二者のうち普通株式に対する優先株式配当はその点に疑問があり、また普通株式に対する普通株式配当は株主の課税所得を構成しないことが明白であったことなどから、安全を期すためにあえて現金配当との選択関係におかれたものと思われる。

また以上の様な方式の他に、新株引受権の賦与も頻繁な利用をみたが、[6] その際新株引受権を行使せざるをえないよ

う操作したのは、グラハムの予想したとおりである。つまり、法人は未分配利潤税軽減のために現金配当を行ない、しかる後に新株引受権を株主に与え、新株を発行する。株主は新株引受けを強制される訳ではないが、もし新株を取得しなければ自己の持分が稀釈されるから、新株を引受けるか、引受権を他者に譲渡しなければならない。いずれにしても、法人は現金を回収することができるのである。[7] これら新株引受権による株主操作は、従来より広く行われてきたが、[8] 三六、三七年には、専ら未分配利潤税軽減のためへとそれが転用された点に注目する必要があろう。[9]

(1)(2) Rhame & Cary, *op. cit.*, p. 494 ; Rolbein, *op. cit.*, p. 233.
(3) Cf. Rhame & Cary, *op. cit.*, p. 495 ; Rolbein, *op. cit.*, pp. 233—239.
(4)(5) Rolbein, *op. cit.*, pp. 225—226.
(6) Rhame & Cary, *op. cit.*, p. 490 ; Rolbein, *op. cit.*, pp. 225—226, 251—252. その場合の目的も、資本構成の簡素化の保持である。
(7) Rolbein, *op. cit.*, pp. 252—253.
(8) バリーとミーンズ（北島訳）『近代株式会社と私有財産』二一〇—二一八、二四八—二五一頁、馬場克三『株式会社金融論』一八三—一九一頁参照。
(9) Cf. Rolbein, *op. cit.*, pp. 254—256.

（四）　まとめ——以上の様な剰余金の資本組入れの他に、法人は高率の未分配利潤税を一時的に回避するために、経費支出の増大などを図ったといわれる（例えば、屋根のふき替え、設備・事務用具の購入を賃借に切り換え、保険加入、広告、訪問販売の実施など）。[1] これらは、特に目新らしいものともいえないが、未分配利潤税の導入によって、その利用価値が一層増大することになったのである。[2]

しかしこれらはとうてい長期にわたって未分配利潤税を回避する手段たりえないから、その利用価値も限られてい

る。逆に、経営者、事業者が未分配利潤税をあくまで当座の課税手段としてしか見ていなかったことを示しているともいえる。本稿は先に、グラハムの見解を参照に、未分配利潤税が多くの「抜け穴」を内包していることを見てきた。わずか二か年の経験によっても、このことは十分証明されたといいうるのではなかろうか。法人の過大な剰余金を規制し、大衆株主の手元に多くの資金を配布させるのが未分配利潤税の目的であった。従って、単に配当の形式に変化がみられただけでは、その効果は決して満足すべきものとはいえなかったのである。

(1)(2) Rhame & Cary. *op. cit.*, p. 487.

第五款　未分配利潤税の廃止

未分配利潤税の実際的目標については、前述のとおり各種の見解が対立しているが、その意図はきわめてニューディール的色彩の強いものであった。即ち、それは一九一三年以来の未解決の難題であった〈法人税—個人所得税〉の二本立税制に伴う各種の不平等、不合理の是正をまずめざしたものであったが、他方で税制の大幅利用による法人剰余金の規制と経営判断への介入という点で、従来の経営者と政府間のタブーを大きく打破したものだったからである。そしてその導入がニューディール全体の高揚とローズヴェルト個人の人気を背景にしたものであった以上、その存立は何よりも政治的理由から、反対派の強い脅威にさらされていたのである。そしてその機会は、以外に早くやってくることになった。

さて、その絶好の口実となったのが、既に序説で触れた一九三七年秋の「恐慌の中の恐慌」であった。(1) この景気後退によってローズヴェルトの被った打撃は深刻なものであった。つまり「景気後退は資本主義の仕組に不満をもつラ

ジカルな運動やリベラルな改革をはぐくんでも良いはずなのに、反対に保守派の強化に役だ[2]っただけであり、議会内では、種々の政治状況の絡みあいとともに形成された民主党保守派―共和党の「反ニューディール・ブロック[3]」が、大きな勢力を有するに至ったからである。彼ら「議員の多くは、景気下降が一つには政府の財界への敵対的態度によっておこったという主張に同情的[4]」であり、特に税制に非難を集中したが、[5]中でも財界と協調し、「頑固な実業家に〝励ましの約束〟を与える[6]」上で、未分配利潤税が最大の邪魔物だったのである。[7]政府内部の見解も分裂し、最初より本税のごとき冒険的試みに反対で積極的な財界との提携を主張したモーゲンソーその他の財務省スタッフはもとより、改革よりも計画的支出政策を説くホプキンズ、エックレーズなどが、未分配利潤税の廃止を支持した。[8][9]かくして、この様な政治的リアクションの中で、未分配利潤税の廃止は、時間の問題となったのである。[10]

(1) 本稿・前出、二六巻二号一五四頁の他に、宮島洋「法人税制の形成過程」『証券研究』三三号二九四頁参照。なお、この恐慌の原因をめぐる様々の論議については、ルクテンバーグ『ローズヴェルト』一九四―五頁、宮島・前掲論文、二九四―五頁及び二九七頁註(11)の詳細な文献、新川『ニューディール』二二一頁などを参照。

(2) ルクテンバーグ・前掲書、一九九頁。

(3) ルクテンバーグ・前掲書、二〇一頁、新川・前掲書、二〇九―一〇頁、宮島・前掲論文、二九二―三頁。

(4) ルクテンバーグ・前掲書、二〇二―三頁。参照、新川・前掲書、二二三頁。

(5) 例えば、ゼネラル・モーター社長のナッドセンは、一九三七年一〇月二八日の演説で「資本の課税は今や没収の数歩手前に達せんとしている」と述べたが、これは野津高次郎『米国税制発達史』五四二頁の指摘するごとく、「租税の重圧に対して常に発せられる慣用句である」。

(6) ルクテンバーク・前掲書、二〇七頁。

(7) 未分配利潤税の他に、純損失の繰越控除の禁止、キャピタル・ロス控除の制限などが、実業家の大きな不満を形成していた。この点については、宮島・前掲論文、二八四頁、二九一頁註(20)(21)参照。

(8) 本稿前出二六巻二号一五五頁註(6)参照。

(9) 未分配利潤税が三七年不況にどの様な影響を及ぼしたかについても種々の論議がある。例えば、宮島・前掲論文、二八四頁はその影響を重視するが(但し三〇二頁も参照)、ビューラーやハンセンは、原因は未分配利潤税にあるのではなく、未分配利潤税の全廃乃至部分的廃止は何ら継続的繁栄をもたらすものではない、とする(Buehler, *The Undistributed Profits Tax*, pp. 120, 131, id., *Public Finance*, 1949, p. 283; ハンセン・都留訳『財政政策と景気循環』〔四三〇—三二頁、一九五〇年、日本評論社〕)。コルムの指摘するように「未分配利潤税にとって不運なことは、新証券発行のための市場が満足に機能していない時に、それが制定されたことである」というべきであろう(宮島・前掲論文二八五頁註〔3〕)。

(10) 「法人や実業家が一九三六年以来しゃべり続けてきた未分配利潤税に対するキャンペーンは、今やその目標を達成する機会をつかんだ」(*Ratner, Taxation and Democracy in America*, p. 478.)。彼らにとって重要なのは、厳密な理論よりも、そのきっかけだったのである。参照、Groves, *Postwar Taxation and Economic Progress*, p. 54; 宮島・前掲論文、三〇二頁。

一 三八年法による大幅縮小

さて、この様な状況を反映して連邦議会内に三七年九月に設置されたのが、「現行税法の公平と安定性を促進し、艱難を除去し、事業活動を強化」するために税制全体を再検討するための下院歳入小委員会(ヴィンソン委員長)であった。同委員会は一一月より討究に入り、翌三八年一月に歳入委員会に報告書を提出したが、それは財界や議会の意向に添うための六三の改革を含んでいた。(1) しかしその中心は言うまでもなく未分配利潤税の修正であり、小委員会は未分配利潤税に「特別の考慮」を加えた結果、まず次の様な問題点を指摘した。(2) ①正当な事業拡張を阻害し、雇用に対して逆効果である、②債務支払いに当期利得を使用することが必要な法人を処罰する、③大法人よりも、小規模で弱体な法人の負担となる、④州法のもとで配当支払いを制限されている資本欠損法人にとって不公正、⑤配当制限契約及び当期利益の債務支払いへの充当を約定した法人に対する救済措置が極端な場合に限定されていて狭すぎる。

これらの諸点は過去にも繰り返し主張され、本稿も幾度か言及してきたところであって、特に目新しい主張がある

訳ではない。この様に歳入小委員会は多くの非難に答えて未分配利潤税に種々の欠点があることは一応承認したが、小委員会の多数は有能なヴィンソン委員長以下の進歩派民主党議員によって占められていたから、「未分配利潤税の原則は健全であり、維持さるべきである」[3]という見解を捨てず、結局未分配利潤税に大幅修正を加えた次の様な改革案を作成して歳入委員会に提出した[4]。

① 純所得二・五万ドル以下の法人に対する未分配利潤税は全廃し、替りに一二・五―一六％の法人累進税を課す。

② 純所得二・五万ドル以上の法人には二〇％の比例法人税を課し、その際受取配当の一六％及び支払配当の四％を税額控除する。

③ ＩＢ法人税の新設―一定の持株テストに合致し、純所得七・五万ドル以上を有し、且つ全合衆国法人の平均留保率以上に利潤を留保する法人を「第三類法人」(third basket corporation) とし、それに二〇％の罰則税を課す（人的持株会社課税に服するものは除かれる）。

以上にコメントを加えると、まず①は未分配利潤税を全廃した点が最大の特色であるが、その税率は僅かではあるが累進税率が採られており、そこにかろうじてニューディール的租税原則の現れを見ることができる[5]。②は、全利潤を留保する法人は全部で二〇％の税を支払わねばならないということであるが、逆に全利潤を分配する法人の税負担は一六％となり、結局普通法人税一六％に留保利潤税四％がプラスされたのと同じことになる。ヴィンソンの説明する様に「税率は大幅に修正されているが、未分配利潤税の原則はこのグループについては残されている」[6]のである。さて提案のうち最も強い批判を被ったのが、③のＩＢ法人税である。この提案が一九一三年以来の不当留保利益税とそれを一層強化した三四年以来の人的持株会社税の系譜を継承し、更に進化させたものであることは言うまでもなかろう。不当留保利益税の欠点をカバーするべく導入されたのが人的持株会社税であったが、このＩＢ法人税案は、更に

「総所得テスト」(本稿前出二六巻二号一九八頁)を不要とし、投資会社以外の同族所有の閉鎖的営業会社にも罰則税を課すことによって、利潤留保による個人附加所得税逋脱を防止せんとするものであって、ヴィンソン委員長及び財務省のエキスパート達の強い主張によって法案に盛り込まれたものである。[7] 他方、小委員会の三名の共和党議員は①—③のすべてに反対し、特に③に強い批判を浴びせたが果さず、争いはそのまま歳入委員会に持ちこまれることとなった。

さて歳入委員会で開かれた公聴会では、結局一一五名の証人のうち、最初に登場したマジール財務次官のみが政府の見解を代弁し、「未分配利潤税乃至キャピタル・ゲイン課税の運用が、景気後退の主要因であったという明白な証拠はない」[8]として小委員会案を支持した以外は、ほとんど総ての業界の利害を代弁する証人が、未分配利潤税の極端に弱められた存続にさえ強く反対し、更には一層強力な企業保護と優遇を求めて止まなかった。[9] 歳入委員の中でも、未分配利潤税の完全廃止を求める共和党委員と民主党委員の一部が、特に富裕者経営の同族会社課税を企図した③のI B法人税に強く反撥した。[10] しかし卓越した理論家であり有能な指導者であったヴィンソン[11]の努力が功を奏し、歳入委員会は小委員会の三つの提案をかろうじて可決した。[12][13]

しかし長年の威光を保ってきたヴィンソンの神通力も、遂に保守派に支配されるに至っていた下院本会議のメンバーに影響を与えることはできなかった。下院は①②は歳入委員会案そのままにそれを可決したが、③の同族営業会社課税案には強く反撥し、遂にこれを法案より削除したのである。[14]

さて、上院は下院より進歩的に振舞ったことは一度としてなく、三六年の未分配利潤税導入の際にも一貫して反対の立場を貫くことによって下院案を大幅に後退させたという前歴を有していたのであるが、今回も財政委員長パット・ハリソンの「下院は未分配利潤税の形骸のみを維持しているが、むしろその完全なる廃止と法人に対する一率課税

が望ましい」[15]という言に示されるごとく、最初より下院に反対の立場をもって臨み、まず財政委員会は、ハリソンの強い影響のもとに、次の様な未分配利潤税の「原理の完全撤廃」[16]を折り込んだ法案を作成した。

① 法人には、一律に一八％の法人税を課す。

② 純所得二・五万ドル以下の法人に対しては、その純所得と二・五万ドルとの差額の一〇％の所得控除を認める。[17]

この財政委員会案は、中小法人に対する若干の緩和措置を除くと、要するに一八％の法人課税のみであって、歳入委員会案③の同族営業会社税はもとより、下院可決案①にみられた法人税率の累進構造、②の支払配当控除などを全く含まない点で、文字どおり「未分配利潤税の完全廃止案」であったということができる。

かくして大勢は決した。上院本会議では、僅かにラフォレットとバークレーが型どおりの未分配利潤税廃止に対する反対意見を述べただけで、[18]財政委員会案は採決なしの多数決で可決された。

かくして両院協議会で、極端に性格の異なる上院案と下院案の調整が図られることになったが、これまで審議経過を拱手傍観してきたローズヴェルト大統領はハリソンに異例の書簡を寄せて、両院協議会の上院委員が下院案を支持すべきことを、史上前例をみない歳入法案に対する拒否権発動を暗示しながら要請した。[19]かくして妥協は難行しおよそ一か月が費やされたが、下院案がほぼ復活した。しかし上院は、②の留保利潤税の施行期限を三八年と三九年の二か年に限定することに成功した。ローズヴェルトは特に③の同族営業会社税の不成立にひどく落胆し、不賛成を正式に表明し、拒否権発動を真剣に考慮したが、結局署名なしに成立案が発効することを認めた。[20]

（1）本稿前出二六巻二号一五四頁。

（2）Hynning, *Taxation of Corporate Enterpise*, p. 74, n. 12 ; Paul, *op. cit.*, p. 209 ; Sutherland, "A Brief Description

of Federal Taxes on Corporation," 7 *L. & CP.* 266, 277 (1940).

(3) 83 *Cong. Rec.* 2788. のリード上院議員の批判の中に引用されたものによる。Cf. Paul, *op. cit.*, p. 210.

(4) 以下の歳入小委員会案の内容とその理由については、下院本会議におけるヴィンソン歳入小委員長の法案趣旨説明 (83 *Cong. Rec.* 2777—2786.) が最も詳細であるが、簡単には R. G. & G. C. Blakey, "Revenue Act of 1938," 28 *Am. Econ. Rev.* 447, 447—448 (1938); 野津・前掲書、五四四頁、Ratner, *Taxation and Democracy in America*, p. 478. を参照。

(5) Cf. 83 *Cong. Rec.* 2778—2779.

(6) 83 *Cong. Rec.* 2779.

(7) Blakey, *op. cit.*, p. 448. 後註(10)参照。なお財務省の予想によると、全法人の八八%が①に属する純所得二・五万ドル以下の法人であり、純所得五万ドルを超える法人数は約八五〇〇であり、更に純所得が七・五万ドルを超えてIB法人税に服する法人数は約三〇〇—六〇〇であって全法人の〇・二五%程度にすぎないとされる (83 *Cong. Rec*, 2765, 2781; Mertens, *Law of Federal Income Taxation*, Vol. 7, p. 75, n. 38. cf. Rudick, "Sec. 102 and Personal Holding Company Provisions of the I. R. C.," 49 *Yale L. J.* 171, 178—179, n. 47.

(8) Paul, *op. cit.*, p. 210; 宮島・前掲論文、三〇〇頁。

(9) Paul, *op. cit.*, pp. 210—211.

(10) それら反対理由は特に歳入委員会少数報告書 (83 *Cong. Rec.* 2774—2777; Mertens, *op. cit.*, p. 76, n. 38. cf. Paul, *op. cit.*, pp. 211—212) にあますところなく述べられているが、共和党的思考が典型的に示されていて誠に興味深い。少数報告書は前半を未分配利潤税の批判に、後半をIB同族法人税の批判に割いているが、まず前半では例によって未分配利潤税に対する一四の反論 (前出六〇七頁註(6)) を列挙した後、マジールは未分配利潤税が今日の恐慌の主たる要素であるという「明白な証拠はない」と公聴会で証言したが、未分配利潤税を弁護するために公聴会に登場したのが財務次官一名にすぎないこと、その他の公聴会に登場した凡ての実業家が未分配利潤税とキャピタル・ゲイン課税が現在の恐慌の重大要因であると証言しており、それが一般的見解であること、NRA のチーフ・エコノミストであるアレクサンダー・サックス、NBER、財務次官のマジールと財務省租税担当顧問のシャウプが参画していた Twentieth Century Fund, *Facing the Tax Problem* (1937) などが未分配利潤税の廃止を求めていること、そして何よりも未分配利潤税の導入に誰よりも責任を負っているはずの財務省のハーマン・オリ

ファント教授が遂に未分配利潤税弁護のために今回の公聴会に登場できなかったこと、AFL が未分配利潤税廃止の決議をしたことなどを、廃止の論拠として挙げている。

さて後半がIBの同族法人に対する罰則税批判に該てられている訳であるが、そこからは、いくつかの文章を引用する。「我々は、この税が我々が既に言及した未分配利潤税のよこしまな原則の拡大であるという理由のみならず、それが正当な雇用企業に恣意的で不当で差別的で抑圧的な負担を課すものであるという理由で、この条文に断固反対しているのである。多数意見は、株主がさもなくば支払うべき配当に対する個人附加税の支払いの回避をさしあたり可能にする手段として、不当にその利得を蓄積する様な同族営業会社（closely held operating companies）に到達するためのよい方法が他にないことを理由に、この税を弁護しようと試みている。我々はこの前提を断然拒否する。既に現行法中には、附加税逋脱目的のために〝設立され又は利用された〟法人に罰則税を課す条文（一〇二条）が存在する。これは租税回避問題に対応するための直接的方法を構成している。多数意見のプランは、しかし無実の者を有罪として罰するこの条文を補完する間接的方法である。それは正当に留保された利得を同時に処罰することによって、同族営業会社の不当留保利得に到達することを企図したものだ」「我々、共和党少数意見は、租税回避問題を取り扱う適切な方法は、少数の個人により保有されている総ての法人をむやみに直撃し不当な罰則を課すよりも、現在一〇二条によってなされている様にその問題を直接に取り扱うことであると思う」「しかしまた、提案された罰則税の他の目的は、政治的に行政府とは意見を異にし、それに賛成しないが故に特定のニューディール政策に反抗してきた少数の個人によってコントロールされた特定の法人に対する報復手段を、行政府が備えるためだ、という世評が広く流布している。もしそうだとすると、また我々はそれを疑う理由を持たないが、提案された税は、国家事業構造を行政府に対する顕著な反対者より〝浄化〟（purge）するための政治的武器という性格を帯びることになる。こんな方法は立憲民主制国家のどこにもない」（83 *Cong. Rec.* 2774—2776.）。

(11) 歳入委員長である、ドートン（R. L. Doughton）は、ヴィンソンに、かつてのオスカー・アンダウッド、クロード・チキンにも匹敵すべき政治家であり租税問題の権威であって、この法案に全生命を注いだ、との讃辞を表している（*ibid.*, 2769.）。

(12) 結局、下院歳入委員会（多数派）が未分配利潤税に下した結論は次の様なものであった。未分配利潤税は実際多くの艱難を引き起こしたが、①多くの場合、困難さは過大視されている、②未分配利潤税は健全であり、維持されるべきである、③しかしながら、根本的修正がなされるべきである、④歳入を確保するために、同族法人に特別未分配利潤税を課すことが必要である（83 *Cong. Rec.* 2943. のリッチ議員の発言中に引用されたものを参照）。

(13) 歳入委員会は、七名の共和党委員と一八名の民主党委員よりなり、共和党全員と民主党七名が小委員会案に反対したが、ヴィンソンの懸命の説得の結果、民主党の反対者四名が翻意し、かろうじて小委員会案は可決された(野津・前掲書、五四五頁)。

(14) 本会議では、トリードウェイ、リードの両歳入委員を先頭に、多数の共和党議員が未分配利潤税及びその変形であるIB法人税(同族営業会社税)を攻撃したことは言うまでもないが、民主党からもマコーマック、ラムネクの両歳入委員が精力的な反対派に加わり、特にマコーマック議員は、提案された同族営業会社税が「一つの有罪法人を得るために九の無実の法人を処罰するもので、こんな政策・理論は未だかつて聞いたこともないし、説明も不可能だ」「総ての小規模同族会社がこの提案によって影響をうける可能性があり、……これは莫大な害悪と損害なしには適用不可能だ」(83 *Cong. Rec.* 2859)、「結論として、こんな税は不平等で不公正で差別的で不必要だ[拍手あり]」(*ibid.*, p. 2860.)などを理由に、この同族営業会社税の完全削除を求める修正案を提出し、遂にはこの修正案が一八〇対一二四で可決されて、同提案は下院案より姿を消した。この五月三日より一一日迄続けられた長大な論争の中には、共和党—民主党、保守派—進歩派、財界—行政府などのあらゆる利害の対立が表出しているということができる。Cf. R. G. & G. C. Blakey, *op. cit.*, pp. 448—449; Paul, *op. cit.*, pp. 210—212.

(15) 野津・前掲書、五三六頁。彼はヴィンソンやドートンとは逆に保守的民主党議員であって、未分配利潤税には強く反対しており、彼の強硬な態度が上院における法案審議に大きな影響を及ぼした(宮島・前掲論文、三〇三頁、Blakey, *op. cit.*, p. 494.)。

(16) Paul, *op. cit.*, p. 212. 法案審議に望む歳入委員会と財政委員会の基本的姿勢の差異は、両委員会の報告書の冒頭の文章からもこれを知ることができる。即ち歳入委員会のそれが「「本法案の目的は、現行歳入システムを改善し、不公平を除去し、税負担を平等化し、そして事業活動を促進することであり、これらを現在の状況のもとで現行法によって獲得することである」と述べるのに対し、財政委員会のいわく「当委員会によって提案された主たる修正は、下院以上に事業を促進し増強せんための努力を払うという観点より採用されたものである。……もしこれが実行されるなら、多数の失業は急速に減少しよう。……この勧告をなすにあたり、当委員会は、法を簡素化しその安定性を強化させるための変更に特に注意をはらった。これは事業にとっても必要だ。最後に、一切の努力が凍結資本を解放しそれが再び生産的に利用されることを可能とする方策を採用するためになされた」と(J. S. Seidman, *Legislative History of Fed. Inc. Tax Laws*, p.1.)。

(17) 財政委員会案の内容については、Blakey, *op. cit.*, pp. 449—450; 宮島・前掲論文、三〇五頁註(6)、野津・前掲書、五四五頁、を参照のこと。

(18) ラフオレットは、財政委員会案全体及びキャピタル・ゲイン課税が特に富裕者に有利であって、これまでの税制改革の指針とされてきた応能課税原則、累進税原則に反する退歩であること、個人附加税の最高税率が七九%であって法人税率が一八%である以上、富裕者の利潤留保による逋脱の動機を抑えることはできないこと、廃止によって一層留保利潤が優遇され富の集中が再発することなど、を理由にしている（83 *Cong. Rec.* 4929—4933）。また、バークレーの反対理由は、未分配利潤税は未だ十分に験されていないというものであった。Cf. Blakey, *op. cit.*, p. 450；宮島・前掲論文、二〇〇頁、野津・前掲書、五四五頁、Paul, *op. cit.*, p. 212；Ratner, *op. cit.*, p. 479.

(19) 野津・前掲書、五四六頁より文面を引用する。「事業の回復を計ることは望ましいことには相違ないが、税制の上に不公正をしてまで左様する必要はない。……留保利潤に対する何等かの特別な課税がなければ、個人及びパートナーシップの課税と法人の課税との間に根本的に不公正なる不均等が生ずる。……且つ高い附加税を課せられる者に逋脱手段を提供することになる。以上及びその他の理由で予は一九三六年に未分配利潤税を勧奨し、幸に議会の採用するところとなった。……その後の経験に徴し、若干の修正殊に小規模法人の免税の如きは、これを行わねばならないが、本税の原理はあくまで健全であり、我が税制中に保持されるべきである」（訳文の一部を修正）。なお、参照、Donaldson, *Business Organizations and Procedures*, p. 135.

(20) Blakey, *op. cit.*, pp. 450—451；ルクテンバーグ『ローズヴェルト』二〇七—八頁、宮島・前掲論文、二〇五頁註(7)、野津・前掲書、五四五—四八頁、Paul, *op. cit.*, p. 213；Ratner, *op. cit.*, p. 479.

二　三八年法の内容[1]

三八年法によって、法人税構造は次の様に改められた。

① 法人は、純所得二・五万ドル以上の一般法人とそれ以下の特別法人に区分されるが、伝統的な普通税、付加税の法人税率の二段階構造は廃止された。

② 一般法人の場合は、調整純所得の一九%を仮税額とし、そこから、他法人よりの受取配当額（二六条(b)に規定する）の一六・五%と支払配当額（二七条）の二・五%を税額控除する。[2]

③ 特別法人には、一二・五、一四、一六%の累進税率を適用する。[3]

④ 純所得額が、二・五万ドルを僅かに超過する法人に対しては、三五二五ドル（二・五万ドルの一四・一%）プラス二・五万ドルを超過する額の三二%の税を課す。(4)

⑤ 支払配当控除として、合意配当控除（consent dividend credit）、配当繰越控除（dividend carry-over）、負債償還金又は準備金の他に、純損失の次年度繰越控除が認められる。(5)

このうち、最も重要なのが③であったことはいうまでもない。法人は一応一九%の法人税に服する。しかし支払配当額の二・五%の税負担が控除されることによって、通常の分配所得には一六・五%の法人税が課されるのであって、それに未分配利潤税二・五%がプラスされるという構造になっている。(6) ここに未分配利潤税の残滓をかろうじて見ることができるのであるが、税率が三六年法の最高二七%に比べて二・五%と極端に低いうえに、⑤のごとき各種の支払配当控除が認められているのでは、その効果を期待するのがそもそも無理というものである。(7)(8) なお前述のごとく、この二・五%の未分配利潤税は、三八、三九年度を限って適用されることとなっていた。

(1) 三八年法全体の詳細については、Donaldson, *op. cit.*, pp. 120—125; Ratner, *op. cit.*, p. 479; Sutherland, *op. cit.*, pp. 277—278; 野津・前掲書、五五一—五五八、五七三—五八〇頁などを参照されたい。
(2) Rev. Act of 1938, § 13 (a), (b), (c).
(3) § 14 (a), (b), (c).
(4) § 13 (d).
(5) §§ 26 (c), 27, 28. このうち合意配当とは、普通株主が実際に配当を授受することなしに法人の全所得を株主の割合的持分に分割して課税される単なる紙上の配当であり（Donaldson, *op. cit.*, p. 122.）、パートナーシップ課税方式と実際には同じ効果をもつものである。従ってパートナーシップ選択課税方式はこれと重複する範囲で廃止された。
(6) この点については Donaldson, *op. cit.*, pp. 122, 125; 宮島・前掲論文、三〇五頁註(8)参照。
(7) 確かにこれら控除のうちの一部は、未分配利潤税の包含する不公正として改善を求められていたものであるが、税率をこの様

に低くしながら、更にこの種の救済措置を拡大することには反論がありえよう（Seidman, *op. cit.*, pp. 20—24.）。なお控除項目の拡大として重要なものに、他にキャピタル・ロス控除の大幅緩和があったが、この点については宮島・前掲論文、三〇一—二頁を参照。

(8) Donaldson, *op. cit.*, pp. 125, 132.

三　三九年法による即時廃止

三八年頃より開始された財界—共和党—民主党保守派のブロックによるニューディール税制解体運動は、しかしながら未分配利潤税の大幅縮小と期限付廃止で鎮静するどころか、三八年秋の総選挙で共和党が大幅に議席を回復したことによってますます拍車がかかり、かろうじて未分配利潤税の残滓を留めていた二・五％の留保利潤課税の即時廃止、更にはその他の企業特別措置の大幅導入を求めるまでになった。[1] 二・五％の留保利潤税の実質的負担は取るに足りないものであったから、もはや目標は、その経済的理由に基づくよりも、改革のシンボルである未分配利潤税をひきずりおろしてローズヴェルトを一敗地にまみれさせることにあったといえよう。

ローズヴェルトをはじめ、側近のヘンダーソン、コーコラン、コーエン等は、依然として付加税逋脱の防止のために未分配利潤税が必要であるという信念を捨てておらず、配当の分配を強制する他の代替策がとられるまではそれを廃止すべきではないという考え方をとっていた。[2] しかし政府部内での彼らの影響力は低下し、逆に穏健な改革論者で、景気回復のための財界との提携を熱心に主張していた財務長官モーゲンソーや、マジールに替った財務次官ヘインズ（J. W. Hanes）らの発言力が徐々に強くなってゆくのを阻止することはできなかった。[3]

かくして財務省は、独自に議会保守派の改革要求に応ずることを決め、他の改革派ニューディーラー達の意見を無視しはじめた。[4] モーゲンソーは、一九三九年五月、未分配利潤税の全面即時廃止を討議している下院歳入委員会の公

聴会に登場し、税制改革の指針が、①自由企業と利的投資の促進、②景気の完全回復の達成、③健全で批判の余地のない立場での財政の保持（均衡財政のことかと思われる—畠山）、④税負担の公正分配と国民所得のより一層公平な分配に、あるとした後、「未分配利潤税は、ほとんど歳入を生まず、事業に対する効果を有しない。しかしそれに対して向けられた広範囲でエモーショナルな非難によって、心理的刺激としては卓抜のものであった。現行形式によったのでは、税法が、法人による利潤蓄積及び留保による個人所得税回避を防止するという健全な目的を達成することはできない」と、保守派の主張を支持する発言を行った。(5) 財界、保守派が、この降服宣言を〝エモーショナル〟と名付けられた点以外で、全面歓迎したことはいうまでもない。

即時廃止案は、さしたる反対もなしに、下院本会議を三五七対一、(6) 上院本会議を四時間討議の後の無点呼で通過した。かくして財界は「未分配利潤税に対する長期的かつ断固たる抗争に勝利した」(7) のである。ローズヴェルトは署名を拒み、この法も署名なしで発効した。(8)

三九年法は、三八年法にみられた細かい配慮を放棄し、純所得二・五万ドル以上の法人に対する法人税率を一八%一本としたが、これが、三八年法の税負担をさほどに減少させたか否かは疑問である。(9) 純所得二・五万ドル以下、及びそれを僅かに超過する法人に対する課税方式は、三八年法を踏襲している。(10)

未分配利潤税が、三五・六年頃に高まった革新主義に特色づけられる第二次ニューディールのシンボルであったとすると、この三七・三八年の未分配利潤廃止を中心とする企業優遇型租税政策を主導したのは、端的に資本蓄積促進主義であり、反改革主義、反ニューディール主義であった。(11) この様にして、合衆国税制史上、前代未聞の論議をまき起こした未分配利潤税は、ニューディールの興亡と運命を共にし、法典上から完全に姿を消したのであって、その後は一つのエピソードとして、人々の記憶の中に生き続けるにすぎなくなるのである。

(1) Cf. R. G. & G. C. Blakey, "Federal Tax Legislation, 1939," 29 *Am. Econ. Rev.* 695, 699 (1939); Paul, *op. cit.*, pp. 213—214; Ratner, *op. cit.*, p. 488; Sutherland, *op. cit.*, p. 278; ルクテンベーグ・前掲書、二一五—二一七頁。

(2) Blakey, *op. cit.*, p. 699; Paul, *op. cit.*, p. 215; Ratner, *op. cit.*, p. 488.

(3) Blakey, *op. cit.*, pp. 699—701; Paul, *op. cit.*, pp. 214—216; Ratner, *op. cit.*, p. 488; ルクテンベーグ・前掲書、一九四頁、宮島・前掲論文、二九五、三〇三、三〇四頁註(一)。

(4) 例えば、モーゲンソーは既に三七年一二月の Academy of the Political Science の講演で、「今日の基本的なニードとは、私的資本の牽引力の全面的使用の促進である。我々は資本が私企業の生産回路に投下されるのを目撃し、私企業が拡張するのを目撃したいのである。我々は私的資金源が生産的企業により一層多く使用されるなら、残存する失業の多くは消滅すると信じている」(Blakey, 29 *id.*, 701.) と述べその後もその信念を曲げなかった。ハリソン財政委員長は、このモーゲンソーの発言を「何と賢明な言葉だ。何と輝かしい哲学だ。我々がここに責任を任されこの理念を成し遂げんとする時に、国家に与えられる何という確信であろう」と賛めそやしている (83 *Cong. Rec.* 4926.)。またヘインズは三九年の春にモーゲンソーとの共働になる「ヘインズ・プラン」を発表し、「自由人の国家における自由企業制度（フリー・エンタープライズ・システム）の永続にとって不可欠のインセンティヴを維持し増進する様な税体系を確立することこそが政府の意図であることを明確にしておきたい」と述べた (Blakey, *op. cit.*, p. 699 & 699, n. 10.)。

(5) Blakey. *op. cit.*, pp. 700—701; Paul, *op. cit.*, pp. 215—216.

(6) 唯一の反対は共和党のティンカム議員で、彼は企業優遇が未だ十分でないと考えた (Paul, *op. cit.*, p. 217.)。

(7) Paul, *op. cit.*, p. 218.

(8) Rev. Act of 1939, § 201. Sutherland, *op. cit.*, p. 278. なお、この経過に若干附言すると、ローズヴェルトは註(4)のヘインズ・プランに反対し、それを阻止しようとしたが、ハリソンがそれに強く反対し、しばらく膠着状態が続いた。しかしローズヴェルトが遂に、不当留保利益税規定の強化を図ること、歳入を減少させないことを条件に、未分配利潤税の廃止に同意したのである (Blakey, *op. cit.*, p. 700.)。

(9) 宮島・前掲論文、三〇六頁註(12)。

(10) 三九年法のその他の重要な改正点については、宮島・前掲論文、三〇二—三頁、Ratner, *op. cit.*, p. 489. をさしあたり参照。

(11) 宮島・前掲論文、三〇四頁。

第三節 ニューディール税制の消長

一 人的持株会社課税の改善

一 人的持株会社課税の実施

さて、長年の懸案であった人的持株会社課税は、前述の経過の後、三四年法中に規定せられ、実施に移された。しかしてその税率は、二〇%、三〇%の二段階税率であった。ところが、同年法によれば、個人の付加所得税率は四%—六三%であったから、高率付加税に服する富裕者にとっては、付加税を支払うよりは人的持株会社内に利潤を留保して本税を支払った方が依然有利であったのである。(1)

その不合理は直ちに認識されたので、翌三五年法は、人的持株会社税率を二〇%—六〇%の累進税率に改正してそれを改善し、三六年度より適用することとした。(2) しかし、翌三六年には例の未分配利潤税が施行され、人的持株会社も当然それに服すこととなったから、未分配利潤税と人的持株会社税の重複課税を避けるため、人的持株会社税率の方は八%—四八%へと引き下げられた。(3) 従って三六年法のもとで人的持株会社の被る負担税率は、両税をあわせて一五%—七五%となる。(4) なお、三六年法は、法人の清算の際の残余財産の分配を「配当」と看做して支払配当控除を認めることとしたが、(5) それ以外の点では三四年法をそのままに維持した。(6)

(1) Mertens, *op. cit.*, Vol. 7, p. 73, n. 34; R. E. Paul, "Background of the Revenue Act of 1937," 5 *U. Chi. L. Rev.* 41, 60 (1937); H. J. Rudick, "Sec. 102 and Personal Holding Company Provisions," 49 *Yale L. J.* 171, 175 (1939). ※

た人的持株会社は、不当留保利益税をも免除されていたから、その点でも優遇されていたということができる（Mertens, *op. cit.*, p. 332, n. 38 ; Rudick, *op. cit.*, pp. 175—176.）。しかしこの点は三六年法によって改められた。

（2）Rev. Act of 1935, § 109. Cf. J. B. Libin, "Personal Holding Companies and the Rev. Act of 1964," 63 *Mich. L. Rev.* 421, 424, n. 11 (1965) ; Mertens, *op. cit.*, p. 73, & 73, n. 32 ; Rudick, *op. cit.*, pp. 174, n. 22, 202.

（3）Rev. Act of 1936, § 351 (a). Cf. Libin *op. cit.*, p. 424, n. 12 ; Mertens, *op. cit.*, pp. 73, 74, n. 37 ; Rudick, *op. cit.*, pp. 175, n. 26, 202. また同時に、実際の適用も緩和されたことが報告されている（Tax Institute, *Income Tax Administration* [New York : Tax Institute, 1948], pp. 149—150.）。

（4）持株会社は、しかし会社を多数の小法人に分解して、この税率の軽減を計ることができた（Mertens, *op. cit.*, p. 73, n. 33 ; Rudick, *op. cit.*, p. 202, n. 192.）。

（5）1936 Act, §§ 27 (f), 115 (c), 351 (b) (2) (c). Cf. Libin, *op. cit.*, pp. 425—426.

（6）Rudick, *op. cit.*, p. 202.

二　欠点の露呈

前述の様に、この税には多大の期待が寄せられていたが、「財務省の人的持株会社条項に対する経験は、短いがしかし不幸なものであった」[1]。つまり財務省は三五年のこの税の徴収見積額を一一五ミリオンダラーとしたが、実際の徴収額は何と二ミリオンダラーにしか達しなかったのである[2]。この原因は、確かに新税にありがちの膨大な申告書処理の未熟よりくる行政の混乱にもあったが[3]、むしろ人的持株会社税の規定の仕方そのものの中に、根本的な欠陥があることを推測させるに十分なものであった。そしてその各種の欠点は、一九三七年の「租税回避及び逋脱に関する合同委員会」報告[4]によって、余すところなく明らかにされたが、ここでは、そのうち主たるもののみを採り上げよう。

問題として一般に指摘されたのは、次の諸点である。①税率構成上の問題点（既述の点にあたる）、②支払配当控除の対象が広範囲にすぎ（この点は、本稿が未分配利潤税の支払配当控除について述べたところと同じ[5]状況である）、本

税を無力化させている、③一〇二条の不当留保利益税が免除されるので、税負担が軽減される、[6] ④その他各種の重要な持株会社、例えばタレント法人、ヨット・別荘の法人化、外国持株会社などが除外されている、[7] ⑤例えば留保額の二〇%控除、負債償還金及び準備金の控除、無制限キャピタル・ロス控除の如く、各種の控除規定が緩慢すぎる、[8] ⑥「総所得」テストの弱点、特に総所得テストより賃貸料を除外したこと——総所得テストとは「持株会社」の要件として「総所得の八〇%以上が、使用料、配当、利子、年金、株式又は証券の売却よりなる」ことを規定したものであったが、例えば法人はその主たる株主に法人所有の不動産を貸付け、そこから総所得の二〇%以上にあたる賃貸料をあげる様に操作することにより、簡単にこのテストを免れることができた、[10] ⑦法人の分割による回避——小規模の持株会社を自由に組織して株式を分散させ、所得額を減少させる、[11] あるいは財務省を幻惑するために利用する。[12]

以上の種々の方法は、依然「財布の法人化」としての人的持株会社の利用価値がきわめて高いことを知らしめたのであるが、ここには、如何に精緻に作成せられた規定であっても、納税者が巧妙に租税回避や節税を図らんとすれば、それらも容易に無力化されることが示されているともいえるのであり、[13] かくしてこの人的持株会社税をめぐっても、納税者と財務省との間の抗争が、止むことなく続けられることになるのである。

(1) Mertens, *op. cit.*, p. 73.

(2) Mertens, *op. cit.*, p. 73, n. 34; Paul, *op. cit.*, pp. 60—61. なお Rudick, *op. cit.*, pp. 176—177. は、人的持株会社税は歳入自体をあげるのが目的ではないから不成功とはいえず、配当の強制によってむしろ個人所得税徴収額は増大しているという。

(3) Mertens, *op. cit.*, p. 73, n. 34.

(4) *Report of the Joint Committee on Tax Evasion and Avoidance* (Aug. 5, 1957) この報告はほとんどそのままに三七法改正の際の下院歳入委員会報告に引用されており、それらの抜萃が Seidman, *Legislative History of Fed. In. Tax Laws*, pp. 155—156. に採録されているので、そこより引用する。

(5) 本稿・前出六一六頁以下。

(6) Mertens, *op. cit.*, pp. 66, n. 22, 72, n. 28. この点も既に触れた。前出六五九—六〇頁註(一)。

(7) これらの点は、次に述べる「モーゲンソーからローズヴェルトへの手紙」の中で詳しく述べられているところであるが、叙述の関係上、ここにその内容を簡単に述べておこう。まずタレント法人とは、俳優、歌手、著作家、漫画家などの自己の才能を売りものにする者が、自らの才能、資産、身体などを出資して、自己が主要株主である法人を設立する。法人は依頼人に役務（サービス）を市場レートで売却するが、タレント自らは自己の役務を法人にそれより低いレートで売却し、法人に利潤を発生させながらタレントの個人所得は最低に押えるというものである。また法人は利潤を分配せずそのままに留保する。次にヨット・別荘の法人化とは、富裕者が自己のヨットや別荘を法人化し、その法人にヨットや別荘の管理・運営の全費用を賄うに丁度充分な所得を造出する有価証券を移譲し、本来ならば認められないヨット・別荘に対する個人的支出を経費として控除するというものである。最後に外国持株会社とは、税の軽いバハマ諸島、パナマ、ニューフアンドランドなどに本店を移し、傀儡設立者・取締役などを利用しながら所得額その他の情報の隠蔽を計るものである。以上については、まず浅沼潤三郎「米国における租税回避の理念(9)(10)」『税法学』一六七号一九—二四頁、一六八号一三—一四頁及び Groves, *Viewpoints on Public Finance*, pp. 192—196. に引用された「モーゲンソーよりローズヴェルト」の手紙を参照せよ。更に以下の説明も参照のこと、Jome. *Corporation Finance*, pp. 560—561 ; Libin, *op. cit.*, pp. 425—426 ; C. L. B. Lowndes, "Taxing the Income of the Close Corporation, 18 *L. & C. P.* 558, 572 (1953) ; Paul, *op. cit.*, pp. 48—56, 65—69, 80—82, Rudick, *op. cit.*, pp. 177—178 ; Sutherland, *op. cit.*, p. 277.

(8) Paul, *op. cit.*, pp. 61—62 ; Sutherland, *op. cit.*, p. 273.

(9) 本稿前出、二六巻二号一九六、一九七頁註(7)参照。

(10) Libin, *op. cit.*, p. 426 ; Lowndes, *op. cit.*, p. 573 ; Paul, *op. cit.*, p. 59, Rudick, *op. cit.*, p. 176, n. 32.

(11) Mertens, *op. cit.*, p. 73, n. 33 ; Rudick, *op. cit.*, p. 202, n. 191.

(12) 例えば、ある納税者は九六の法人を全国に設立し、またある納税者は一三の人的持株会社を利用し、財務省の検査の妨害を計ったといわれる。前出「モーゲンソーよりローズヴェルトへの手紙」（浅沼・前掲論文、『税法学』一六七号二一頁二段目）。

(13) Cf. Paul, *op. cit.*, pp. 201—208.

三　三七年の脱税封じ込め法による改正

さて、三七年六月、ローズヴェルトは連邦議会に、モーゲンソー財務長官より彼にあてた種々の租税回避手段の具体例を列記した私信を示し、これら租税回避手段の封じ込めがなされるよう税制改革を促した。それに呼応して議会内には前述の「租税回避と逋脱に関する合同委員会」が設けられ、検討が開始された。(1) その討議の中でも、依然として持株会社が最も頻繁に利用される回避手段であり、また人的持株会社税がその封じ込めに役立っていないことが明らかにされたが、(2) 欠陥の中でも最も重要なのは先述の⑤であって、特にキャピタル・ロスの無制限控除は、人的持株会社に、通常の法人以上の優遇を与えるものであることが指摘された。(3)

三七年法は、それら各点に多くの修正を加え、その結果条文も数倍に長くなったが、(4) そのうち主たるものを列記すると、(5) ①従来、人的持株会社に含められず、一〇二条の不当留保利益税をも免がれていたタレント法人、ヨット・別荘の法人化、外国持株会社などに関する条文を細分化し、人的持株会社税の対象とした。外国持株会社については、パートナーシップ方式で株主に直に課税する。②寛大な控除を大幅に制限した。即ち不当留保利益税の控除を否認した他、寄付金、キャピタル・ロス、ヨット・不動産経費の控除に制限を加え、二〇％留保額控除を廃止した（但し負債償還金控除はもとのまま）。③八〇％の総所得テストはそのままであるが、一度「人的持株会社」に該当すると、三年以内に総所得テストで受取配当その他が七〇％以下に、あるいは株式所有テストで「人的」な要件を免れない限り、そのまま人的持株会社に留められる。④賃貸料は、総所得の五〇％を超過しない場合には総所得に算入される。⑤法人、パートナーシップ及び不動産トラストによって、又はそのために直接・間接に所有されている株式などは、株主、パートナー及び受益者の個人的持分に分解されて課税される。⑥税率は、各々、未分配調整純所得が二〇〇〇

ドル以上の法人については七五%、それ以外の法人については六五%に引き上げられた。

この様に、三七年法によって人的持株会社税は広範囲に、しかもかなり徹底的に改善されたのであって、もしある法人が課税要件に該当し、本税が賦課されるなら、それは当該法人にとって相当な負担となるであろうことが、(6)一応予想されるようになったのである。

(1) 本稿前出六六一—二頁註(4)(7)の文献の他に、一般的に参照 R. G. & G. C. Blakey, "The Revenue Act of 1937," 27 *Am. Econ. Rev.* 698, 698—700 (1937); Paul, *op. cit.*, pp. 48—49; ib., *Taxation in the U. S.*, 203; Ratner, *op. cit.*, p. 477.

(2) Blakey, *op. cit.*, p. 699; Paul, "Rev. Act of 1937," 5 *U. Chi. L. Rev.* 58—61.

(3) Paul, *op. cit.*, p. 61; Rudick, *op. cit.*, p. 176.

(4) Rev. Act of 1937, §§ 1—3. 201—207, 26 U. S. C. A. 973—989.

(5) 技術的な改正点が多いので、ここではごく概要を列示するに止めた。改正内容とその改正理由については Seidman, *op. cit.*, pp. 155—203. をみるのが便利であるが、その他改正の主要点に触れたものとして Libin, *op. cit.*, pp. 425—427, Mertens, *op. cit.*, pp. 73—76; Paul, *op. cit.*, pp. 62—65; Rudick, *op. cit.*, pp. 175—178, 202—203; Sutherland, *op. cit.*, pp. 276—277. 等を参照。

(6) この様に、人的持株会社課税の範囲が広範にわたることから、この税が「善意の持株会社」に脅威を与えるとの指摘が S. T. Dean, "Decadence of the Corporate Device as Means of Avoiding Surtaxes on Individuals," 15 *Temple U. L. Q.* 65, 82 (1940); Mertens, *op. cit.*, p. 76; Rudick, *op. cit.*, pp. 203—204. 等でなされているが、この点については本稿㈣で触れる予定である。

四　その後の改正—まとめ

三八年の未分配利潤税の存廃をめぐる抗争の中で、政府及び下院の指導者達が、未分配利潤税に替わるものとして、人的持株会社税を一層拡大した同族営業会社税（ＩＢ法人税）を強く主張し、それが下院の反対によって廃案と

なった経緯は、既に記述した。[1] 三八年法はかくして人的持株会社税に特に目立った改正を加えなかった。[2] 三九年法はその頃特に強くなったビジネスの意見を反映してキャピタル・ロスの無制限控除、純損失の二年間繰越控除の認容などを規定するに至ったが、それらの適用も人的持株会社については制限され、キャピタル・ロス控除は否認され、また繰越控除も一年に短縮された。[3] また四二年法は戦時になされた大増税法であり、人的持株会社税にも、税率の各々七五%、八五%への引上げ、[4] 課税所得の増加などの他に、優先株式の償却額の一定額の控除の認容などの重要な技術的改正が加えられた。[5]

この様にして、人的持株会社の税負担は一層強化されることになった。ディーンはそこで、人的持株会社がこの過重な税負担を免れる方法は、①敗北を認めて法人を解散する、②全所得を分配し、支払配当控除を利用する、③みなし配当 (consent dividend) を利用して税を株主に負担させる、の三つの方法しかなく、近時の多くの持株会社の解散はこの税のためであり、特に善良な持株会社が解散の危機に追い込まれていると慨嘆する。[6] この論旨の当否は、後に生じた結果をみながら慎重に検討されなければならないが、その点はさておき、ここに三〇年代に進められた持株会社に対する課税の試策は、一応ここに至り頂点に達したということができよう。[7] かくして人的持株会社税の当座の改正は不必要となったのであって、現に重要な改正は一九六四年までなされずに、そのままに放置されることになるのである。

(1) 本稿前出六四八—九頁。

(2) なお、小規模ローン会社は、三八年法によって人的持株会社より除外された。Rev. Act of 1938, § 402 (b). Cf. Mertens, *op. cit.*, p. 76, n. 40.

(3) Rev. Act of 1939, §§ 211 (b), 212 (a). Cf. Sutherland, *op. cit.*, pp. 278—279; Rudick, *op. cit.*, p. 203.

(4) Rev. Act of 1942, § 181. Cf. Libin, *op. cit.*, p. 428, n. 28 ; Mertens, *op. cit.*, p. 77.

(5) その他、四二年法における改正については、Mertens, *op. cit.*, pp. 77—78. を一般的に参照。

(6) Dean, *op. cit.*, pp. 81—82. ディーンは、更に、支払配当控除項目に優先株式の償還費用を含ませることを否定した Board of Tax Appeal. の決定が、納税者の不利益を一層増大させたと批判するが、本文に述べたように、この点は四二年法によって改善された。

(7) かくしてディーンは「必然的な結論は、法人手段は個人付加税を減少させる手段としての実効性を多大に喪失したのであり、それに課せられる高額の罰則税によって、法人は租税回避のための危険きわまりない道具となった、ということである」と述べる（*ibid.*, p. 91.）。人的持株会社税をいささか過大評価している嫌いがないでもないが、実業家の懐く危機感は良く示されているといえよう。

二　不当留保利益税の強化

一　欠陥の露呈と改正の必要性

三六年の未分配利潤税が、不当留保利益税が有していた本質的難点を是正し、法人内への利潤留保による付加税逋脱を防止せんとする役割を担ったものであったことは、前述のとおりである。そこでその際、未分配利潤税と不当留保利益税を併用することは無用となったのみならず、むしろ納税者に過重な負担となることから、三四年法によって、各々二五%、三五%に引き下げられた税率は、三六年法によって更に、一五%、二五%にまで引き下げられた。(1) また三六年法は、未分配利潤税の導入に伴う各種の用語の混乱を避け、更に課税ベースの算定手続を他の規定と統一化するために、従来の課税ベースたる「調整純所得」(adjusted net income) を「留保純所得」(retained net income) に、また「利得及び利潤」(gains and profits) を「利益又は利潤」(earnings and profits) に改めた。前者の「留保純所得」とは「特別調整純所得」より未分配利潤税の場合と同様に、支払配当及び配当制限契約額などを控除したも

のである。[2] また後者は、意味内容の差異をもたらすものではないと説明されている。[3]

さて、既に幾度か触れてきた様に、不当留保利益税は「事業の合理的必要」なる本来的に曖昧で多義的な要件の故に、常に納税者と財務省間のトラブルの種であったが、[4] 殊に課税庁側がその適用の難かしさを痛感していた[5]（本稿前出二六巻二号一七八頁）。財務省はそれでも三〇年代に入るや徐々にその適用を強化し、特に三五年頃より適用にやや積極的となったが、その適用の適否をめぐる *National Grocery Company* 事件と *Cecil B. De Mille* 事件において巡回控訴裁判所で敗れ、大きなショックを受けたといわれる。[6] かくして財務省は、連邦議会へ直接規定強化を訴えることになったのである。また不当留保利益税に代替するとみられていた未分配利潤税の廃止が決定したことによって不当留保利益税の役割が再び浮上したために、この点からも不当留保利益税を改善強化する要請が強く叫ばれることになった。

(1) Mertens, *op. cit.*, pp. 333—334 ; n. 42 ; Rudick, *op. cit.*, pp. 174—175.
(2) Rev. Act of 1936, § 102 (c). Cf. Mertens, *op. cit.*, pp. 334—335, nn. 43, 44.
(3) Rev. Act of 1936, § 115. Cf. Mertens, *op. cit.*, p. 335. なお以上については、他に Seidman, *op. cit.*, pp. 236—238, 246. に抜萃の連邦議会における討議参照。
(4) W. L. Cary, "The Dilemma of Section 102 (c)", 60 *Colum. L. Rev.* 1282, 1282 (1947).
(5) Rudick, *op. cit.*, p. 178 ; Seidman, *op. cit.*, pp. 44—45.
(6) National Grocery Co. は一九三一年一月終了の課税年度において八〇〇万ドルの剰余金と七八万ドルの当期利益を計上したが、配当は一九一七、一八の両年に二・五万ドルを分配しただけであった。またその負債額は一〇〇万ドル以下であり、債務勘定も四〇万ドルを超えず、棚卸資産額も一度も三二〇万ドルを超過しなかった。単独株主が個人的事情から会社に融資を願う際には、会社は通常無利子でそれを貸付けていた。彼はかくして当該課税年度の一四万ドルを含め六一万ドルを法人より借入していた。法廷で会社総裁及び単独株主は株主に対する付加税逋脱の意図はなかったと証言したが、第三巡回控訴裁判所は、納税者

に一〇二条の納税義務ありとしたBTA決定を証拠不十分として取消した（*National Grocery Company v. Helvering*, 92 F. [2d] 931 [C. C. A. 3 d. 1937].）。また大映画プロデューサーであったセシル・B・デミルの場合も、プロダクション（法人）が巨大な利潤を留保している点は前の例に酷似していたが、更にプロダクションは主要株主たる彼の所得を受領するために利用されるという典型的な incorporated pocketbook であった。しかし、第九巡回控訴裁判所は、留保金は将来の映画製作のための必要資金源だという彼の主張を認め、一〇二条の適用を否定した（*Commissioner v. Cecil B. De Mille Production*, 90 F. [2d] 12 [C. C. A. 9th, 1937].）。ハーラン及びバクの両議員は特に Nat'l Grocery Co. 判決を crazy であると決めつけ、その対策を考えるのが連邦議会の責務であると強く主張している（83 *Cong. Rec.* 2940）。なお、以上については、一般的に Dean, *op. cit.*, p. 72 ; Rudick, *op. cit.*, p. 178. 更に Seidman, *op. cit.*, pp. 44—45 ; 83 *Cong. Rec.* 2776. に引用された下院歳入委員会報告及び少数報告書を参照せよ。

二　三八年法による改正——挙証責任の転換

かくして、未分配利潤税の大幅縮小を討議する三八年の第七五国会において、併せて不当留保利益税の改正も検討されることとなった。しかし不当留保利益税の本質的欠点が、課税要件として明記されている「付加税逋脱の意図」の立証の困難さと、「事業の合理的必要」を超えて利潤が留保されたという事実が「一応の証拠」一力しか持ちえないという点にあることについては一致をみたものの、(1) 具体的な解決策の立案にあたっては、様々の紆余曲折を経た。

まず、既に述べたように、下院歳入小委員会及び全体委員会は、未分配利潤税と人的持株会社税を混成した形式の同族営業会社税（IB法人税）の新設を強く主張したが、(2) それに対して共和党委員の少数意見書は、次の様に述べてそれに反対していた。

「我々、共和党の少数意見は、租税回避問題を取り扱う適切な方法は、少数の個人により保有されている総ての法人をむやみに直撃し不当な罰則を課すよりも、現在一〇二条によってなされている様にその問題を直接に取り扱うこ

とであると思う。一〇二条はかかる性格を有する実際の租税回避案件を処理するに十分であるし、またそう構成される[3]」と。かくして共和党メンバーも、未分配利潤税の廃止と交替に不当留保利益税の改正強化がなされなければならない点だけは一応認めていたということができるが、彼らはしかし具体的に改革措置を提案した訳でもなく、その目的も政府やヴィンソンの企図した同族営業会社税の導入を阻止するのが専らであったと思われるのである。またこの共和党の少数意見に同調するマコーマック、ラムネクの両民主党歳入委員も、同族営業会社税に替えて「株主に対する付加税を回避する目的」の文言を削除することによって「意図」の立証を不要ならしめるという改革で十分であるとの少数意見を報告書に付記した。[4] 結局、問題は付加税逋脱を防止するためには、一〇二条の強化で十分か、それとも進んで同族営業会社税（IB法人税）の様なより強力な措置が必要かということであって、[5] 下院本会議では、その点をめぐって激しい論議が戦わされたが、結局本会議は、同族営業会社税を法案より削除しながら、一〇二条の不当留保利益税の強化の方は、何ら具体策を構じないままに終った。[6]

さて舞台は上院に移ったが、ローズヴェルトが富裕者の法人利用による付加税逋脱の防止という錦の御旗を根拠に未分配利潤税の存続を主張している以上、上院としても簡単に未分配利潤税を全廃して、事を済ますこともできなかった。かくして上院も不当留保利益税の改正に触れざるを得なくなったが、上院はもともと政府の企図していた同族営業会社税に反対なだけであって[7] 不当留保利益税の欠点を痛感していた訳でもなかったから、大幅な改正は好まず、結局「利益及び利潤が不合理に蓄積されたとの決定がなされた後には、株主に対する付加税を逋脱する意図の不存在を証拠の明白な優勢によって証明することを、株主に要求する[8]」との改正を求めるに至った。この上院案が最終的に三八年法中に規定されることになるが、この「逋脱の意図」の立証責任の財務省から納税者への転換は、上院の企図にもかかわらず、不当留保利益税の歴史の中で、きわめて重大な影響を有する改正であったということができる。

そこで三八年法の内容に目を移そう。三八年法は旧来の一〇二条(b)を更に(b)と(c)に細分し、次の様に規定した。[9]

(b)一応の証拠「このいかなる法人も単なる持株会社又は投資会社であるという事実は、株主に対する付加税の回避の目的の一応の証拠（prima facie evidence）とする」。

(c)目的の決定的証拠「法人の利得又は利潤が事業の合理的必要を超える蓄積を許されているという事実は、もし法人が明白な証拠の優勢によって反証しない限り、株主に対する付加税の回避の目的を決定する（be determinative）」。

この条文より判明する様に、コミッショナーが、利潤を留保することによって個人に対する付加所得税を回避するために法人が設立又は利用されたと決定を下した場合には、株主が「証拠によって最初に打って出る対応責任（corresponding burden of first going forward with evidence）」及び証拠の優勢によってコミッショナーの決定が誤りであることを立証する責任を負うことになる。[10]

この挙証責任の転換によって歳入局はきわめて有力な武器を入手したようにみえる。しかしこの点に関しては、次の様な、全く異なる立場からの消極的意見がある。まず第一は、この規定の実効力を疑問視する見解である。つまり論者によると、先の Nat'l Grocery Co. 事件で、納税者側は株主、役員、会計士、取引銀行などの証拠書類を総動員して反証を試みたのに対し、歳入局側は単に納税申告書と会計報告書を提出しただけであった。従って納税者側は既に法改正以前より同等の立証責任を負っていたのであって、それにもかかわらず歳入局は敗訴した。従って今回の法改正によって従来の状態が好転することはない、というものである。[11]しかし第二の見解は、全く逆に、歳入局の権限強化に危惧をいだくものである。歳入局は納税者の一方的犠牲の上に不当留保利益税の適用範囲を拡大することができる。[12]特に三九年以降、財務省・歳入局は省令を発し、利益の七〇%以上を分配しない法人に対しては不当留保利益税賦課のための精密調査を実施することを決定したから、[13]画一的適用の危険は一層強まったということもできるのである。

（1）Seidman, *op. cit.*, pp. 43—46. の下院歳入小委員会、同全体委員会及び上院財政委員会の各報告書、参照。

（2）本稿前出六五二頁。

（3）83 *Cong. Rec.* 2776.

（4）「この条文のもとでは、合理的必要を超えて留保するという点に関連して、付加税の支払いを回避するためという〃目的〃を立証することが必要である。この条文はこの規定を侵害する有罪の法人を直接の標的としている。無実の法人を標的とはしていない。一〇二条は、表題ＩＢが達成すると委員会の多数意見の主張する目的を獲得するにあたって委員会の当面する問題に対する、直接のアプローチである。この問題を処理する方法は上記一〇二条の強化によってアプローチされるべきだ、というのが署名者〔マコーマック、ラムネク—畠山註〕の見解である。我々は、〃株主に対する付加税を回避する目的〃の立証を不必要とする上記一〇二条の(b)項の修正案を提案する。この修正案は表題ＩＢが獲得せんとしている目的を達成するであろう」（Seidman, *op. cit.*, p. 45.）と両名は述べる。Cf. Cary, *op. cit.*, p. 1287.

（5）例えば、共和党議員以上に精力的に同族営業会社税の導入阻止に働いたマコーマック議員は、本会議でも本文と同じ主張を繰り返したが、それに対しては委員会の多数意見を代弁して、バク議員が National Grocery Co. 判決を例にとりながら、「我々委員会の専門家は二〇年間に渡ってその条文を強化しようと試みてきたが、無駄だったのである」との反論を加え（83 *Cong. Rec.* 2859—2861）、ヴィンソン議員も「過去一五乃至二〇年間、責任ある地位にある人々が現在の一〇二条の文言を機能させるために絶望的な努力をはらってきた、というのが真実ではないのか。また公聴会に登場した吾マサチューセッツの友人であり、かつて歳入委員会及び財務省に関係し現在我国の指導的租税専門家であるエルボード氏が、我々は一〇二条を強化する方法を知らない、とは述べなかったのか」と反論している（*ibid.*, p. 3003）。

（6）やや具体的とみられるものに、ハーラン議員の提案があった。ハーラン議員は、付加税逋脱に対しては一〇二条の強化によってあたるべく、ＩＢ法人税は不必要で違憲の疑いがあり、政治的に賢明でないという理由でそれに反対する立場から（83 *Cong. Rec.* 2936—2937.）、一〇二条の「事業の合理的必要」に換えて「事業の、当期営業経費及び約定債務のための合理的必要」の文言を挿入すべきであるとの修正案を提出した。この提案に対し、マコーマック議員がこの修正案は行き過ぎであるが方向性においては正しいとしたのに対し、あくまでＩＢ法人税の弁護を図るヴィンソン、クーパーらが、条文も不正確で総ての法人利潤に一〇二条を適用することになるとして反対し、結局この修正案は否決された（cf. *ibid.*, pp. 3001—3003）。

(7) Blakey, *op. cit.*, p. 450.
(8) Seidman, *op. cit.*, pp. 45—46.
(9) Revenue Act of 1938, § 102 (b), (c).
(10) Section 29. 102—2 of Regulations, (cited in Tax Institute, *Income Tax Administration*, pp. 148—149.) 適用は三段階に区分されてなされるが、徐々にコミッショナーの立場が優位となってゆく点に注意されたい。①法人が単なる投資会社でもなく、又は利潤を不当に蓄積していない場合—条文どおりの責任をコミッショナーが負う。②法人が単なる持株会社又は投資会社である場合—加重推定（additional presumption）がコミッショナーの認定に加わる。③利潤が事業の合理的必要を越えて蓄積された場合—納税者が総ての証拠の明白な優越によって、逆であることを立証しなければならない。Cf. Rudick, *op. cit.*, p. 185; 83 *Cong. Rec.* 4928—4929, 4967. のハリソン財政委員長の説明。なお、従来の規定の解釈については、S. J. Sherman, "Taxation of Corporations Used to Avoid Taxes Upon Stockholders," 13 *Tax Mag.* 19, 26, 46—48 (1935). 参照。
(11) Dean, *op. cit.*, p. 73; Rudick, *op. cit.*, p. 179.
(12) Cary, *op. cit.*, p. 1282; グーズ・塩崎訳『法人税』二〇一頁。
(13) Cary, *op. cit.*, p. 1287; Tax Institute, *Income Tax Administration*, p. 151.

三　まとめ

しかし前二の末尾に指摘した問題点は、本来不当留保利益税が内有する幾つかのディレンマの現出に他ならない。矛盾の第一は、不当留保と正当な留保との間に明確な区分を引き難いことにある。確かに挙証責任の転換その他は、一〇二条の適用強化を結果し、従来の租税回避は減少しよう。しかし画一的適用の拡大は、他方に多くの法人が「必要性」の反証の失敗故に高度の罰則税を課される危険を生むことになる。ここに不当留保利益税が「二、三の者を理由にした魔女狩り」[1]であるとの批判の生じる根拠がある。第二の矛盾は、大法人、公開会社よりも、数において圧倒的多数を占め、少数の株主にコントロールされがちな小法人、閉鎖会社の方が、その経営基盤の脆弱性から、利潤を

より多く留保しがちだということである。その結果、一〇二条の適用は富裕者の incorporated pocketbook を対象としながらも、自ずと小法人に偏りがちになる。[2] これは不当留保利益税の内包する実質的な課税不平等に他ならない。[3] 第三は、あまり弱すぎる財務省の権限は一〇二条を空文化するが、逆に財務省の強すぎる権限は、必然的に権限濫用をもたらさざるを得ないということである。この点は特にコメントする必要はあるまい。

しかし、以上のごとき問題点をはらみながらも、一九一三年の所得税法施行以来、その無力を嘆かれてきた不当留保利益税は、ニューディールをめぐる抗争と混乱の中で、ともかくも画期的な課税強化のための改革をみたということができる。[4] かくして不当留保利益税は実務上、経営上及び法理論上かってない程の注目を集めることとなったのであって、戦中、戦後にかけて、税制上の論争の中心を形成することになったのである。[5]

(1) Cary, *op. cit.*, pp. 1282—1283, & id., n. 4.
(2) Cary, *op. cit.*, pp. 1294—1295 ; Lowndes, *op. cit.*, p. 573 ; Rudick, *op. cit.*, p. 199.
(3) Cary, *op. cit.*, pp. 1290, 1293 ; J. K. Hall, "Revision of the Internal Revenue Code and Section 102," 8 *Nat'l Tax J.* 275, 276 (1955).
(4) その背景としては、ニューディール税制の展開によって富裕者の税負担が増大し、租税逋脱が盛んになったという一般的必然的事情と、それにもかかわらず、政治的混乱から未分配利潤税が廃止されたという偶然的事情が働いていること、本文中に指摘したとおりである。
(5) この時期に発表された膨大な文献は、Mertens, *op. cit.*, 1950 Supplement, § 40.01 (p. 59). に掲示されている。なお、そのうちのいくつかは、本稿四で採り上げる予定である。

三　戦時税制への移行—小括にかえて

最後に、これまでみてきたニューディール税制の戦時期における役割に、若干言及しながら、簡単な総括を試みる

ことにしよう。

まず、〈法人―株主〉課税に加えられた修正であるが、三四年に一部を除き全廃された連結申告は、戦時税務行政の混乱と手数緩和を理由に、まず四〇年に超過利潤税に、次いで四二年には（二％の付加税賦課があるが）法人税自体にも認められるに至った。[1] この連結申告書提出に基づく親子会社間の損益通算（相殺）特権の賦与は、特に高度の超過利潤税と法人税負担に喘ぐ企業に直接の救済を与えるものであるが、企業合同、持株会社設立の大きな誘因となりうるものであって、第二次大戦中の大合同、独占進行を助長したといわれる。[2] その他、法律改正にまでは至らなかったが、不当留保利益税は、まず超過利潤税などの戦時特別税によって法人の税負担が著しく増大したこと、及び戦後への移行のための巨大な偶発損失積立金の必要性を根拠に留保金積立の奨励がなされたことなどを理由に、顕著な適用緩和をみたといわれる。[3]

さて、第二次大戦中は、アメリカ経済史上、第四期の独占形成＝大合同の時代といわれる。[4] その際、巨大な資金源となったのは、何といっても政府の直接投資であって、[5] それが「産軍相互依存体制」を創出する基礎となってゆくのであるが、[6] 他方民間セクターに目をむけると、ここでの主要資金源は依然として法人の自己資金（留保利潤）であった。[7] この場合、留保利潤に依拠する度合は、一般的に大企業よりも中小企業に高いのであるが、[8] 大企業の場合にもその割合は決して低くないことが報告されている。[9] この様に、大企業はその豊富な資金源にものをいわせ、従来中小企業に委ねられていた産業分野にまで進出したのである。[10]

さてその際、それらの動向に税制がいかなる影響を与えたかを指摘することは、容易ではない。しかし前述の法人の留保利潤に殆ど有効な課税がなされておらず、法人の利潤留保が放任同然のままであったという点の指摘は許されるであろう。法人利潤には確かに最高九五％に至る超過利潤税、及び四〇％に達する法人税が課され、法人の税負担

は著しく増大したといえる。しかし同時に個人所得税率も例えば四三年法によって二三%—九一%にまで引き上げられたのであって、利潤留保のうまみは依然として存続したのである（本稿前出二六巻二号一六〇—一六五頁参照）。更に人的持株会社税は適用が偏在しがちであり、不当留保利益税も適用が緩和され、また前述の様に連結申告制度も復活した。更にさしあたり本稿の対象外であるが、キャピタル・ゲイン課税の大幅緩和、減価償却規定の自由化、百分率減耗控除の認容など（同前一六五頁）を全体的に考慮すると、利潤留保は抑制されるよりも、むしろ積極的に保護奨励されていたということもできよう。かくしてこれら税法上の留保利潤に対する優遇措置が、利潤留保をどの程度助長したかは定かではないが、少くとも強い規制効果を有しなかったことは確実であろう。(11)

また利潤留保の法人株主間に及ぼす影響も無視できない。利潤留保が一般的に大株主により有利であることは、既に幾度か触れてきた。クラムに従えば、それは利潤留保を通じた大株主による小株主の〝搾取〟(12)である。この様に、適正な留保利潤課税の欠如が、戦時、戦後の事業拡大に不可欠であった資金の調達形態に〝何らかの影響〟を与えた点は否定できない様に思われる。(13) しかしこの状況は、一九二〇年代にあまりに近似しているのである。

（1）この点も本稿四で詳述したいと思うが、さしあたり J. S. Seidman, *Legislative History of Federal Income and Excess Profits Tax Laws*, 1953—1939 (New York : Ronald, 1953), pp. 2034—2037 ; S. Blitman, "Consolidated Return in the Federal Tax System," 8 *Nat'l Tax J.* 260, 279 (1954) ; A. A. Ballantine, "The Corporation and Income Tax," 22 *Harv. Bus. Rev.* 277, 279 (1943) ; Groves, *Postwar Taxation and Economic Progress*, pp. 92, 95. などを参照。連結申告は選択可能であったから、二%の付加税にもかかわらず、連結申告提出の方が有利な法人のみが、このオプションを利用することになる。この点は、既に本稿前出二四巻二号二七二頁に指摘したところである。なお三九年法の純損失の繰越控除の認容によって、連結申告とほぼ同じ効果が達成されていたことは注意してよい（Blitman, *op. cit.*, pp. 269—270.）。

（2）Jome, *Corporation Finance*, p. 316.

(3) Cary, *op. cit.*, p. 1287；キンメル・大原訳『租税と企業』八九—九〇頁、Tax Institute, *op. cit.*, p. 151.

(4) Jome, *op. cit.*, p. 311.

(5) Jome, *op. cit.*, pp. 315—316. 神野・宇治田『アメリカ資本主義の生成と発展』二七七—二八二頁、武山『アメリカ資本主義の構造』二三七—二四〇頁などを参照。

(6) 本稿前出二六巻二号一五八頁註(3)に掲げた文献参照。

(7) グード『法人税』四二頁、Groves, *op. cit.*, p. 45；Guthmann & Dougall, *Corporate Financial Policy*, 3rd ed., pp. 507, 522—523, 528；Hoagland, *Corporation Finance*, 3rd ed., p. 576；キンメル・前掲書、一二八—一三七頁、特に一三〇頁、van Arsdell, *Corporation Finance*, pp. 1233, 1256—1257.

(8) Cf. Groves, *op. cit.*, p. 45；Guthmann & Dougall, *op. cit.*, p. 528.

(9) Guthmann & Dougall, *op. cit.*, p. 507.

(10) この際、政府投資の大部分が、政府と独占企業体間の契約によって大企業に流れたことが、決定的重要性を有していることはいうまでもない（神野・宇治田・前掲書、二八二—二三頁、Jome, *op. cit.*, pp. 315—316, 323—324).

(11) 参照になると思われる数値を一つだけ引用しておこう。

	税引後法人利潤額	支払配当額	留保利潤額	配当率	留保率
1929	8.4	5.8	2.6	69	31
1930	2.5	5.5	−3.0	202	1
1935	2.3	2.9	− .6	126	1
1936	4.3	4.6	− .3	107	1
1937	4.7	4.7	− .008	100	1
1938	2.3	3.2	− .9	139	1
1939	5.0	3.8	1.2	76	24
1940	6.4	4.0	2.4	62	38
1941	9.4	4.5	4.9	48	52
1942	9.4	4.3	5.1	46	54
1943	10.4	4.5	5.9	43	57
1944	10.8	4.7	6.1	44	56
1945	8.7	4.7	4.0	54	46
1946	12.8	5.6	7.2	44	56
1947	18.1	6.9	11.2	38	62
1948	20.1	7.8	12.3	39	61

・1は欠損を示す
・単位はビリオンダラー
・Source : Survey of Current Business, cited in Proceedings of the Nat'l Tax Asso., 1949, p. 445.

この様に、戦時中に異常に拡大した法人利潤は多くの部分が留保に廻されたのであって、分配額の割は逆に減少しているのである。

(12) W. L. Crum, "The Taxation on Stockholders," 64 *Q. J. Econ.* 15, 40—42 (1950).

(13) Crum, *op. cit.*, p. 42. また吉国氏も「アメリカ企業の資本構成において内部留保がきわめて大きいことは……アメリカ経済の実力に基づくものであることはいうまでもないが、同時に税制がこれの一因となっていないとはいえないのではなかろうか。」(吉国二郎『法人税法〔理論編〕全訂版』五四頁)と、その影響を示唆している。

第四節　ニューディール税制の「客観的」評価の試み

ニューディール政策は、全体として統一的理念や理論に嚮導された整然たる改革ではなく、多くは場当り的な、しかし旧来に比較すると独創的で大胆な種々の実験の混淆であった。それは大恐慌という未曽有の国家的危機を乗り切るために事後的に緊急に採用された措置であったが故に、一面では当然であったといえる。しかしこの意欲的な施策は、あまりに多くの政争と理論的又は感情的な諸々の非難を生みだした。かくしてローズヴェルトは、第二次大戦の直前には、大部分の共和党、実業界、財界、民主党右派などを敵にまわして戦わざるをえなくなったのである。租税制度をめぐる抗争にもこの図式の該当する場面がしばしばあることも既にみてきた。共和党及び民主党右派やそれに同調する実業界、法曹、経営学者などのニューディール税制に対する批判も、しばしば理論的根拠に基づくよりも、税制の政治的意図(大統領選挙への人気とり、財界攻撃)、経営干渉への反撥、没収的課税への憎悪、ローズヴェルト個人への反感、租税障害の過大評価などを理由とするものであったのである。

かかるホットな抗争の所産であるニューディール法人税制を厳正に不偏不党的な第三者的な立場から理論的に総括するのは、いかにも困難なことに違いない。またその様な試みは拙速になされてよいものでもない。そこでここでは

その最低限の試みを、一九三九年に発表された National Tax Association の連邦法人税に関する最終報告書を紹介[1]することによって行ってみたいと考える。即ちこの報告書は、一九三九年という年より判明するように、ニューディール税制の動向を事後的に概観するには都合がよく、またフィスカルポリシー理論が全面的に登場する直前であるために、〈法人―株主〉課税をめぐる理論的課題が、フィスカルポリシー理論の内包する様々な利害によって影響されることなく、比較的純粋に維持されているからである。またこの報告書が租税専門家、租税学者の手になる点も[2]、その「客観性」を高めることにあずかろう。

(1) *Final Report of the Committee of the National Tax Association on Federal Taxation of Corporation*, in Proceedings of the National Tax Association of 1939, pp. 537―591. なお、このうち五四四―五五四頁は、後に Groves ed. *Viewpoints on Public Finance*, pp. 171―183. に収録された。

(2) この委員会は、一二名のメンバーよりなっていたが、議長がコロンビア大学のヘイグであったためにヘイグ委員会、ヘイグ報告と呼ばれることがある。メンバーには、G・コルム、M・S・ケンドリクス（コーネル大学経済学、財政学教授）、T・R・パウエル（ハーヴァード・ロースクール）、M・グレヴス（ニューヨーク州租税財政コミッショナー）、G・ネルソン（ニューヨークタイムズ財政記者）、F・E・セイドマン（ミシガン公認会計士）、D・エヴァンス（シカゴ会計士）、租税弁護士であるW・A・サザーランド、A・ケント、F・S・エズムンド、R・C・ベケットなどが含まれていた（cf. Paul, *Taxation in the U. S.*, p. 218.）。

一　最終報告書の基本視点

最終報告書は、まず冒頭で、その目標を明らかにしている。

「この報告書のこの章で我々は公平という問題の一特定側面を考察する。我々は一つの目標を扱うが、その目標の達成ということが、法人に対して適用される非常に多くの連邦歳入法を動機づけているものである。それは個人所得税を、担税力の基準に応

じて連邦政府財政負担を分配するための効果的手段たらしめたいという願望である。我々の第一の任務は、個人所得税のもとでの公平の達成を促進するために、いかなる税が——もし存在するとして——法人利潤に賦課されるべきかを決定することである」（*Final Report*, p. 539.）。

報告書はまた「過去二五年にわたり、個人累進所得税は、連邦歳入構造の柱石であった。それは、個人の納税義務を正義、即ち担税力という用語で示されているものに適合させるために、嘗て工夫された最も正確で精妙な財政手段である」（*ibid.*, p. 539.）と述べている。本稿が既にフェアチャイルドの二〇年前後の提案にみたのと同様、ここにも個人所得税への揺ぎなき確信と信頼を見ることができる。法人税は、個人所得税を中心とする応能課税（担税力に応じた課税）の体系を補正し、最終的な完成に近づけるための補助的二次的手段なのであって、法人税改革の目標もそこに置かれなければならない、というのが報告書を貫く基本視点である。

では法人税改革の具体的目標は何か。報告書は、続けてそれを明らかにする。

「しかしながら、もし課税ベースが、政府負担の持分を引き受ける個々人の能力の中の、実質的且つ重要な要素をなす所得成分を除外する様に定義されるならば、個人所得税は公平でも公正でもなくなろう。法人への課税は政府によって、しばしば個人所得税を一つの成分——法人の未分配利潤——に適用することを保障するための手段として用いられている。法人の未分配利潤は、個人所得税ベースの重要な成分を構成する。なぜなら、基本的経済的感覚からして、それは貯蓄（saving）であって、貯蓄は最良の相対的担税力尺度としてアメリカ人民の良心にアピールする課税所得概念の一部を構成するからである。(1) 問題の貯蓄は、当然のことながらまず第一に法人として知られる〝人造人間〟（artificial person）の貯蓄である。しかし法人の貯蓄は、基本的に法人を所有する個々人の貯蓄である。もし貯蓄が一般的に所得として課税されるのなら、彼らの投資がその利得を迅速かつ完全に分配しない法人の中の株式という法形式をとるからといって、特定の個人貯蓄を免税とすべきではない。また法人貯蓄（未分配利潤）は、我国においては巨額に達する。それらを免税とすることは、他の貯蓄形式を使用する者に対して甚だしく不公正であるのみならず、租税逋脱のための大通り（broad avenue）を設ける様なものである。即ち彼の貯蓄に対する税を回避しようと望む個人は、彼の目

的を達成するためには、単に彼の貯蓄を法人貯蓄という形式の中へ投ずれば良いからである」(2)(*ibid.*, pp. 539—540.)。

もはや多くのコメントは必要あるまい。かくして最終的結論は次の様になる。

「個人所得税は貯蓄を免税とすべきではないという信念は、平均人の正義感覚の中に深く根をはっている」「もし他の形式の貯蓄が課税されるべきであるならば、法人貯蓄も税を免れるべきではないということが、唯一の公平である。結論として、かかる貯蓄に税を適用するための何らかの方法が探索されねばならない」(*ibid.*, p. 541.)。

かくして問題状況と課題は明らかとなった。それは第一次大戦終了後の二〇年前後に、T・S・アダムス、フェアチャイルドを含む多くの租税学者が当前し、また三六年の未分配利潤税の導入を動機付けたものと全く同様のものであり、本稿の討究課題そのものに他ならなかった。しかし問題は更に進んで、その課税方式であって、抽象的な問題意識に止まらず、その時々の具体的な政治的社会的経済的状況の中で、いかなる手段を最善のものとして選択するかという点に存する。つまり具体的に一九三九年という時代的背景のもとで、委員会メンバーが目前にある租税体系をいかに評価し、いかなる課税方法を最善のものとして具体的に提案したかがより重要であって、それによって報告書の真価が問われてくることになるのである。

(1) 所得税とは稼得された又は稼得すべき所得に対し課税するものであるから、貯蓄が所得として税を賦課されるのは当然のようにも受け取られる。しかし報告書はここで一部の者によって主張されている個人支出税(personal expenditure tax)を念頭におき、それを「平均人の正義観」に反するとして否定しているのである(*ibid.*, pp. 539—540.)。なお、支出税に関する詳細は、ヘイグの "Concept of Income : its Legal and Economic Aspect," in *Readings in the Economics of Taxation*, pp. 54—60. を参照。また時代は下るが、N・カルドア・時子山常三郎監訳『総合費消税』(一九六三年、東洋経済新報社)、シャウプ・塩崎監訳『財政学』(第一三章、一九七三年、有斐閣)などが、この問題に関する詳細な研究である。また、金子宏「租税法に

おける所得概念の構成(一)」法協八三巻九・一〇号一二五四—五七頁参照。

(2) なお、この文節には、現在の歳入法に充満しているキャピタル・ゲイン軽課が、内部留保による課税回避の誘因となっている、という原註がついている (*ibid.*, p. 540, n. 6.)。

二 留保利潤税の諸方式とその選択

報告書は、そこで続けて各種の留保利潤課税方式を列記し、その特徴、長短所を検討している。報告書が理論的に可能な方法としたのは、①棚卸方式 (inventory method)、②パートナーシップ方式、③強制配当方式 (compulsory distribution method)、④補整税方式 (compensatory method) の四種であるが (*ibid.*, pp. 544—553.)、その詳細な説明はさしあたり必要でないので、省略する。(1)

本稿にとって興味を引くのは、現行税制に対する委員会の評価であるが、報告書は具体的に、留保利潤課税の一方式である不当留保利益税に触れている。報告書によると、不当留保利益税はその高い罰則税率によって一定の法人に配当を強制し、付加税の逋脱の防止に役立っている。しかしこの方式は、公正且つ健全な税務行政を犠牲にしながら、せいぜい問題のごく一部を解決するものでしかない。つまり報告書の先に示した四つの方式は、その利潤留保の動機を問わず留保利潤が一般的に享受している優遇を是正するためになされるのに対し、不当留保利益税は法人の動機、行動の動機を原因に課税されるのであるから、結局事業拡張のために正当に利潤を留保する法人の留保利潤はそのままに放置されるのである (*ibid.*, pp. 553—554.)。

「動機に依拠したこの手段の導入も、同じ目的のために非法人事業体によって蓄積された貯蓄に比較して、法人形式の事業が事業用途のために蓄積する貯蓄の大部分がもつ優遇的な租税地位を、結局のところ置き残すことになる」(*ibid.*, p. 554.)。

報告書のこの法人税体系全体に対する評価は、真に正確に〈法人—株主〉課税の問題状況を認識している。そしてこの点こそ、不当留保利益税の適用強化で事足れりとする論者に欠落している視点なのである。

報告書はそこでいよいよ具体的な〈法人—株主〉課税方法の選択と提案に移るが、「我々は全員が、公平の考慮は分配利潤に対するのと同じ重さの税負担を未分配利潤に対しても要求する、ということに一致した」(*ibid.*, p. 555.)との原則を確認しつつも、①改革案に対する法律的、行政的実際性と、②法人貯蓄に対する評価の違いから、統一したシステムを提案するまでには至らず、次の課税方法を併記している。

①パートナーシップ方式の選択—二名を除き全員が、パートナーシップ方式を、法的、行政的に可能な限り拡大すべきことを主張している。パートナーシップ方式の憲法的評価（違憲性）に関する見解は様々であるが、この方式の適用範囲は一般に言われているより更に広いものであって、おそらく我々の数千の巨大会社も含まれるであろう、と述べているのが注目される（*ibid.*, p. 555.)。

②パートナーシップ方式が不採用となった場合の代替策に関する見解も様々であるが、二名の少数意見の主張する法人貯蓄の優遇は、ここでも「多数意見の観点よりすると、内包される公平の考慮は、申立のあった法人貯蓄に対する補助金という長所よりも重要である」(*ibid.*, p. 556.) として退けられている。

ここで個々人の各種提案に触れる余裕もないが、全員がパートナーシップ方式を閉鎖会社に適用し、大企業には強制配当方式を適用して何らかの留保利潤課税をなすべきである、と主張している点を補記しておこう（*ibid.*, pp. 556—558.)[2]。他方二名の少数意見は[3]、法人利潤留保政策を積極に評価し、留保利潤課税は不当であって、パートナーシップも不可能かつ非現実的である、と多数意見を論難するものであるが（*ibid.*, pp. 559—560.)[4]、この論旨の詳細な紹介もおそらく不要であろう[5]。

(1) 各方式の要点を簡単に記しておく。

①棚卸方式――二つの時点における個人所有の株式の価額を比較し、その増加分を算定し、それを株主の所得として株主に課税する。株式価額の評価にあたっては、留保利潤、企業内容、将来性など、一切の株式価額に影響のある要素が考慮される。法人には課税されない。これは「理論的には、法人未分配利潤に対する個人所得税適用問題の完全に満足のゆく精密な解決策」であるが、完全に正確な評価は実際には不可能であって、実行されたためしがない。

②パートナーシップ方式―株価に影響を与える種々の要素は無視され、法人の未分配利潤のみが個人の申告書に按分され、個人所得税を課される。これは実行上の難点とともに、周知の憲法上の疑義が存する。

③強制配当方式――法人に圧力を加えて、利潤の強制的分配を図るもの。配当は必ずしも現金たることを要せず、株式配当、株主の持分報告証書でもかまわない。この方式は、行政上の難点はないが、法人の資本構造に悪影響を与えるなど、経済的機能が問題である。

④補整税方式――これは株主に課税するのではなく、ある種の税を法人利潤に課し、法人利潤が株主に分配され課税された場合と同額の歳入を徴収するものである。また分配がなされた際には、株主に税額控除や還付などの再調整を行うものである。代表的なものは英国のグロス・アップ方式であり、アメリカの伝統的方式であった受取配当控除もここに含まれる。

なお、以上の諸方式については、井藤半弥『租税論』(九六頁以下、特に一〇六―七、一一二頁、一九五七年、千倉書房)の説明を参照されたい。

(2) 注目すべきは、コルム、ケント、セードマン、サザーランドの四名が、上記の提案が総て容れない場合には、補整的性格の未分配利潤税も已む無しとして「財務省の利益を防衛するための額の供給をねらいとする税率構成が、もし未分配利潤に適用されるならば、それは必然的に貧乏株主に不公正に機能し、富裕者に補助金を与えることになろう。しかしそこより生ずる不公正は、法人貯蓄の分配が強制されず、且ついかなる補整税が賦課されない状態に存する不公正よりは、少いものである」(*ibid.*, pp. 558―559.)と述べていることである。

(3) 財界の意向に近いとみられるネルソンとエバンスの両名である(*ibid.*, p. 555, n. 29.)。

(4) 二名は、不当留保利益税以外の税を法人留保利潤に課すべきではなく、法人と同じ特権を個人、パートナーシップにも与えれば良いとする。

(5) かくして多数意見が再度提案したのは、従来理論的には正当とみられながらも、その都度、行政的煩雑さを理由に否定され続けてきたパートナーシップ方式であった。多数意見がこれら批判を忘失したとは考えられないから、あえて反論を予想しながらこの提案に踏み切った点に積極的意義を認めるべきである。つまり、多数意見は、安易な予想に基づくパートナーシップ方式の放棄を戒めていると解すべきであろう。

なお、不当留保利益税及び人的持株会社税にかえてパートナーシップ方式が顧りみられるべきだとするものに Rudick, *op. cit.*, pp. 218—221 ; Sheremun, *op. cit.*, pp. 84, 119—120. が、未分配利潤税についてもパートナーシップ方式の選択を認めるべきだとするものに Graham, *op. cit.*, p. 18. がある。なお、時代はやや下るが Groves, *op. cit.*, pp. 55—56. の主張もこれらに近い。

三　ニューディール税制の評価

報告書は、ニューディール税制に対する評価を各所で試みているが、それを見る前に、報告書が租税政策全体、特に租税を歳入目的以外の社会政策、経済政策に利用することの是非をどの様に評価しているのかを知る必要がある。しかしこの点に関する報告書の論旨は、必ずしも明解なものではない。

まず報告書は三五年、三六年のローズヴェルトの諸提案を採り上げ、「もし小法人を育成し、大法人を規制することが良き政策とみなされるのなら、法人累進税はそれを実現するための有望な方法であろう」(*ibid.*, pp. 569—570.)、「所与の経済計画が、一般に認められた公序として確立されたものであるなら、租税立法がそれに調和させられることは望ましい」(*ibid.*, p. 572.)などと、租税政策にやや積極的な姿勢をみせる。しかし何が良き経済政策かについての世論は一致をみることは難かしいし、将来の予測も困難である。そこから次の様な苦慮に満ちた意見が出てくる。

「我々は財政学徒として、特定の経済的結果の達成を助長することに当座の利益が存する場合であっても、その特定の経済結果達成のために課税を、特に連邦所得税の様な一般的基本的な税を使用するという早急且つ無分別な提案に対しては、警告を発してお

きたい。しかしながら、我々は、決していかなる環境のもとでも、課税が経済政策の施行のための有望な方法を提供するものではないとの確固たる立場に同意するものでもない、ということを明らかにしておきたい。逆に課税が経済統制又は奨励するために利用されうる、更には利用されるべき分野も存在するであろう」(*ibid.*, p. 572.)。

報告書がこの様に紆余曲折した説明を重ねる理由は、おそらく公序(パブリックポリシー)なるものが価値分裂しており、経済政策の内容も甚だしく多岐に渡る以上、一面的で一刀両断的な評価は好ましくないと考えているからであろう。即ち公平負担を根本原則とする報告書としては、三五、三六年のローズヴェルト提案には、やや好意を示していると思われる。しかし報告書の発表された三九年当時には、逆に景気回復や私的資本可動のための企業優遇の声が専らであった。この様に達成目標がその内容を大きく違えている以上、委員会が両者を支持することは不可能であった。かくして報告書は次の様な評価を加えることによって、この困難な問題に一応結論を下すのであるが、そこにこの報告書の性格が良く示されているといえよう。

「厳格なる公平基準からの一切の離脱は、その目的がいかに褒むべきものであっても、納税者間の差別という点で、コストを孕む。この衝突は根本的なものであって、将来の効果がそこに孕まれた公平の犠牲を相殺して余りあるのは如何なる特定の場合かを決定することは、しばしば非常に難かしい。目標は明確に公共の利益におかれるべきであって、少数者、圧力団体の利己的利益におかれるべきでないことは、疑いを容れない。一般に、ある間接的な経済効果を達成するために課税の公平を犠牲にする様な提案に対しては、好意がもたれるよりも、まず疑念が晴されるべきである」(*ibid.*, p. 573.)。

さて、以上の了解を前提に、いよいよ報告書が未分配利潤税に触れた箇所に眼を移そう。

「一九三六年の未分配利潤税は、連邦所得税発達史の中における重要なエピソードである。そこで、この報告書も、このエピソードの重要性に対する何らかの言及なくしては、不完全なものとなろう。〔中略〕メンバーの全員は、法は幾多の点において重大な

欠点をもつ、しかし決して総ての欠点が税の基本的性格に帰されるものではなかった、ということに同意した。税が異常に巨額の現金分配を刺激した限りにおいて、これらの分配は景気循環の異常に不幸な段階で発生した。そして資本市場に接する準備のない幾つかの事業体にあって、分配は窮境と幾多の望ましからざる経済的反撥(repercussion)を内包することとなった。[1] それにもかかわらず、未分配利潤税の実施は、それが法人貯蓄を個人所得税目的のために完全且つ迅速に見積ることの失敗に含まれる不公正の重要性の確認、ということに注意を喚起したという点で、真に重要なものであった。なるほどわが委員会のメンバーの誰一人、少くとも広範な修正なくして三六年法の存続を望む者はいない。しかし〔二名を除く—畠山註〕[2] メンバーの多数は、この法の目的への共感(sympathy)を書き留めることを望み、更に、現在も総ての法人貯蓄に完全且つ迅速に個人所得税を適用するためにあるべき何らかの条文が歳入法中に欠落していることを遺憾に思う、ということを書き留めることを望んでいる。一九三九年の未分配利潤税の消滅を認容するという行為によって、連邦議会はそれを解決することなく、この問題より後退したのである。この問題は、今日も連邦法人課税の全領域を通じて、おそらく最も重大な問題として我々の面前に残り続けているのである。[3]」(*ibid.*, pp. 578—579.)。

ニューディール末期の政治状況の中で、未分配利潤税は、専ら留保利潤の経営経済的重要性の一方的強調と、政治的な抗争という側面より論ぜられた。もしこの報告書のように、不当留保利益税を含めて、一層広い公平課税の実現と付加税逋脱の防止という観点より多くが論ぜられたなら、未分配利潤税をめぐる物語も、多少異ったものになったろう。未分配利潤税は、急進的政策の典型のように非難された。しかし、ポールのいうように、ヘイグ、ケンドリクス、パウェル、サザーランド、コルムその他のメンバーは、およそ〝ラジカル〟[4] というには程遠い。しかし彼ら租税専門家が、未分配利潤税に〝共感〟を示し、議会の態度に〝遺憾の意〟を表し、最後に、必要とあらば未分配利潤税の再導入さえ示唆している点は重要である。そしてそれこそ、そこに含まれる問題の重要さと早急な解決の必要性を、鮮明に示すものといえる。そのためには、慎重で広範囲で、真に厳正で客観的な分析と検討が望まれていた。しかし未分配利潤税の早急な廃止はそれを不可能にしたのであり、前代未聞の貴重な実験の機会は、それによって失われてしまったのである。

(1) しかしセードマンは、未分配利潤税は、景気の上昇を呼び起こし復興に役立ったとして、この文節に唯一人賛成していない。(*Final Report*, p. 579, n. 68 a.)。

(2) ネルソンとエバンスの二名がこれに反対している。

(3) 同旨の見解として更に、G. Clom, "Conflicting Theories of Corporate Income Taxation," 7 *L. & C. P.* 286; Groves, *op. cit.*, p. 54. 参照。

(4) Paul, *Taxation in the U. S.*, p. 218.

〈補註〉未分配利潤税に対する Twentieth Century Fund, *Facing the Tax Problem* (1937). の評価について。

三〇年代後半のアメリカの当面していた租税問題に包括的検討を加えたものとして見逃すことのできないものに、シャウプらの右報告書がある。この報告書は右記協会の委託のもとに、シャウプ、ブロー、ニューカマーの三名がその見解をまとめたもので（その過程でヴィックレー、ストレーヤー、父セリグマン、ヘイグなどの意見が参照されている）、我国の「シャウプ勧告」と同様の提案が既にそこに見られることなどから、最近比較検討の素材としての重要さが指摘され、その貴重な成果も既に発表されている（宮島洋「シャウプ勧告の再検討」〔『経済評論』一九七二年二月号、一七六頁以下〕、林健久「シャウプ勧告と税制改革」〔『戦後改革』第七巻、二〇五頁以下、東大出版会、一九七四年〕）。しかしその大部な報告書の全体を紹介する余白はないので、ここでは先述の「最終報告書」と対比する形で、最小必要部分を紹介するに止めておきたい（なお、この『当面する租税問題』には、先の三名の手になる報告書〔pp. 1—436.〕の他に、パーキンソン、ビードウル、ヘイグ、モリノー、息子セリグマン、マジールよりなる特別委員会の報告書〔pp. 437—505.〕も収録されている。両者の間には若干の見解の差異もみられるので、必要に応じて、前者を「租税問題」、後者を「特別報告」と略称引用することにする）。

さてシャウプらの「租税問題」（本稿の関連部分はほとんどシャウプとブローによるものである）も、個人所得税が税制の中心となるべきであるとする点で、「最終報告書」と根本的にかわるところはない。否むしろ「個人所得税は納税者の個人的事情を非常に良く斟酌しうるので、我々はそれを行政上の考慮が許す限り最も低額の所得まで含めるべく、現在の水準以下にまで拡大されるべきことを勧告する。これら低所得グループの新しい負担は、しかし他の税を廃止することによって相殺されるべきである」（pp. 413—414.「特別報告」はその点を一層詳細に述べている。pp. 456—460.）と述べる限りでは、個人所得税中心主義を一層徹底しているとさえいえよう（参照、宮島・前掲論文、一八四—五頁）。しかしこと応能課税という点に関して、法人税の性格は、個人所得税とは明らかに異な

る。「法人税は、究極的納税者の経済的社会的事情を個人所得税以上に十分に斟酌することがない。それは個々人よりも集団を打撃するが故に、必然的に粗雑な課税手段であり」（pp. 306—307）、「担税力理論という観点よりすると、相対的に貧弱な租税である」（p. 414.）。しかしこのことは早急に法人税廃止の要求に結びつくものではない。つまり、配当は株主の手元では他の所得程に厳格に課税されないが故に、「全く補完的な法人税なしに、全般的に個人所得課税に依拠するいくつかのプランにみられる欠点も、重大である」（p. 307.）。この様にして、法人税の全廃は政策選択として妥当ではないが、その役割は大幅に縮限されることになる。つまり、法人税の役割は、株主に対する個人所得税の源泉徴収手段、非居住株主に対する唯一の課税手段、更に〃不労所得〃に対する部分的課税手段などに限られることになるのである（p. 414.）。従ってパートナーシップや個人事業の利潤よりも法人利潤に重く課税すべきだ、又は大企業はそれ自体処罰されるべきだ、という一般的合理性がない以上、法人累進税率は廃止され、軽度の比例税率が適用されるべきだ（pp. 397, 430.）、ということになる。しかし「租税問題」は、全体として決して法人課税を軽視している訳ではなく、事業組織が政府の特別コストを発生させ純利潤増大という特別の利益を得ている場合には、特別賦課金制度又は法人に限定されない高度の超過利潤税などが採用されるべきだとする（p. 406.）。この様な法人税制の多様化という複眼的視点に「租税問題」の特色を読みとるべきであろう。

さて、「租税問題」も多くの報告書や論稿と同様、個人所得税と法人税という二本立税制の事業組織間、納税者間にもたらす税負担の不平等性を十分に認識し、様々の課税方法を詳細に検討している（pp. 153—176.）。しかし具体的な課税方法については、次に述べる独自の最終的解決法を提案することになるので、単に州法人税と州個人所得税の統合に関して、受取配当税額控除、同所得控除を簡単に示唆するに止まっている。

さて最後に、本稿の中心課題である三六年の未分配利潤税に「租税問題」「特別報告」が言及した部分の分析に移ろう。その前に、「租税問題」が「課税は社会統制の手段たることを禁じられるべきではない。しかしこの目的にとって租税は通常粗野な手段であり、もし他により有効な手段があれば、これが用いられるべきでないことは明白である。我々は、租税手段の経済的効果の予測の困難さや、税務行政の技術的困難さ、民主的分権国家に不可分の政治上の税的困難さなどに無知なままに、重大かつ複雑な社会改革のために租税制度を使用せんとする人々の素朴さに警告を発する。この注意は絶望の哲学へと繋がるべきものではない。しかし、租税体系をそれら統制にとって有効たらしめるための租税技術を工夫し、租税知識を拡大するための多大の努力が望まれているのである。我々は、この問題のための研究の必要性を特に強調しておきたい」（p. 394.）と述べている点を記憶に留めておく必要がある。この様な慎重な態度よりすると、十分な検討と予測なしに、導入された未分配利潤税に、次の様な評価が下るのは、当然のことといえる。

「我々は、未分配利潤税を賦課する法律の早急な可決を、遺憾に思う。かかる複雑な経済効果をもつ方法は、更に注意深い研究がなされるべきだったのである」(p. 398.)。

しかし、この批判は直ちに未分配利潤税廃止論に連なるものではなく、それら論者にも向けられたものである。つまり「しかしながら、この理由のみで、早急な廃止を指令するに十分な理由になるとは思わない」(p. 398.)からである。確かに未分配利潤税は早拙の立法であった。しかしこの貴重な実験の機会は、簡単に放棄すべきではない、というのがシャウブらの判断なのである。

かくして、「租税問題」が未分配利潤税に下した最終的結論は、次の様なものであった。

「もし課税株式配当又は新株引受権の発行が、中及び小規模法人の、彼らの利益処分に対するコントロールの喪失を回復するに足る実際的手段であることが近い将来示されるのでなければ、法人の未分配利潤に対する連邦付加税は廃止されるべきである」(p. 429.)。

しかし、この提案は、文字どおりの完全廃止案ではなく、あくまでも、次の様な留保に服するものであることを忘れてはならない。

「連邦政府によって一九三八年歳入法の中でなされた、法人投資家をパートナー及び個人事業投資家と同一の課税ベースに置こうとする試みは、我々が断固たる共感(sympathy)を示す目標を表しているものである」(p. 397.)、「我々は、この税を、現在の憲法上の制約のもとで法人税と個人所得税を統合するための有望な方法とみている。この税は、それ自体、慎重な研究と公正な審判に値する。この統合の一つの目的は、個人所得税によって造出されてきた法人配当を留保せんとするインセンティヴを、除去することにおかれるべきである」(p. 398.)。

この様にして、「租税問題」の提案を、実業界や保守派議員がそうしたように、単純な未分配利潤税廃止案とみることはできない。「租税問題」は、むしろ多くの欠点を是正した上での、又は最終的な解決策が採用されるまでの「穴うめ(step-gap)」(p. 398.)としてそれが維持存続されるべきことを、強く希望していたとさえいえるのである。

では最後に、「租税問題」のいう〝最終的解決法〟とは何か。それが既に我国にも紹介のある、パートナーシップ課税方式と、キャピタル・ゲイン及びロスを発生時点でとらえて課税するために、毎年一定時点で株式価格を測定してその差額に全額課税するという、棚卸法だったのである(林・前掲論文、二三九頁、宮島・前掲論文、一八一―二頁)。「最終報告書」は棚卸法を理論的には完全としながらも、実現が困難であるとして、パートナーシップ課税方式をベストとして提案した。その棚卸法をベストとして位置づけているところが、この「租税問題」の最大の特色といってよい。そうすれば、この提案が実業界や議会保守派の主張した手放しの留保利潤弁護論でないことは明らかであり、むしろそれを一層厳格に留保利潤を個人所得課税に服せしめることを意図したものだったのである。「租税

問題」は更にパートナーシップ課税方式をも主張している。また未分配利潤税に〝シンパシー〟を表明し、その早急な廃止を戒めている。そうすれば幾つかの点で、先の「最終報告書」との共通点を指摘することも、不可能ではあるまい（なお、それに対して「特別報告」は、より詳細に未分配利潤税の効果、欠点を検討した結果〔pp. 463—481.〕、経済政策手段としての未分配利潤税には正式に反対し〔p. 476.〕、三六年の未分配利潤税は、欠陥の是正が不可能なので、全廃されるべきである〔pp. 446—447.〕とした。その点では「租税問題」との隔りを指摘しうるが、「特別報告」も棚卸法に基づくキャピタル・ゲインの全額課税を主張している点で、結論に大きな差異はない。単純に全廃を主張しているのではない点に注意すべきである〔pp. 477—487.〕°）。

かくして租税学者の多くは未分配利潤税の提起した問題の正当性を十分認識しており、その代替策に苦慮していたといえるのであって、場合によっては、未分配利潤税以上にドラスティックな、憲法改正を含む改革さえ構想されていたのである。